

令和 2 年第 3 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 2 年 9 月 4 日 開会

令和 2 年 9 月 17 日 閉会

九十九里町議会

令和2年第3回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示..... 1

第 1 号 (9月4日)

○議事日程..... 3
○出席議員..... 3
○欠席議員..... 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... 3
○職務のため出席した者の職氏名..... 4
○開会及び開議の宣告..... 5
○議事日程の報告..... 5
○会議録署名議員の指名..... 5
○会期決定の件..... 5
○諸般の報告..... 5
○行政報告..... 6
○一般質問..... 11
 古 川 徹 君..... 12
 荒 木 かすみ 君..... 25
 善 塔 道 代 君..... 40
 西 村 み ほ 君..... 57
○散会の宣告..... 64

第 2 号 (9月7日)

○議事日程..... 65
○出席議員..... 65
○欠席議員..... 65
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... 65

○職務のため出席した者の職氏名	6 6
○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○一般質問	6 7
谷川優子君	6 7
細田一男君	8 2
鐘田貴俊君	9 0
○休会の件	1 0 2
○散会の宣告	1 0 2

第 3 号 (9月9日)

○議事日程	1 0 5
○出席議員	1 0 6
○欠席議員	1 0 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 7
○開議の宣告	1 0 8
○議事日程の報告	1 0 8
○議案第1号から議案第7号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
・議案第 1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算(第5号)	
・議案第 2号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第2号)	
・議案第 3号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
・議案第 4号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
・議案第 5号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
・議案第 6号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	
・議案第 7号 令和2年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)	
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
・議案第16号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	

○議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 3
・議案第 17 号 いわしの町「九十九里」応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 4
・議案第 18 号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 6
・議案第 19 号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
○議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 8
・議案第 20 号 九十九里町立幼保連携型認定こども園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 9
・議案第 21 号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 3 1
・議案第 22 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
○議案第 8 号から議案第 15 号までの上程、説明……………	1 3 2
・議案第 8 号 令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 9 号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 10 号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 11 号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 12 号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 13 号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 14 号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

・議案第15号 令和元年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について	
○報告第1号の上程、説明	134
・報告第1号 令和元年度九十九里町健全化判断比率の報告について	
○報告第2号の上程、説明	134
・報告第2号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について	
○報告第3号の上程、説明	134
・報告第3号 令和元年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について	
○報告第4号の上程、説明	135
・報告第4号 私債権の放棄について	
○報告第5号の上程、説明	135
・報告第5号 私債権の放棄について	
○報告第6号の上程、説明	135
・報告第6号 私債権の放棄について	
○報告第7号の上程、説明	135
・報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について	
○報告第8号の上程、説明	136
・報告第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和元事業年度における業務実績に関する評価結果について	
○会議時間の延長	136
○休会の件	144
○散会の宣告	144

第 4 号 (9月17日)

○議事日程	145
○出席議員	145
○欠席議員	146
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	146

○職務のため出席した者の職氏名	1 4 6
○開議の宣告	1 4 7
○議事日程の報告	1 4 7
○議案第 8 号から議案第 1 5 号までの質疑、討論、採決	1 4 7
・議案第 8 号 令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 9 号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 1 0 号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 1 1 号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 1 2 号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 1 3 号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 1 4 号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 1 5 号 令和元年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について	
○閉会の宣告	1 7 7
○署名議員	1 7 9

令和2年第3回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月17日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和2年9月4日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和2年第3回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月4日（金曜日）

令和2年第3回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月4日（金）午前9時57分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	木原正幸君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	中村吉徳君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	南部雄一君

まちづくり 課長	古川 富康 君	会計管理者	戸田 佳子 君
ガス課長	吉田 洋一 君	教育委員会 事務局 局長	篠崎 英行 君
農業委員会 事務局 会長	羽斗 伸一 君	教育委員会 事務局 主幹	竹内 秀樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長	篠崎 肇 君	書記	伊藤 さやか 君
--------	--------	----	----------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時57分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和2年第3回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

7番 浅 岡 厚 君

14番 古 川 明 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から18日までの15日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から18日までの15日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第22号、報告第1号から報告第8号の送付があり、これを受理いたしました。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、

町長、大矢吉明君、代表監査委員、小川卓尔君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和2年度第1回定期監査が8月4日、5日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（内山菊敏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和2年第3回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますこと厚くお礼を申し上げます。

さて、いまだ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、とどまることなく全国各地で感染者が増加している状況でございます。

本町におきましても、8月に初めて町内在住者の感染が確認されました。感染された方及び家族関係者の皆様に、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、早期の回復を心からお祈り申し上げます。

町民の皆様におかれましては、個人の詮索や風評被害につながるような行動は慎んでいただきますようお願い申し上げます。また、このような状況の中でございますが、新型コロナウイルス感染防止のため、町内の方々や各種企業からマスクや消毒液など数多くの御寄附を頂いております。改めまして、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染から身を守るためには、小まめな手洗いやマスク着用などの予防対策に加え、密閉空間、密集場所、密接場面となる3つの密を避け、人と人との接触機会をできるだけ減らすことが重要でございます。引き続き、感染リスクを避ける行動や生活の徹底に御協力をお願いいたします。

町といたしましては、感染予防対策をはじめ支援制度などの関連情報について、広報紙やホームページなどを用いて積極的に周知してまいります。一人一人の行動が御自身の感染リスクを下げるとともに、大切な人や地域を守ることに繋がります。今後も、私のリーダー

シップの下、町民の生活を支援するとともに、地域活性化を図る事業を展開してまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様には御理解、御協力をお願い申し上げます。

それでは、6月議会定例会以降の、主な事業についての御報告でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、町消防ポンプ操法大会など、予定していた行事は中止や延期となりました。また、5月から申請受付を開始した特別定額給付金につきましては、8月19日に受付を終了したところでございます。今後の行事につきましても、感染拡大防止に向けた慎重な対応が必要となり、予定どおりの開催が見込めない状況でございます。開催が決定した際には、議員の皆様方からも気運を高め地域活性にお力添えを賜りますよう、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について、御説明申し上げます。

議案第1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,066万2,000円を追加し、予算の総額を75億833万4,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、7月の議会臨時会で承認いただきました令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び地方創生対策の事業費として、6,828万8,000円を計上しております。総務費の企画費で、交通事業者に対し事業継続に向けた支援として、バス運行対策費補助金292万円、民生費の後期高齢者医療費で保険料の納付方法にスマートフォン決済を導入するため、後期高齢者医療特別会計繰出金503万7,000円、農林水産業費の水産業振興費で、指定管理者に対し事業継続に向けた支援として、海の駅九十九里支援金300万円、教育費の学校管理費で小・中学校の手洗い場を自動水栓化するため、3小学校分として、手洗い場改修工事672万1,000円、中学校分として444万9,000円、豊海小学校の多目的室に空調設備を設置する経費として、空調設置工事1,254万円、片貝小学校の天窗フィルム設置工事1,650万円などを増額いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止等対策事業費のほか、総務費の財産管理費で電子計算機室の空調改修工事246万2,000円、農林水産業費の農業振興費で、令和元年度の台風で被災した農業用ハウスの強靱化を図るため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金115万9,000円、農地費で経年劣化した施設を設備するため、農業集落排水事業特別会計繰出金314万9,000円、土木費の河川総務費で、水防法の改正に伴い新たな洪水ハザードマップを作成するため、洪水ハザードマップ作成業務委託料600万円、教育費の公民館費で中央公民館の修繕経費とし

て、修繕料364万7,000円、中央公民館防水工事121万3,000円、学校給食施設費で調理機器等の故障に対応するため、給食事業特別会計繰入金210万3,000円などを増額いたします。

また、本年4月1日における職員の人事異動等により人件費を4,229万6,000円減額いたします。

歳入の補正につきましては、国庫支出金の総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,857万1,000円、土木費国庫補助金で、洪水ハザードマップ作成の財源として、社会資本整備総合交付金（防災・安全）で300万円、県支出金の農業費補助金で令和元年度の台風で被災した農業用ハウスの強靱化を図る財源として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金115万9,000円、町債の臨時財政対策債で、臨時財政対策債580万円などを増額いたします。

これら歳入から歳出を差し引きますと、934万1,000円の余剰となることから、財政調整基金繰入金を934万1,000円減額いたします。

次に、債務負担行為の補正では、ちば電子申請システムの共同利用期間が令和3年3月31日に満了となることから、引き続き複数年当該システムを使用するため、債務負担行為を設定いたします。

議案第2号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ210万3,000円を追加し、予算の総額を1億4,836万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、給与改定等に伴い人件費を10万円、調理機器等の故障に対応するため修繕料200万3,000円を増額し、その財源として、一般会計繰入金を210万3,000円増額いたします。

議案第3号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、予算の総額を2億6,992万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成方法を償還払いから現物給付に変更するため、システム改修委託料16万5,000円を増額し、その財源として一般会計繰入金を16万5,000円増額いたします。

議案第4号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ503万7,000円を追加し、予算の総額を2億3,003万7,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染リスク及び感染予防として、

保険料の納付方法にスマートフォン決済を導入するため、総務費の一般管理費でシステム改修委託料478万5,000円、徴収費で25万2,000円を増額し、歳入の補正につきましては、一般会計繰入金を503万7,000円増額いたします。

議案第5号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ625万1,000円を追加し、予算の総額を15億8,325万1,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、諸支出金の償還金で、地域支援事業の実績による社会保険診療報酬支払基金への還付金として384万7,000円、地域支援事業費の一般介護予防事業で人事異動により、人件費を240万4,000円増額いたします。

歳入の補正につきましては、国庫支出金で、人件費の増額により地域支援事業交付金60万1,000円、マイナンバー制度に対応するため、システム改修事業補助金32万6,000円、支払基金交付金で地域支援事業交付金64万9,000円、県支出金で地域支援事業交付金30万1,000円、繰入金で介護給付費準備基金繰入金439万9,000円を増額いたします。

議案第6号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ314万9,000円を追加し、予算の総額を1億3,114万9,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、事業費の維持管理費で、経年劣化した施設の設備の修繕料325万3,000円を増額し、歳入の補正につきましては、一般会計繰入金を314万9,000円増額いたします。

議案第7号 令和2年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定のガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収入支出それぞれ22万4,000円を追加するものでございます。

補正の主な内容は、4月1日の人事異動に伴うものでございます。

議案第8号から議案第15号につきましては、令和元年度九十九里町の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第16号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の施行に伴い関係する条例の一部を改正するため、九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

議案第17号 いわしの町「九十九里」応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成21年3月から開始したふるさと納税について、その寄附額が年々増加し、ふるさと納税事業に係る経費が増加したことから、ふるさと納税として受け入れた寄附からふるさと納税事業に係る経費を支出するため、いわしの町「九十九里」応援寄附条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い通知カードが廃止となったことから、当該カードの再交付に係る手数料の規定を削除するため、九十九里町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものでございます。

議案第20号 九十九里町立幼保連携型認定こども園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部が改正され幼児教育・保育の無償化の措置が講じられたことに伴い、法律との用語の整合を図るため、九十九里町立幼保連携型認定こども園設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴い、助成の方法を現物給付化するなど、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図るため、九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、教育委員会委員の花澤礼孝氏が、令和2年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに関留理子氏を教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

報告第1号 令和元年度九十九里町健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度の健全化判断比率を、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第2号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について及び報告第3号 令和元年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第4号から報告第6号の私債権の放棄についてでございますが、九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例第2条第1項の規定により私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度の経営状況について報告するものでございます。

報告第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和元事業年度における業務実績に関する評価結果についてでございますが、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、業務実績に関する評価結果について報告するものでございます。

以上が、議案及びその他の概要でございます。

詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は10時35分です。

(午前10時24分)

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

コロナウイルス感染症対策として、この後、執行部は入替えとなりますので御了承願います。

(午前10時35分)

◎日程第5 一般質問

○議長（内山菊敏君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、6番、古川徹君。

(6番 古川 徹君 登壇)

○6番(古川 徹君) 6番、古川徹です。

改めまして、おはようございます。

質問の時間に限りがございますので、早速、質問に入りたいと思います。

今回、1点目に挙げますのは、新型コロナウイルスの影響に係わる支援と医療体制についてでございます。

①著しい収入減となった中小企業や個人事業主への支援状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

②PCR検査体制や補助制度及び感染者の病院・宿泊施設等への受入れ体制はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

大項目2、津波防護対策及び防災対策についてでございます。

①片貝防潮堤の進捗状況と、コンクリート被覆による強靱なまちづくりの要望状況は県の方にどのようにされてきているのか、お聞きしたいと思います。

②漁港周辺の津波対策事業、関係自治体の皆様へ理解と周知の方法はどのようにお考えになられているのか、お聞きしたいと思います。

③自然災害に備えた電気・飲食物資等の確保や災害協定の進捗状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

大項目3、町内側溝排水路管理についてでございます。

①町民で行われている側溝清掃は、若年層が少なく作業に支障が出ているが、これについて対応と対策はどのように考えているのか、以前にも質問しておりますので、お答えをいただきたいと思います。

②側溝清掃車などの導入で、町単独事業で取り組んだ場合はどのぐらいの総経費がかかるのか、また委託事業で取り組んだ場合にはどのぐらいかかるのか。その対応、解決策、全部まとめてお聞きしたいと思います。

なお、再質問は自席で行います。

○議長(内山菊敏君) 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 古川徹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスの影響に係わる支援と医療体制についての御質問にお答えいたします。

1点目の、著しい収入減となった中小企業や個人事業主への支援状況についての御質問ですが、町では新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた中小企業者、個人事業者を支援するため、中小企業等緊急支援金事業を創設したところでございます。

令和2年第2回町議会定例会において、九十九里町一般会計補正予算（第2号）を御承認いただき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、売上げが大きく減少している業者に対し、1事業者当たり10万円を支給するものでございます。

当該事業の対象につきましては、450事業者を見込んでおり、8月25日現在で66事業者より申請を受け付けたところでございます。

2点目の、PCR検査体制や補助制度及び感染者の病院・宿泊施設等への受入れ体制についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症に関する医療体制の確保につきましては、国の方針に基づき、県が保健所などに設置した帰国者・接触者相談センターにおいて、二次医療圏内の感染症指定医療機関などとの調整を図り、PCR検査の実施や陽性患者の受入れ先を確保するなど、医療体制の整備を行っているところでございます。

また、任意のPCR検査に対する補助制度はございませんが、感染症が疑われる方に対し保健所を通じて行う行政検査につきましては、感染症の蔓延防止の観点から、原則自己負担はございません。

次に、津波防護対策及び防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、片貝海岸防潮堤の進捗状況とコンクリート被覆による強靱なまちづくりの要望状況についての御質問ですが、千葉県により実施されている九十九里沿岸の海岸津波対策は、防護高さの確保を最優先し、土堤による堤防整備が進められており、今年度中に完成すると伺っております。

片貝海岸防潮堤に対するコンクリート被覆の要望につきましては、令和元年7月に早期着工要望書を県に提出しております。また、令和2年7月にも早期着工の要望書を県に提出したところでございます。

なお、県は防護高さの確保が完了した後に、堤防のコンクリート被覆化を実施していくとしております。

2点目の、漁港周辺の津波対策事業、関係自治体への理解と周知方法との御質問ですが、令和2年2月に千葉県による3回目の住民説明会が開催されましたが、一部の地域住民との

合意形成が得られず、津波対策工事につきましては未着工となっております。

このような中、本年6月に小関納屋自治区による津波対策に関するアンケート調査が実施され、早急な津波対策が必要であるとの回答が多く寄せられました。町といたしましては、地域住民の安全・安心な暮らしを守るため、県が提示する計画案により、漁港周辺の津波対策を早期に進めることが最良であると決断したところでございます。

津波対策に係る町の方針などにつきましては、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、住民説明会に変わる方法で区民の皆様にお伝えすることにより御理解と周知を図ってまいります。

3点目の、自然災害に備えた、電気・飲食物資等の確保や災害協定の進捗状況についての御質問ですが、町では、災害時の物資の備蓄に関する方針に基づき、災害発生時に必要と想定される資機材や避難者用の備蓄物資を確保しております。

停電時に庁舎及び各避難所の電源を確保するため、可搬型の発電機を8台所有しております。また、食料及び飲料水につきましては、町地域防災計画に基づき、地震における避難者数を2,080人と想定し、発災から3日間分を賄える数量を備蓄しております。

災害協定の進捗状況につきましては、千葉県及び千葉県内外の市町村、民間企業と災害協定を締結しており、必要に応じて物資等を調達できる体制を構築しております。

次に、町内側溝排水路管理についての御質問にお答えいたします。

1点目の、町民で行われている側溝清掃は若年層が少なく、作業に支障が出ているが、対応と解決策についての御質問ですが、側溝清掃につきましては、地域の生活環境維持の観点から各自治区で実施し、集めた土砂は町が回収し処分しております。

各自治区において、近年若年層が少なくなっている現状もありますが、近隣の市町においても同じ方法で実施しており、今後も地域の快適な生活環境を維持するためには町民の皆様の御協力が欠かせないと考えておりますので、引き続き各自治区の皆様のお協力による側溝清掃をお願いしたいと考えております。

2点目の、側溝清掃車などの導入で、町単独事業で取り組んだ場合の総経費についての御質問ですが、現在、九十九里町が管理している道路側溝の総延長は約181kmであり、そこに高さ10cmの汚泥が堆積していると仮定し、直接町が作業する場合と業務委託する場合のそれぞれを試算いたしました。直接町が作業する場合は、清掃用特殊車両2台の導入に約2,000万円、その他人件費や特殊車両の維持費、汚泥の処分費等の経費は約3億5,000万円となります。また、業務委託して側溝清掃を行う場合、作業費や汚泥の処分費等を含めた委託料は

約4億8,000万円と見込まれるところでございます。

以上で、古川徹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

では、新型コロナウイルスの影響で収入減となった中小企業や個人事業主への支援状況の再質問をいたしますが、国、県、町もそうなのですが、前年度の売上額から今年度の売上額が50%以上収入減に陥った場合は、国は持続化給付金や、また、休業要請に応じている事業者、そして賃借している事業者の数に応じた支援、そしてそのほかには融資保証などがあります。そして町では、県の中小企業再建支援金の支給決定を受けていることを条件とした、今、町長が言われた10万円の支援金があるわけですが、支援金給付から現在に至るまでの中小企業個人事業主に対する支援状況、先ほど66事業所から申請があったようなお話を聞きましたが、その中の100%中と考えた中で、何%くらい支援がもう済んでいるのか、できているのか。また、その支給に対して遅延や不満などの問題は出ていないのか、答弁を求めます。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 古川徹議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、九十九里町の中小企業支援の進捗状況のパーセントというところでございますが、町長答弁では、8月25日現在の状況をお伝えしたところでございます。

昨日の状況について説明をさせていただきますと、申請件数は112件でございます。これの振込手続件数は91件となっております、申請に対して81.3%。振込手続件数のうち振込の完了した件数でございますが、これが62件でございます。申請件数に対して55.4%の率となっておりますところでございます。

また、苦情等ということでございますが、町の申請する際に事業者等から聞いたところによります状況ですが、県の交付金が振り込まれて、それから県の交付決定が届くまでに1か月超の時間を要していると。手続が遅れている状況であるということを伺っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

112社の申請があり91件が済んでいると。その中でも81.3%ということですが、県のほうの証明書が来ていないから町が対応できないという状況であるということですかね。県のほうにも、迅速にやっていただけるようお願いしてもらって、少しでも町民のために

助ける働きをしていただきたいと思います。非常に困っておりますので。

このコロナウイルスの影響はいつまで続くものか、先行きが不透明ですし、また今後の支援として、今回と同じような支援制度ではなく、今、申し上げたように50%以上売上げが減少した条件では、不満も不公平感もあると思います。

今回、県議会では、9月補正で3割減でも見ていこうというようなことを、今回挙げるということを聞いておりますけれども、50%未満でも10%の売上げ減少であろうと、これは事業者にとっては大変なんです。この支援は国民の税金で給付されるものですから、今後は国、県、町もそのような要望や考慮が肝要だと思います。

これについては、課長そのものはどのようなお考えを持っているのか、率直な意見をお聞きしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが前年度と比較して50%以上減少した中小企業者等への支援策として、本町も中小企業の支援策を創設したところでございます。50%以上の減少ということは、現状では国においては50%以上の減少と捉えているところでございまして、コロナウイルスの影響があるというところでは50%以上というところで捉えております。

また、まずは今の支援制度、実施最中でございますので、実施状況を見極めつつ、国等の動向に注視しながら、50%未満のところについては検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

ということは、町もそのような形で訴えていってくれるということでよろしいですね。よろしく願いいたします。

次に、PCR検査体制や補助制度及び感染者などを受け入れる医療体制ですが、補助制度から、まずお聞きします。

PCR検査を受け証明書をもらうには、約3万3,000円ぐらい、これは各医療機関によればらつきがあると思うんですが、かかると思います。発熱やせきなどの自覚症状がなく、検査の結果、陽性反応が出た場合、入院や宿泊施設を利用する、または自宅療養で治療される場合は、入院や治療費は、これは国民健康保険が適用になるのかなとは思いますが、あ

とのものというのは自己負担になるんじゃないかということをお聞きしたいのと、また、発熱やせき、味覚障害などの自覚症状がある場合で診断を受けた場合は、全て公費で賄う、また国保負担という自己負担なしの制度になっているのではないか、答弁を求めます。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、PCR検査についてお答えをさせていただきます。

まず、行政検査として行うPCR検査につきまして、費用負担は、基本的には検査結果にかかわらず3割が公費負担、残りの7割について健康保険によって負担されるといったこととなりますので、患者様からの自己負担は発生しないということになります。

しかしながら、任意のPCR検査におきまして陽性反応が確定した場合にあっても、これは行政検査ではございませんので、保険の診療対象とはなりません。したがって、検査費用については全額自己負担ということになります。ただし、陽性が確定した場合の診療費用、これにつきましては全額公費及び保険の適用となります。

なお、補助制度でございますが、新たな取組といたしまして、県では8月1日から分娩予定のおおむね2週間前の妊婦を対象といたしまして、PCR検査を含めた分娩前ウイルス検査に対し、2万円を上限とした補助制度を創設してございます。この制度につきまして誤解なく丁寧に御説明を申し上げるため、妊婦個別に対応しているところでございます。

加えて、8月21日付の厚生労働省の事務連絡でございますが、新型コロナウイルス接触確認アプリで陽性者との接触通知を受けた者の検査について、症状に関係なく行政検査の対象とし、検査費用を基本的には本人には求めないとしてございます。町といたしましても、引き続き接触確認アプリのPRに努めるとともに、国、県の動向に注視しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今、接触検査をした後に陽性反応が出た場合には負担しなくていいような話があったと思いますけれども、中には仕事上の都合で県外、国外に行かなくてはならない方、これはいるわけですね。また、仕方なく視察等で旅行に行かれる方など、また、今言われたように任意で受診される場合があると思います。全ての検査費用を公費負担にするわけにはいかないと、思いますけれども、自覚症状がなく任意で受診した結果、陽性反応が判明した場合は、自覚症状があつて診断を受けた方と同様の補助制度が必要だと思ふんですが、今、課長、それが

できるということによろしいですね。できない。だと思っんですよ。できないといけないと、必要だと思っますし、できなければ不平等になると思っますので、このようなことを国に、補助制度の見直し等々を考へていただくよう、願っしていつていただきたいと思っます。

では、コロナウイルス感染症が万が一増へて、また、万が一クラスター等の集団感染が出た場合、受け入れる医療体制は万全なのか。病院、宿泊施設の受け入れ、そしてPCR検査は1日当たりどの程度の人数が検査できる検査体制なのか。これをお聞きしたかったんですが、御相談に行つたときには、全て保健所、また県の対応なので、町では、コロナウイルスの疑いがあつて受診や検査を受けたいのでどこで受けられるのかと町民から聞かれても、医療関係施設は一切伝えることはできない。また、近隣の医療施設で診断可能かどうか相談してみてくださいとの情報周知すらできないんですよね。

お聞きしますが、保健所やコロナウイルス感染症コールセンターは、今後、もし感染の疑いのある方が増へ続けた場合に、電話相談をしたときにかかりにくくなつたり、対応がやり切れなくなつたりするトラブルが起きないかということ懸念するところです。もし、高齢者が感染の疑いがあり電話した場合に、今言つたトラブルが発生した際に、対応の遅れで重症化したり、万が一には死亡してしまうおそれも考へられるんです。

これについて、課長はどう思っますか。御答弁願っします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 帰国者・接触者相談センター、これを設置します山武保健所でございますが、現在、電話回線を6回線で対応しているということでございます。そのため、初動となる電話相談において対応が遅れるといったことはないと聞いてございます。

また、PCR検査体制の充実というところでございますが、山武地域の中でPCR検査を速やかに実施できる体制について、山武保健所や医師会の協力をいただきながら、山武郡市市町会から東千葉メディカルセンターに対しまして、PCRセンターの設置要望を行つたところでございます。

今後の対応といたしまして、感染の疑いがある住民に対して速やかにPCR検査が受けられる体制を整備するとともに、確実に医療機関につなげるため、山武郡市医師会との連携の下、東千葉メディカルセンターにおけるPCRセンターの開設に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

課長、実際に私は保健所にも、この帰国者・接触者相談センター、こういったところにもちょっと御相談をしました。したところ、結局言われることは、かかりつけの医療機関で診てもらってくださいという結果になりますと。それと分かっているものを、答えが分かっているものを、わざわざそこを遠回りしてそうやってやるんじゃなく、自治体からそういうことを発信することによって、直接そういうところに行くわけです。そのようなことができるかできないのか、保健所が必ずしもやっちゃいけないとは言っていないと。このようなことも言われていますので、可能な限りそのような体制を取っていただきたいと思いません。

次に、片貝防潮堤の進捗状況と、土塁による防潮堤にコンクリート被覆をした強固な防潮堤となるよう、強靱なまちづくりを前々から要望しているのですが、その後の県の要望の状況を、現在に至るまでどのようにされてきて、いつまでに進めてくれるとかの県からの応答があるのか、お聞きしたかったんですが、先ほど町長から、令和元年7月にコンクリート被覆の早期着工の要望書を県に提出していただいたと。そして、今年度7月にも再要望書を提出していただいた。そして、土塁による防潮堤の防護高が確保されたと、先ほど町長が言われたと思います。

そのようなことで、コンクリート被覆を行うような答弁をいただいたのですが、要望書の提出、これは誠にありがとうございます。しかし、提出期間があまりにも遅かったんじゃないでしょうか。もっと前々から提出する時間はあったと思います。

では、副町長にお聞きしたいのですが、副町長は県職員として土木や環境部、また副主査、副主幹または防災危機管理課の主幹まで務められてきた方なので、ちょっとお聞きします。

この片貝海岸の土塁による防潮堤は、風雨で崩れてしまい砂が飛ぶような現状もあり、町民の生命や財産、また、防潮堤から生える雑草が町の景観を台なしにしている悪影響です。副町長も就任からもう4か月過ぎますので、その辺は見ていただいております。

不安や、本町にとって貴重となる観光資源に悪影響を及ぼしているのですが、町を守り、さらなる観光振興につなげていくためには、この問題をどうすべきとお考えでしょうか。御答弁を求めます。

○議長（内山菊敏君） 副町長、鈴木浩光君。

○副町長（鈴木浩光君） ただいまの御質問にお答えいたします。

片貝海岸を含む海岸津波対策につきまして、県では土堤による防護高さの確保が今年度中

に完成した後は、引き続き、堤防のコンクリート被覆化を実施するとして、現在整備区間の優先順位の検討を行っているところです。町としましては、片貝海岸防潮堤のコンクリート被覆化が一日でも早く実施されるよう、引き続き県に対して要望を行ってまいります。

なお、県はコンクリート被覆が完成するまでの間においては、土堤の崩れが発生した箇所等について、補修等により適切な維持管理に努めていくこととのことですので、土木事務所と協議を行いながら適切に対応を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。答弁ありがとうございます。

崩れた場所については補修していると、前からこれ言っているんですよ。実際できていないんですね。すぐに対応できていないんです。

今、言われたように、片貝防潮堤は、もう町長も副町長も御存じのように、ほとんど防護高の確保は完了していると思いますよ、今現在で。今、申し上げた不安や悪影響で、飛散した砂の処理も、職員の皆さんが大変な思いをして作業をして砂を払ってもらっている。そのような負担もかかっているんです。復興予算の期限のこともありますし、町の負担が一銭もかからないように、迅速に着工していただけるように、重ねて働きかけていただきたいと思います。

次に、漁港周辺の津波対策事業は、先日に銚子漁港事務所から再度説明を受けたわけですが、関係自治区の意見や要望もあり、なかなか同意を得られない状況であることです。

しかしながら、いつ発生するか分からない自然災害、それと、今言ったように、国からの復興予算も今年度もち終了すること。または、すぐにでも計画を進めなければ、これからまた実施設計等にも時間がかかるなど、今できる対策をすぐにでも進めない限り、住民の不安や漁業関係者の不安も募るばかりだと思えます。

関係自治区のアンケート結果には、現在の計画案で津波対策事業を進めることに対し、回答者数267世帯中90世帯が賛成で、154世帯が無回答、そして23世帯が反対という結果のようなので、やはりすぐにでも対策を進めてほしいとの気持ちの表れだと思います。

復興支援も、今年度以降10年間延長ということもあると思いますが、予算も大幅に削られ、現在の計画案の津波対策でさえもできなくなるおそれがあります。ですので、現在の計画案を分かりやすく周知し、津波対策事業を進めていただき、対策後は住民の意見・要望にも寄り添えるような、また漁業関係者にも支障の出ない強靱なまちづくりを、国、また県に求め

て進めていっていただきたいと思います。

先ほど町長からも、関係自治区には、そのような工事の内容については説明するということもいただきましたのでそれは結構です。

次に、自然災害に備えた電気・飲食物資等の確保や災害協定は、再三にわたり質問で提案してきておりますが、現在の状況で、昨年度のような大型台風や地震発生時に十分な対策はできているのか、お伺いしたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、総務課の所管する部分で回答させていただきたいと思っております。

町長の答弁にもございましたけれども、町としましては、災害時の必要な物資等の計画を立てまして、それに沿っての備蓄を進めてきておるところでございます。また、電気等、昨年も停電がありました。避難所での対応をするための発電機ということでの整備はしてございますけれども、実際の停電になった場合には東電の力が必要になると思いますので、この点については、先日、協定を東金、大網、九十九里で結ばさせていただいたところがございます。引き続き、災害対応の準備のほうは、今後も進めてまいる必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

一番、本当に、昨年度の台風時にあれだけの大被害が発生したわけで、その中でも一番困ったということがあったと思います。重要なものは、やはり命を守るライフラインの確保だと思います。当然のことですね。その中で、昨年度一番困ったことはやっぱり電気、水分等がなければ、あれだけの困難な状況になるとの教訓にもなったと思います。

今回、九十九里水道企業団、また山武郡市の広域水道企業団では、九十九里水道企業団については停電などした場合に困ったもので、自家発電装置を設置したと。そのようなことで、停電になったときでも困らないと。また、山武郡市広域水道企業団においては、経年していたポンプ車があったもので、そのポンプ車の入替えをしたと、更新したと。そして、給水のタンク、このようなものも10台あったものを15台に増設したということをお聞きしております。

水分は十分な確保があり、電気系統は、今課長が言われたように、送配電会社、東京電力

パワーグリッドだと思いますが、そこの災害協定の締結はできているとのことですね。

では、自動車業界、またバス会社との電源車提供協力や電力提供協力などの災害協定はできているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは答弁させていただきます。

送配電会社以外の自動車業界でありますとかバス会社の電源車の提供協力や、電力提供の協力の災害協定は、今のところ結んでおりません。調査・確認を行い、災害協定先の拡充に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

協定を結ばれていないということでございますけれども、この役場本庁舎とか、この役場周辺の施設だけではなく、やはり福祉施設、病院施設、そういったところも電力が必要になってくる場合があるんです。そのようなことも考えられますので、全てのそういう災害協定というのをいろいろ探し出してもらって、協定を進めていただきたいと思います。

今回は取り上げていませんが、食料品や生活用品の提供をしていただけるスーパーやコンビニ等の災害協定もあると思いますので、十分な確保や災害協定締結を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは最後の項目になりますが、町内側溝排水路管理の再質問に入ります。

前々からお伝えしているように、人口減少や各自治区の区民も若年層が少なく、あの重たい排水溝の蓋が上げられないという支障が出ています。町は、あくまでも住民の生活雑排水などで使用している住民の側溝排水路の清掃をお願いしたいと、先ほど町長も言われていましたが、しかしながらこのままの対応では、側溝排水路が詰まり、数十年や数百年に一度という自然災害が毎年のように起きているわけです。今も大変ですよ、台風10号。過去最大と言われています。そして、その自然災害が毎年のように起きているわけで、泥で目詰まりした排水路から屋内の排水管へ雑排水が逆流し、水がはけず水浸しになっているところもあるんです、室内がね。台風時には、雨水が排水路からあふれて冠水し、住宅への浸水被害につながる自治区がある、このようなことも懸念するところです。

先ほど町長から御答弁いただきましたが、今後の対応等、解決策を課長はどのように考えているのか、再度、具体的に御答弁をいただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

先ほども町長より答弁があったように、今後も町民の方々の御協力が欠かせないものと考えております。引き続き、各自治区の皆様の御協力による側溝清掃をお願いしたいと考えております。

しかしながら、議員が御心配していただいているように、これからさらに少子高齢化、人口減少が進む中で、自治区の皆様だけでは対応が難しくなってくることは承知しております。今後、自治区において側溝清掃が困難になった場合の対策として、例えば、町で作業員を雇用して清掃する。また、業者に委託しての清掃など、今後、自治区にお話を伺いながらよりよい方法を模索し、検討いたしますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。答弁ありがとうございます。

今、課長が言われたのは、何か作業員さんをお願いするというのが、今、含まれていたと思います。何か、業者を頼んだ場合には補助金をあげるみたいなことも言われていたんじゃないでしょうか。

ということは、では、それは置いておいて、では、単独事業で側溝清掃を行った場合の総経費はどの程度かかるのか、また委託事業で行った場合の清掃委託料はどのぐらいかかるのか。町長から、町の管理している排水路を全て、さっき181kmと言いましたかね。これをやった場合、清掃車導入で2,000万円、維持費、清掃処分料を含めて3億5,000万円、委託した場合には4億8,000万円と言われていましたよね。

では、町で毎年行われているごみゼロ運動、また町内一斉清掃、または各自治区で行われている一般雑排水路の側溝清掃は、町では年間汚泥処分料を40m³までと定めて行っておりますよね。もし、その40m³分の清掃を全て業務委託で頼むとしたら、約300万円ですというお話を御相談のときに言われていたと思います。300万円ですということは、毎年の清掃分を業務委託で実施した場合、町の年間の汚泥処理経費が約70万円ぐらいかかっていると思います。70万円をそこから差し引くと、あと約230万円の財源があれば、毎年の行われている形での側溝清掃、側溝排水路管理をできるということによろしいですね。

課長、答弁を願います。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

先日、職員が御説明させていただいたのは、5月のごみゼロ運動並びに9月の町内一斉清掃の際に、自治区で実施した側溝清掃により発生した汚泥40m³を町で回収し、処分しております。この集めた汚泥40m³から逆算した作業延長は約1.2kmとなり、側溝清掃を実施した町の約半分の自治区の側溝清掃の実施延長と考えております。その40m³の汚泥の処分を含む清掃業務を業者へ委託した場合の経費が300万円と御説明を申し上げたものでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

簡単に言うと、課長。今言ったように、毎年ここ数十年行われてきている町の側溝清掃、今言ったようにごみゼロ運動にしても、一斉清掃にしても、各自治区が単独でやっている側溝清掃にしても、その分の清掃は、この委託で頼んだ場合には300万円ですとできるということですね、そういうことですね。ただし、181kmの全てをやるにはそれだけの3億5,000万円かかりますと。ただし、今言ったように、毎年行われている清掃は委託で300万円ですとできるという計算になりますよね。

これで、もし問題があるんだったら、今までもほかにも清掃を行っていると思います。何とかやっていけるからこの状態で、町民の皆さんもこの状態で清掃しているんでしょから、なるべくそういう清掃をされている方々に負担をかけないようにできるためには、仮にその230万円を現在の世帯数、現在の世帯数は7,103世帯あるわけですけども、そこで計算をはじめてみると、1世帯当たりの負担額が324円、1世帯の方が324円出していただければ、今行っている側溝清掃ができるという計算になるということも考えられますが、ただし、中には農業排水路または農業集落排水を利用している方々もおられますよね。そういった方々を含めるわけにはいかないの、その辺を除いた1世帯当たりの負担額がどの程度でできる試算とか、また、先ほど答弁いただいたように、作業員の支援や、また補助金を支援するなど、ぜひ進めていただき、今のうちからなるべく負担が少なく済む対応と解決策を考え、住民が困惑しないように、また自然災害に巻き込まれることがないようにお願いいたしまして、私からの質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

(午前 11時25分)

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時56分)

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

(8番 荒木かすみ君 登壇)

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。よろしくお願ひいたします。

議長のお許しをいただきましたので、令和2年9月定例議会におきまして一般質問を行います。

初めに、今回、新型コロナウイルスにより亡くなられた方、熱中症などで亡くなられた方に心からのお悔やみを申し上げます。

今まで経験したことのない災害、コロナ禍の自粛、気温の上昇による様々な影響により、経済の圧迫が次々と起こり、その一つ一つに心が痛みます。

その中で、医療、介護関係者の御尽力には感謝申し上げます。厳しい状況の中で、人々に希望を与えるお働きに心から御礼を申し上げます。

つらい日々ですが、困難を乗り越え、前へ前へと歩みを進め、人の営みの前進はしなければなりません。ますます困難に負けない人材の育成が望まれるところです。皆で力を合わせ、今の状況を乗り越えていきたいと思ひます。

以前とは違つた生活環境の変化に対応する工夫が必要となりますが、そこで、私からは避難所についての質問をさせていただきます。

コロナ禍での災害時の避難体制について質問します。

新しい生活様式の中で、避難訓練の実施について、コロナ禍で、新しい生活様式を考える中、補正予算でも備品として用意をしていただきました段ボールベッドの組立て、テントの使い方等、今までにない備品について使い慣れていく必要があります。以前との違いも考えられますので、このことを踏まえた避難訓練の実施を考えているのかをお伺ひいたします。

次に、ソーシャルディスタンスをするという名目で国の方針にも挙げられています、避難先の友人宅、親戚、自宅待機している方への救援物資の配布についてお伺ひいたします。昨

年の台風被害の中で、一例でございますが、飲み水の配布がありました。欲しくても取りに行かれない方がたくさんおられました。国の方針にも挙げられていた避難先の友人宅、親戚、自宅避難している人というところへの救援物資を、どのように配布していく計画があるのかをお伺いいたします。

次に、避難所における障害者、障害のある児童、高齢者への対応についてお伺いをいたします。健常者と同じく、避難所に来られることと思えますけれども、この体の不自由のある方への対応をどのようにされていくのか、お伺いをいたします。

次に、コロナ感染の疑いのある方など、体調不良の方の別室の手配があるのか。検温等で異常が見られた場合の、別室の用意があるのかをお伺いいたします。

次に、宿泊施設や食品調達等、民間との災害協定についてお伺いいたします。ソーシャルディスタンスの中で、避難所、広範囲の避難が必要となりますが、宿泊施設についてお伺いいたします。また、避難所が集中していないため、避難物資の不足、配布方法など、民間企業における食品調達と災害協定、どこまで進んでいるのかをお伺いいたします。

避難体制について、最後に、町内のボランティアの体制づくり、また町外のボランティアの受入れ体制づくりについてお伺いします。避難所では、困っている方へ、ボランティアの方が必要になるのではないかと思います、その体制づくりについてお伺いをいたします。また、町外のボランティアの受入れはどのようにされるのかをお伺いいたします。

2項目めとして、本町における農業支援についてお伺いをいたします。

集落営農や組合による農業継続のための支援について。本町ばかりじゃありませんが、高齢化により農業の継続が難しい状態がございます。今後、どうすれば農業を絶やさずにいけるか、誰もが心配するところです。

町内でも、先行きの不安から、営農団体の立ち上げ等になかなか踏み切れない現状があるようです。そもそもこれでは、自分の代で終わりだというふうに、誰もが耕作放棄の方向へ向かってしまいます。集落営農や組合等での意見の集約はどこまで進んでいるのか、どんな支援ができるのかをお伺いいたします。

次に、農業の後継者の育成についてお伺いいたします。農業次世代人材投資資金の活用で、本町でも数名の新規就農者が毎年増えているのは聞いております。新規就農支援の要件が拡大もされております。農業を希望される方の裾野をもっと広げるために、町としてもっとできることはないのかということをお伺いいたします。

次に、多面的機能支払交付金などの継続についてお伺いいたします。今年度で一応の区切

りとなります、農業の多面的機能支払交付金ですが、費用対効果をお伺いいたします。次年度、継続の場合、耕作放棄地を減らすために、もっと多くの非農業者の参加が望まれるのではないかと思います。耕作放棄される前に、中間管理を希望される方の現状把握と環境保全に向けて、できることがあるのではないかというふうに思われます。この点についての当局の御意見をお伺いいたします。

次に、有害鳥獣対策と施設園芸への支援策についてお伺いをいたします。小規模の畑が多い本町の畑では、有害鳥獣の被害が深刻です。近年、何人もの方から、トウモロコシ、落花生、ブドウなどが、鳥、アライグマ、ハクビシンの被害に遭い、つくるのをやめてしまったというふうに聞いております。また、中高年以降、ハウスなどの施設園芸を始めてみたいと希望しても、補助対象もなく、きっかけがつかめないとの声もございました。

非農業者や高齢農業者の家族が農業を広げない限り、先々の希望がないと思いますので、有害鳥獣の対策、施設園芸の補助など、何とか支援に向けての方法がないのか、お考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。再質問は自席にてお伺いしてまいります。

○議長（内山菊敏君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、コロナ禍での災害時の避難体制についての御質問にお答えいたします。

1点目の、新しい生活様式の中での避難訓練の実施についての御質問ですが、総合防災訓練は、多数の住民及び町職員が参集するため、新型コロナウイルスの感染リスクが高まることが懸念されます。このため、コロナ禍にある現在、従来どおりの訓練の実施は困難であると考えております。

今後の防災訓練の実施につきましては、感染症対策を取り入れた災害対策マニュアルに基づき、まずは町職員を対象とした避難所開設訓練などを試み、その上で、住民が参加できる訓練手法を研究してまいります。

2点目の、国の方針にも挙げられていた避難先の友人宅、親戚、自宅避難している人への救援物資の配布についての御質問ですが、救援物資につきましては、災害が大規模となり避難生活が長期化した場合、被害状況に応じて支援策を講じてまいりたいと考えております。

なお、避難生活が短期間である場合は、各御家庭で用意された備蓄物資の使用をお願いします。

るところでございます。災害から自身を守るためには、一人一人が日頃から災害への準備や災害時の行動を考えておくことが重要であると考えております。引き続き、平時から災害に対する準備を心がけていただくよう、住民に周知してまいります。

3点目の、避難所における障害者、障害がある児童、高齢者への対応についての御質問ですが、町地域防災計画においては、避難所で生活することが困難な方を対象として、福祉避難所を開設することとしております。本町では、福祉避難所として、ちどりの里、つくも学遊館、保健センターの3か所で開設を予定しております。なお、コロナ禍において、福祉避難所につきましても、一般の避難所と同様に、衛生管理の徹底やソーシャルディスタンスの確保など、感染症予防対策に努めながら運営いたします。

4点目の、コロナ感染の疑いのある方など、体調不良の方の別室の手配についての御質問ですが、国が示す感染症に配慮した避難所対応策によりますと、臨時の避難所や専用スペースを確保し、一般の避難者との接触機会を極力減らすことが必要であるとされております。

本町におきましては、発熱やせき症状のある方に対して、別室やパーティションの利用により専用スペースを設けることとしております。

5点目の、宿泊施設や食品調達等、民間との災害協定についての御質問ですが、指定避難所において感染症対策を図りますと収容人数に限られることから、現在、民間宿泊施設の利用について関係者と協議しているところでございます。また、食料品等の調達につきましては、町内のコンビニエンスストアやドラッグストア等とは既に災害協定を締結しており、町内のスーパーマーケットとの協定締結に向け協議しているところでございます。

6点目の、町内ボランティアの体制づくり及び町外ボランティアの受入れ体制についての御質問ですが、避難所は避難者が一定期間生活を送る場所であるため、運営するための体制の確立が必要でございます。原則的には、避難者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められるところでございます。また、密閉・密接・密集の3密になりやすい避難所において、感染症の感染リスクを避けるためには、避難所内の人数を極力増やさないことが重要であると考えております。これらのことから、避難所におけるボランティアの受入れにつきましては、コロナ禍における避難所運営と併せて、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

次に、本町における農業支援についての御質問にお答えします。

1点目の、集落営農や組合による農業継続のための支援についての御質問ですが、本町におきましては高齢化による農業経営体の減少が懸念されております。町といたしましては、

農地利用を担う中心経営体への農地の集約化を目指して、千葉県及び千葉県農業会議等の関係機関と連携し、集落営農組織の設立や経営体の確保、農地集積に必要な取組を支援しているところでございます。

2点目の、農業の後継者の育成についての御質問ですが、全国的に若者の就農率は低く、本町においても、農家の後継者不足は深刻な状況となっております。就農には専門的な技術習得や初期投資が必要なため、就農前2年間の研修と就農後の経営が軌道に乗るまでの5年間を支援する農業次世代人材投資資金を活用し、次世代を担う農業者の育成確保に取り組んでおります。

3点目の、多面的機能支払交付金などの継続についての御質問ですが、本町では、平成27年度に、九十九里町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を策定し、多面的機能支払交付金の認定を受けることができるようになっております。現在認定されている5組織のうち、4組織が本年度で計画期間の満了となります。計画期間は原則5か年ではありますが、組織から次年度以降の計画書が提出されれば、再認定をすることができることとなっております。

4点目の、有害鳥獣対策及び施設園芸への支援策についての御質問ですが、現在、有害鳥獣対策として、鳥類駆除につきましては、猟友会により、播種期の6月及び7月並びに収穫期の10月に実施しており、獣類駆除につきましては箱わなによる捕獲を通年で実施しております。また、施設園芸への支援策として、認定新規就農者及び認定農業者は、国・県より、機械や施設整備、融資制度の各種支援措置を受けることが可能となっております。

以上で、荒木かすみ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。再質問させていただきます。

新しい生活様式の中での避難訓練の実施について、職員を対象としてという御回答がございましたけれども、具体的にどのぐらいのメンバーで、どういう手順で行うのか、お伺いいたします。最終的に全員がその訓練を受けられるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それではお答えさせていただきます。

職員によります避難所運営が円滑に行われるための避難所対応の訓練としましては、マスク、フェイスガード、手袋を着用し、受付、検温、症状確認、消毒液配置などの作業手順を確認。また、避難所スペースの指定やパーティションの設置、収納、簡易トイレの設置、こ

のようなことが訓練として考えられるとっております。

3密を考えますと、1回当たりの参加人数に制限が必要であると思われるので、ここについては、訓練の内容を加味しながら、1回当たりどれぐらいの規模で人を参集するのか。また、何回か繰り返しをしまして、できる限り多くの職員にこれらの訓練に参加をしてもらいたいというふうに、今のところは考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。

住民さんに対しては、コロナが収まった後の訓練、新しい備品の使い方など、周知はどのようにしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、お答えさせていただきます。

住民の皆様には、現在のコロナ禍ではなかなか難しゅうございますので、収束後には総合防災訓練の際に、避難所での活動体験の場を設けてまいりたいと考えております。

体験としましては、避難所スペースの指定を、自分たちで自ら来た方に指導していくであるとか、パーティションの設置の仕方、また収納の仕方、簡易トイレの設置、あるいは段ボールベッドの組立て、こういうようなことを訓練の中に取り入れて、参加いただいた際に、ボランティアとして、避難所の中での参加ができる体制を考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。

避難訓練については、ぜひ早期に実施をお願いいたします。近隣市町村でも既に訓練が行われ、住民さんに対しては、見学できる状態という方法もあるようですので、本町としても、ぜひ効果的なやり方の検討をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、国の方針に挙げられた避難先の拡大です。この件ですが、避難所に見えた方については、困難な状況がつぶさに分かる、見るができるというふうに思いますが、友人宅、自宅避難の困難状況、例えば床上浸水の危険があって2階に避難しているとか、そういう場合に、どこか決められた場所に報告先があれば、町の全体像がつかめるのではないかなというふうに思います。そして、それが分かっているならば、救援物資など必要となった時の手配にも情報提供が迅速にできると考えますけれども、この点についての当局のお考えをお聞か

してください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、お答えさせていただきます。

昨年の台風の場合を振り返ってみますと、強烈な風雨についてはおよそ一晩ぐらいではなかったかと思えます。このような場合のために、個人の災害時備蓄が必要になるものと思っております。まずは個人で災害備蓄を図るように周知しながら推進を進めてまいりたいと思っております。

また、避難先ということで、今、お話がございましたけれども、これらについては、一時的な避難であると、すぐ解消されてしまうというふうには思います。ただ、長期にわたる場合には、今後、自治区の協力、あるいは消防団との連携というようなものも考えながら進めていく必要もあるのかなというふうには思っておるところですので、これについては、相手の団体があることですので、これから詰めていくことは進めてまいりたいというふうには思っておるところです。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

短期については昨年も経験してきていることなので、皆さん、大分、用意ができていないかなというふうに思います。やはり大きな災害、今回、テレビなんかでもやっている大きな台風なんか来たときに、やはり屋根のこととか、瓦が落ちたとか、そういうときに必要になってくるんだと思うんですけれども、高齢者が友人宅にいる場合など、救援物資配布、例えばお水がなくなってしまったとかいうときに、よそのお宅にいるわけですから、そういうときに、そこのお宅の方が代わりに受け取りに行くとか、そういう事態が起きたときに、肩身の狭い思いをさせたくないなという気持ちもありまして、そういうことが可能かどうか、お伺いをいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） では、私のほうからお答えさせていただきます。給水に限ったことと言いますと、担当は健康福祉課になるところでございますけれども、その他の支援物資もありますので、私のほうから答弁させていただきます。

断水などの場合、高齢な方に支援用品の受領が困難な際には、昨年も水の場合など、代理の方にもお渡ししていたというのは、実際、担当のほうから聞いてはおります。

ただ、今後も、そういうような支援が必要な方につきましては、必要とする方の氏名、あるいは代理の方のお名前と連絡先、少なくともその程度の確認をした上で、お引渡しをするというようなことが可能であると、代理受領はできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 代理でも受け取れるということでよかったですと思います。

このほか、避難協力ですね。今まで、何でもかんでもじゃないですけども、4段階になったら避難所に行くんだよという話であったのを、それができない状態になるということを想定して、避難協力の方に、お互いに助け合いましょうというような共助の推進を奨励する配慮、また避難する人、受け入れる人の円滑な環境が整うように、細かな現場の声を聞きながら、そういったことへの周知をお願いできればと思います。全員が来てしまったら本当に大変なことになってしまうということも聞いておりますので、その辺の御配慮をお願いしたいと思います。

次に、障害者、高齢者の件で、場所は福祉避難所等、よく分かりました。この障害者や高齢者、その家族について、個々の対応について、もう少し具体的に詳しくお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問に御回答させていただきます。

災害の発生や発災のおそれがある場合、必要に応じて避難所が開設されますが、障害者や高齢者など支援が必要な方が避難してきた場合、避難所受付時の申出や避難後の状況に応じて、避難所担当と要支援者を担当する障害担当や高齢者担当が連携し、状況に即した対応を図っております。

福祉避難所が開設される前段でも、支援が必要であると判断した場合、保健師や障害担当者などが確認し、要支援者の家族にも確認の上、保健センターの居室を利用するなどの対応も図りますが、必要に応じては、より専門的な病院や施設との調整を行い、要支援者の安心・安全が確認できる場を確保することとしております。

昨年の避難所開設時の例で申し上げますと、保健師や障害担当者が避難所に赴き、障害者、高齢者へ声かけを行い、家族からの要望を確認しながら、状況に応じ、より支援が行き届く施設への移動や、専門の医療機関、専門施設への入所調整などを図るなど、対応を図らせていただいております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

細かく決められているということがよく分かりました。やはり障害者、高齢者等、家族と一緒に動いているということによろしいですね。

今回のソーシャルディスタンスの中では、十分な距離が保たれるということで、直接接触がなく不自由がないというふうな御見解であるのかなというふうに思いますけれども、障害のある方が避難所に行くことをちゅうちょしないように、行っていいのかなというふうに思わないような体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

次の、コロナ感染の疑いがある方など、体調不良の、別室の手配ですね。これは、同じ場所なのか、どんな形で誘導されていくのか、ちょっと時系列で、対応策をお願いできればというふうに思います。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、総務課で分かっている範囲の説明をまずさせていただきます。

コロナ感染症で自宅療養の方につきましては、避難の必要が生じた場合、県が借り上げた宿泊施設への避難になるというふうに聞いております。

また、濃厚接触者に避難の必要が生じた場合には、避難所に入る際に申し出ていただくということで決まりがあるようでございます。ただ、当町としましては、避難が必要な際には、濃厚接触者を対象とした避難先を用意し、広報をしてまいりたいというふうに思います。あらかじめ、濃厚接触ということであれば、初めから切り離してという、そういう考え方を取りたいということでございます。それによりまして、広報し、指定された避難所へ避難をお願いしたいと思います。

また、濃厚接触者への対応は保健所、福祉部局と連携を取りながら、総務課としては対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） そうすると、避難所が学校の場合、学校の中に別室があるとか、そういうことではないということによろしいですか。

感染の心配をして、健常者、何でもないというか、そういう方が避難をちゅうちょするこ

とがないようにというふうに思っておりますので、そこら辺は分かれてくださるといいのかなというふうに思います。

次に、宿泊施設と食品調達等の話ですけれども、具体的に今、交渉中ということもありましたけれども、何件くらいの企業体とどういう形で協定をされていこうとしているのかをお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） 宿泊施設の関係では、町内6か所のホテルであったり民宿ということになるんですが、こちらと協議をしております。宿泊客のいない空き部屋や体育館等をお借りするというようなことで、既に訪問をしまして、内諾はいただいておりますので、今後、協定の細かいところを詰める作業を進めてまいりたいと。今もし必要ならば、状況によってお借りできるというところまでの話はできているというふうに御理解いただければと思います。

それから、食料の調達に関しましては、もう締結が済んでいるものとしましては、町内のコンビニエンスストア、ドラッグストアとは締結が済んでおります。必要なときには、状況にもよりますが、店舗や本部の在庫に応じて提案をしていただける内容となっております。

それから、新規に、町内2か所のスーパーと同様の内容で、既に協議に入っておるところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。

本町に宿泊施設があつてよかったなというふうに思うわけですが、協力企業があるということで少し安心をいたしました。有事に円滑な誘導ができるよう、具体的に協議検討をまた重ねてお願いをいたします。

次に、ボランティアについてお伺いいたします。

町外については、コロナ禍で難しいというようなお話だったかというふうに思いますけれども、昨年同様、自衛隊の要請などはできるということだとは思いますが、このソーシャルディスタンスの中では、あまりたくさんの方が避難所に入れないということで、協力要請が難しいというようなことはよく分かりました。

その中で、前回のように、町内の中で災害に遭遇した場合に、町内の被害に遭っていない方が、被害に遭っている方のお手伝いができるような仕組みがあるのか。そういう方向に行

くのかどうか、その辺をお伺いたします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） 現在ではそういう住民相互のボランティア的な活動のルールであったり動きというものは持っておりません。身近なものとしては自治区単位であったり、そこに、先ほど私がちょっと触れましたが、地区の消防団であったりということがありますので、身近な、ボランティアの団体との連携というものも、町としては今後は少し検討に入っていかなきゃいけないのかなと。

今までですと、避難所というのが、指定されたところがあるので、地区の区民会館等については、避難所としてはちょっと活用を控えているというような発言を今までしてきたと思いますけれども、コロナ禍で避難先の分散というような話が出てきておりますので、自治区の区民会館をどう活用できるのか、また協力いただけるのかということも含めまして、これから各種団体、地区の団体と、お話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 全体的に、昨年の災害を受けていろいろ検討されているなということが分かりました。あとは、実用に向けて、もう少しやっぱり訓練が必要ではないかなということと、災害のタイプ別、地域別など行えるよう、また情報もたくさん届けられるように、訓練を積み重ねていかなければならないということを感じました。この件については以上になります。

次に、本町における農業支援について。集落営農も、多少声が上がっていると思うんですけれども、その辺で具体的にどんな支援ができるのか、詳しくお聞かせ願えたらありがたいです。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

その辺の支援ということでございますが、関係機関の支援としては、営農組織の設立や法人化の支援を千葉県農業会議が手がけております。また、担い手や組織からの農業に関わる相談を、千葉県農業者総合支援センターがワンストップで対応する総合窓口を設けております。町としましても、関係機関へ情報提供を行うなど、それぞれの農業継続に向けた取組への支援をしてみたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） そうすると、町のほうでは準備はできているんだけどもというようになことであると思うんですけれども、実際に農業者、高齢であったり、パソコンなど事務作業とかに不安のある方にとって、やりたいんだけどもやれないというハードルの高さがあると思うんですね。

ですので、一律にこういう機関があるよだけではなくて、町独自の支援が何かできないだろうかということを考えておりますけれども、この点についての当局のお考えをお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

集落営農組合等の設立、運営するということは、継続していくためには、経営戦略を考え、収益を上げていく必要があると考えております。ある程度の事務作業は出てくるものと思われれますが、収益の中から、苦手な作業は業務委託等もできるものだと考えます。また、集落営農組織等の中で役割分担を行い、高齢の方も携われる仕組みづくりも必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） コンサル的なことはできますよということだと思っておりますけれども、そこに踏み出すまでの農業者の、やはり勢いといいますか、そういうものがなかなか出ないのではないかとということで心配しております。そこら辺を促してあげられるような支援をお願いできたらなというふうに考えております。

最近では農作業の無人化、省略化など、先々の希望はあるんですけれども、すぐに実現できるというふうには思われませんので、その間のつなぎに、今いる人の中で、耕作放棄地をつくらないように手を入れておくべきだというふうに思っております。

そのための施策として、意見を取りまとめたり、御協力をお願いしたりと、実際住んでいる人、また遠方で、遠方の方は相続した土地が、自分の土地がどこにあるかも分からないという状態で、意見の取りまとめも現場では大変苦勞しているようでございます。それを、民間と民間とで連絡を取り合うという方法がないわけなので、この点では役場の応援をしていただかなければいけないなというふうに思っております。

これからも、こういう課題については引き続き取り上げさせていただきます。

次に、農業の後継者の問題についてお伺いいたします。

現在、農業者の平均年齢、ここ数年でも上昇し続けておりますけれども、資料があればどれぐらいであるのかお聞かせください。

その中で、次世代、人材の年齢要件、農業次世代人材投資資金の年齢要件が49歳までというふうに引上げになったと思うんですけれども、この範囲、50歳以上の人はやっぱり対象になっていないわけなんですけれども、この範囲を広げるには、農業者の家族がUターンしたとか、同居家族であっても継ぐとかという場合に、町独自で補助対象の拡大ができないかどうか。

それと、最初から認定農業者ならいろいろ補助があるよとおっしゃいましたけれども、最初から認定農業者としてやっていけるわけではないので、農業をやってみようという方に、より農業に親しめる環境づくりが必要ではないかというふうに思いますけれども、この辺のお考えをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

まず、農業者の平均年齢のお問合せでございますが、農林業センサスの資料にはなりますが、2015年の九十九里町の状況数値で、農業者の平均年齢は67.4歳でございます。その5年前の2010年では64.6歳となっております、約3歳、年齢が上がっております。いわゆる高齢化が進んでいる状況となっているということでございます。

それと、農業を希望する方の支援というところでございますが、議員、おっしゃってました、就農には研修等による技術習得や初期設備投資、それと就農後、経営安定までにある程度の年数が必要となります。こういったことから、農業次世代人材投資資金には年齢制限が設けられておりました。この交付期間と同期間、同程度の営農を継続しない場合は、返還ということもあり得ます。

この年齢制限の拡大ですが、この農業次世代人材投資資金におきまして、若い就農者が少ないことから、対象年齢上限を、令和元年度に45歳から49歳まで引き上げられたというところでございます。

補助対象は、収益を上げ、生計を立てることが可能な経営体となり得る者との考えもあります。町単独での補助拡大は、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

国の決めはもう全国一律なんですね。そうすると、町村では本当に今、お聞き及びのように、3歳上がっているということは、15年のときに67歳であったら、もう今度は70歳になっちゃうんですね。そういうことで、国の制度というのはいくらも考えているので、町村では事情が違うのかなということを感じております。また、年齢分布、人口の違い、そういったものを考慮して、やはり独自の政策が必要ではないかなというふうに私は思うところです。

では、次に、多面的機能支払交付金の継続についてお伺いします。

環境保全活動により、耕作放棄地が畑となって、持ち主が返還されたよというようなことも聞きました。利用が促進されているというケースがあったようですけれども、これは非農業者が農業に親しんできたんだなということがよく分かります。この家庭菜園を大きく、この非農業者がこれをきっかけに家庭菜園を始めたとか、農地を始めたとか、農業を始めたという方もいらっしゃるの、多少なりとも効果があったのかなというふうに思っておりますけれども、今、農地の中で、草刈りだけはしているけれども空き地になって、耕作放棄地になっているところがたくさんあると思うんですけれども、こういったところの環境保全活動の参加を呼びかけるような周知ができないかということについてお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

町では、多面的機能支払交付金制度の周知につきましては、ホームページ及び広報でお知らせしているところでございます。また、各保全会においては、回覧等によって周知を行っている聞いております。

また、議員がおっしゃった新たな空き地、農地を保全活動に取り入れることについては、会員人数などから、請負可能な面積もあると思われまので、最寄りの活動組織に御相談いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。

最寄りのというのが何かよく分からないという方がいらっしゃるのと、できれば新しい組織ができて、もっと広がっていけばいいなというふうに思っておりますので、その辺を周知していただけるとありがたいなというふうに思います。

では、最後に有害鳥獣のことについてお伺いいたします。

鳥類については分かりました。何人かが鳥類について対策をしてくださっているということとは分かりました。

それでは、捕獲のほうの仕掛けについて十分な数が確保できているのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

箱わなの仕掛けのことだと思いますが、現状では20基確保できておるところでございます。以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 20基貸し出して、ずっと置いてしまうので、なかなか足りていないという声も聞いておりますので、要望があれば増やしていかれるようお願いをいたします。最後に施設園芸についてお伺いいたします。

非農業者であって、農業を始めたいというときに、最初は施設園芸とかというふうを考えたりすると思うんですけども、非農業者については、農業資材を買い方も使い方もよく分からない。どういうふうにしていいか分からないというハードルが高いものであったりするんです。それで、パソコンであったり外国語であったり、そういうところでは教室があったりするんですけども、農業について教えていただけるところが大変少ないというふうに思っています。

なので、農業の教育施設、それを教えてくれるような場所、人、そういうものが身近にあるといいなというふうに考えますので、この農業の後継者不足による農地の荒廃について、もう猶予がないというふうに思っておりますので、この点について何か方法があるのか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

高齢者がというような観点かなと思いますが、今、議員がおっしゃったパソコン教室や外国語教室のように身近な教育施設は確かにありませんが、次世代を担う農業者となることを志向する方には、年齢要件がございますが、農業次世代投資事業の活用が考えられます。

それと、千葉県の農業大学校が、高等学校を卒業した方であれば、60歳以上でも受入れ可能となっておりますのでございます。

また、健康で生きがいのある暮らしの実現の目的に農業を目指す方、いわゆる趣味の園芸

等になろうかと思いますが、そういった方に関しては、千葉県生涯大学校が、原則60歳以上の方、早期デビューを目指したいという方であれば55歳から、受入れ可能となっております。いずれにしても有料のコースになりますが、希望者があれば、入校に向け支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 荒木です。

農業の継続、これはもう本当に70代が増えてしまったということで、本腰を入れていかないと、町の農業が絶えてしまうんじゃないかというふうに心配をしております。そういったことから、大好きな九十九里町がもっと元気になるように、土地に夢を持てるように念願をして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は2時です。

（午後 1時48分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時58分）

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

令和2年9月定例会において質問させていただきます。

9月1日は防災の日、8月30日から9月5日まで防災週間です。自然災害が頻発、激甚化する中、その要素も大きく変容し、追い打ちをかけるように新型コロナウイルスの感染リスクが拡大しています。個人の生命や財産を脅かす災害は、もはや、いずれ起こるといふ観念を離れ、いつでもすぐそこにある状態にあると言えます。自分の命を守るのは自分自身です。緊急時に自分が取るべき行動と備えを、改めて確認してほしいと思います。

それでは、町民の皆様からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、本町における新型コロナウイルス感染症対策及び対応についてお伺いいたします。

世界の新型コロナウイルス感染者数は2,600万人を突破し、死者数は86万人を上回るなど、現在もなお、世界中の人々の命と暮らしを脅かしています。

世界経済は大きな打撃を受け、我が国においても、国民生活や経済への影響は深刻を極めています。新型コロナウイルスとの戦いの最前線で昼夜を問わず働いている医療関係者の皆様には、心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応は長丁場になると言われています。これからも、日常生活と感染拡大防止対策は両立していかなければなりません。感染防止の取組として、日常、新しい生活様式を習慣にしていく必要があります。

そこでお伺いいたします。

1点目に、本町における予防対策の現状と課題について。

2点目に、今後の対策強化について。

3点目に、児童・生徒、教職員への対応についてお伺いいたします。

2項目めに、コロナ禍における避難所運営の在り方についてお伺いいたします。

近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発し、日常化しています。こうした自然災害に対して、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期すことが重要となっています。

発生した災害や被害者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも、可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があります。また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営の在り方について、具体的に質問させていただきます。

1点目に、新型コロナウイルスなどの感染症を含んだ本町の避難所運営マニュアルはどのようなになっているのか。また作成はどうか、お伺いします。

2点目に、ソーシャルディスタンスを実施した場合、現在の6か所の避難所に何人収容できるのか、お伺いします。

3点目に、分散避難の定着及び今後の新規避難所開設についてお伺いいたします。避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルス

の感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知、広報する必要があります。

また、避難所として開設可能な公共施設等の活用については、政府の内閣府防災から検討するよう徹底されていると思いますが、本町の民間宿泊施設などの活用について、状況はどうか、答弁をお願いいたします。

3項目めに、GIGAスクール構想についてお伺いします。

GIGAスクール構想とは、小・中学校の児童・生徒1人に1台の端末と、全国の学校に高速・大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想です。子供たちのみならず、教員の方も最大限に引き出すと期待されています。さらに、教職員の業務を支援する統合型校務支援システムの導入で、教員の働き方改革につなぐことができるとも言われています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による学校の休校措置で、教育のICT化の必要性を多くの方が痛感し、国は1人1台の端末導入に前倒しで予算をつけました。

以前より、学校ICT環境整備について何度も質問をしており、昨年12月定例会では、学校のICT環境整備における経費を予算化し、小学校のプログラミング教育をはじめとするICTを活用した学習活動の充実、子供たちの情報活用能力の育成に向けて取り組んでいただけるようお願いをいたしました。

そこでお伺いします。

1点目に、本年3月定例会において、学校への校内情報通信ネットワーク整備6,616万3,000円が補正予算で計上、さらに7月の第1回臨時会では、1人1台のタブレット端末等、1億1,252万7,049円の予算が計上され、準備が進められていると思います。校内LAN環境整備の進捗状況及びタブレット等の導入について、スケジュールをお聞かせください。

2点目に、障害を持つ子供たちのために開発された日本障害者リハビリテーション協会から出ているマルチメディアダイジー教科書は、通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロさせて読むことができます。ユーザーは、音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で見ることができます。

現在、8人に1人が何らかの障害を持っていると言われていています。大人からは、なかなか気づきにくい障害もあります。特別支援学級の子供たちだけではなく、やや学習に遅れのある子供や、視覚的に黒板が見つらい子供、なかなか集中できない子供、あるいは日本語を学ぶ外国籍の方にも有効であると聞いています。1人1台の端末を導入するわけですので、ぜ

ひとも導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、ICT環境が整っていても活用できなければ意味がありません。不得意な先生方が窮屈な思いをされるようなことがないように、ICTを活用した教職員の研修が必要と思います。昨年12月定例会での質問に対して、千葉工業大学と連携できないか検討を進めている。また、夏休み、夏季休業を利用し、小・中学校の教職員に対し、プログラミングを含めICTを活用した実践的な研修を検討しておりますと答弁をいただきました。

コロナ禍で予期せぬ休校が長引き、授業の遅れもあり、プログラミングもできない状況だと思います。ICT環境を整えば、タブレットを使って動画を使った授業や遠隔授業なども増え、より高速なネットワークも求められます。そのためにも、教職員のスキル向上を目指して研修を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

4項目めに、町の情報発信強化として、本町のホームページにおけるSNSとの連携について伺いたします。町の情報をより多く発信するために、ホームページにツイッターやフェイスブックなどのタグを導入し、拡散できるようになれば、町民や町外の人たちにも九十九里町のことを知っていただけるツールになると思いますが、いかがでしょうか。また、各担当課や職員の今後のSNSの活用について、当局の御見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（内山菊敏君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、本町における新型コロナウイルス感染症対策及び対応についての3点目、児童・生徒、教職員への対応についてと、GIGAスクール構想についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに本町における新型コロナウイルス感染症対策及び対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の、本町における予防対策の現状と課題についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の予防対策としては、政府から示されている新しい生活様式の定着や、接触確認アプリの普及を進めていくことが効果的であると考えております。

町といたしましても、広報紙やホームページ、防災行政無線など、様々な情報伝達手段を活用し、住民の皆様にお知らせしているところでございます。

また、職員の感染を視野に入れ、感染症拡大防止策を講じながら、人的資源を優先すべき業務に割り当てる感染症対応型の業務継続計画を新たに策定いたしました。

一方で、感染予防対策を進めてまいりますと、人と人との接触機会を減らす必要がございます。町事業については、住民サービスを確保するため、工夫をしながら進めてまいります。

2点目の、今後の対策強化についての御質問ですが、山武郡市内において唯一感染者がいなかった本町においても、8月12日に1例目の感染者が確認されました。これを受けて、町では速やかに新型インフルエンザ等感染症対策本部を開催し、庁内の情報共有を図るとともに、町民の健康と安全・安心な生活を守るため、危機意識のレベルをさらに上げ、万全の対応をするよう、私から各課長に指示したところでございます。

次に、コロナ禍における避難所運営の在り方についての御質問にお答えいたします。

1点目の、本町の避難所運営マニュアルの作成についての御質問ですが、コロナ禍において避難所を開設、運営する場合には、感染症予防対策の徹底が必要であることから、避難所における感染症対応を町災害対策マニュアルに加える準備をしております。避難所での手洗いやせきエチケットなどの基本的な感染予防対策はもとより、感染症の集団発生を予防するための環境衛生や体温測定などを盛り込み、適切に避難所を運営できるよう整備してまいります。

2点目の、ソーシャルディスタンスを実施した場合、現在の避難所に何人収容できるのかについての御質問ですが、避難所でソーシャルディスタンスを確保するには、1人当たりの面積は2㎡、隣との間隔も2mを必要といたします。本町の指定避難所は現在6か所であり、ソーシャルディスタンスを確保しながら収容できる最大人数は520人となります。

3点目の、分散避難の定着及び今後の新規避難所開設についての御質問ですが、避難所は密閉・密接・密集の3密の状態になりやすい環境にあることから、国や県におきましても、安全が確認できる様々な場所へ分散避難を呼びかけております。感染リスクを考慮し、親戚や友人宅への避難が可能であるか、また自宅で安全を確保できるかなど、避難所以外の避難先を御検討いただくため、分散避難の有効性について、広報紙、ホームページ等で周知しているところでございます。

今後の新規避難所の開設につきましては、現在、民間宿泊施設やスーパーマーケットなどの大型駐車場を一時避難場所として協力していただけるよう、新たな場所の確保に向け、関係者と協議しているところでございます。

次に、町の情報発信強化についての御質問にお答えいたします。

1点目の、町のホームページにおけるSNSとの連携についての御質問ですが、SNSの運用については、分野別に公式アカウントを開設し、その分野を所管する部署が運営主体となる各課分散型としており、8月末時点の運用状況では、アカウント数5個、ソーシャルメディアは4種類となっております。また、今年度から町のホームページの一部に、ツイッターなどのSNSへの拡散できるボタンを追加しており、現在公開中でアクセス数の高い情報から順次活用を図り、さらなる情報発信機能の強化に努めてまいります。

2点目の、今後のSNSの活用についての御質問ですが、リアルタイムな情報を瞬時に拡散できる有効な手段としてSNSの活用は必須であると考えております。運用に当たっては、慎重かつ正確に取り組みながら、SNSを積極的に活用し、今後も効率的に効果的な情報を届けてまいります。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは、本町における新型コロナウイルス感染症対策及び対応についての3点目、児童・生徒、教職員への対応についての御質問と、GIGAスクール構想についての御質問にお答えいたします。

初めに、本町における新型コロナウイルス感染症対策及び対応についての3点目、児童・生徒、教職員の対応についての御質問ですが、学校再開前に本教育委員会で作成しました学校の新しい生活様式への対応マニュアルに基づき、各小・中学校で対応しております。

学校では、6月の再開時より、マスクを着用すること及び体調が悪いときには登校や出勤を自粛することを基本に、手洗い、せきエチケット、清掃、消毒を行っております。同時に、登校時、健康カードのチェックや手洗い等の手指の消毒を行い、校内への感染経路を断つ、このことから始め、授業で扱う内容や学習形態、給食、清掃、消毒等、日常の生活場面に応じた校内の衛生管理も進めております。

今後も、常に感染状況に鑑みながら、随時、情報発信に努めるとともに、対応マニュアルを見直し、各小・中学校で適切な対応が取れるようにしてまいります。

次に、GIGAスクール構想についての御質問にお答えいたします。

1点目の、校内LAN環境整備の進捗状況及びタブレット等の導入スケジュールについての御質問ですが、校内LAN環境整備につきましては、契約の締結も終わり、12月の完了に向けて順調に作業が進んでおります。また、タブレット等の導入につきましては、校内

L A N整備に合わせ、12月の導入完了に向け、関係課と準備を進めております。

2点目の、障害を持つ子供たちのためのマルチメディアデイジー教科書導入についての御質問ですが、デイジー教科書につきましては、表記された文章を音声で聞きながら、画面上で絵や写真を見ることができたり、読み上げているフレーズの色が変わり、どこを読んでいるのかが一目で分かったりするなど、発達障害等により、通常の検定教科書等において一般的に利用される文字や図形等を認識することが困難な児童・生徒には、とても有効なものと認識しております。

現在、本町の小学校においても、デイジー教科書により学習している児童がおりますので、今後、1人1台端末の整備が完了後に容量等の検証を行い、実情に合わせ、活用していきたいと考えております。

3点目の、I C Tを活用した教職員の研修についての御質問ですが、今年度、千葉工業大学と連携を図りながらの研修を進める予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修実施は困難となり、中止になっております。今後、千葉工業大学側と調整を図り、研修を進めていく方向です。

また、現在、教職員の指導スキルの向上や、1人1台端末の円滑な運用に向け、G I G Aスクール準備委員会を7月に立ち上げ、研修を始めております。準備委員会では、教育委員会が中心となり、各小・中学校の代表者等が集まり、環境準備部、研修部、マニュアル作成部に分かれ、組織的に取り組んでおります。今後、I C Tを活用した教職員の指導スキル向上を目指し、タブレット等の導入後も研修を実施する計画となっております。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。それでは再質問させていただきます。

初めに、本町における予防対策と現状の課題について。

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性もあることから、十分な感染対策をすることが重要です。残念なことに、本町でも2人の感染者が確認されました。お二人の症状がどうなるか、とても心配しております。感染されました方々に謹んでお見舞い申し上げます。また、情報が不用意に発信されることもありますので、町民の無用な混乱や誤解が生じないように、町民に分かりやすい情報の発信と、防災無線による迅速な情報提供が必要だと思っております。

そこで、感染者が出たときに町はどのような対応をしたのか。また、職員が感染した場合の対策として、感染症対応型の業務継続計画が策定されているようですが、職員の感染予防

対策と、もし感染者が出た場合との対応をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、初めに、町内で感染者が出たときの対応についてということでございますが、まず、町内1例目のときのお話を申し上げますと、8月12日の15時に、山武保健所より、本町1例目となる新型コロナウイルス感染症の患者が発生したといった報告を受けました。対策本部長でございます町長と協議をした結果、17時に対策本部を開催し、職員へ周知を図るとともに、こども園、学童保育、小・中学校、その他施設管理者に対しまして、感染防止対策の徹底を指示したところでございます。

また、住民への周知といたしましては、県の報道発表を待って、18時にホームページにより、町長のコメントと併せて発表したほか、防災行政無線により感染の防止対策の呼びかけを行ってきたところでございます。

次に、職員の感染予防対策というところでございますが、新型インフルエンザ等対策本部会議におきまして、これは教育長のほうから、職員の健康管理に対して提案がございました。それを基に、登庁前の検温であるとか、せき症状、倦怠感の有無等、職員個々のセルフチェックといたしまして、各課において実施されているところでございます。

また、職員に感染者が出た場合の対応といたしましては、現状によっては、状況によっては、保健所の指示の下、執務室を閉鎖する等々の対応が必要となりまして、複数の課にまたがって業務を停止するといったことも考えられます。こういったことから、各課における業務の優先順位を洗い出し、必要最低限の業務について対応する職員を把握し、場合によっては、他課の応援も視野に入れた中で業務が継続できる体制を整備するために、感染症対応型の業務継続計画を策定したというところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） では、私のほうからは職員についてということで、もう少し説明をさせていただきたいと思えます。

職員の場合、これは病気休暇というような形になりまして、保健所等に指定された医療機関において治療を受けていただくと。同一課に勤務している職員につきましては、濃厚接触者と判断されたような場合には、職務免除により、保健所の指示を受けるということになります。保健所の指示というのは、PCR検査を受けるというようなことになろうかと思えますが、結果として陰性であれば保健所等の指示により行動を取る。陽性の場合、今度は病

気休暇として、保健所等に指定された医療機関において治療を続けるということになります。

それで、あとは勤務場所、共用施設につきましては、アルコールなどによって消毒を実施するとともに、今、作田課長のほうからもお話がありましたが、業務の継続については計画がもう用意されておりますので、それに基づいて事務のほうは継続をしていくという形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。職員の皆様の体調管理をよろしくお願いたいと思えます。

山武保健所から報告を受けた後、住民への周知としてホームページに6時に発表したということですが、できればそのタイミングで、議員のほうにも情報を発信していただきたいと思うんです。議員がホームページを見て知る前に、町民のほうが先に見て知ることがあり、議員サイドにどうなっているというふうに連絡があって、知らなかったというのもおかしいことだと思うし、また、山武市は議員一人一人に、感染者が発症した際、次の日に新聞に掲載するのでということで、情報が、連絡があるそうなんです。そういうこともありますので、新型コロナウイルス感染症患者の情報を教えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 議員おっしゃるとおりでございます。感染者が確認された場合に、町では県からの県の報道発表を待ってからホームページ等々で公表するといったこととなります。また、県の報道発表の内容につきましては、翌日の新聞紙上に掲載されると。そういったことを考えますと、議員の皆様へ速やかに伝達をする。その場合には、議員の共通の情報伝達方法であるとか、あとは週末の対応について検討する必要があるかと思えます。ですので、議会事務局を交えまして、今後の対応について協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

次に、今後の対策強化、いろいろ含めてなんですけれども、新型コロナウイルスに過剰になり過ぎないようにと言われていますが、また、危機感が緩くなるのも困ります。本町にお

いて感染が拡大しないことを望みますが、しかし、もし本町でクラスターが発生した場合の対策はどうか、答弁をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 本町においてクラスターが発生した場合につきましても、基本的には山武保健所の指示に従って行動することとなりますが、仮に事業所であれば、濃厚接触者の洗い出し、それから施設の消毒について事業者が自ら実施することといたしまして、濃厚接触者の追跡などの疫学調査については保健所が行うということになってございます。

また、町では、災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定というものを、本年6月に締結してございます。これによりまして、大規模災害や広範囲にわたる感染症などの発生等によって、二次感染対策を実施するよう県から命令もしくは指示があった場合、あるいは町が必要と判断した場合につきましても、この協定に基づきまして、速やかに防疫業務の協力要請を行うこととしてございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

次に、3点目の児童・生徒、教職員への対応について。先ほど庁舎内の職員が感染した場合の対応を聞きましたが、ここでは児童・生徒、職員への対応等を聞かせていただきます。

文科省によると、6月から8月末までに全国で児童・生徒計1,166人の感染が判明した。半数超の655人が家庭内での感染で、学校内で感染したのは180人。経路不明は224人だとのこと。

本町においては、今朝の朝の会で、教員が感染したとの報告をいただきました。教育長と局長から説明がありましたが、児童・生徒、また教職員に対し、どのように対応したのか。今後また感染した場合の対応も聞かせてください。

さらに、児童たちのPCR検査をすべきと同僚議員から質問がありましたように、私もPCR検査もすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、2学期を迎えた今も暑い日が続いております。マスク着用での学校生活において、熱中症対策はどうか、答弁をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

現在の対応ですけれども、感染について保健所から本人に連絡が行き、そこから学校、教

育委員会へ連絡がございました。その後、保健所が学校へ聞き取りを行い、感染者の行動から濃厚接触者を特定する調査を行いました。

双方ともマスクをせず、対面で15分以上会話をしたことがないとのことから、保健所内で検討した結果、児童及び職員への濃厚接触者となる可能性は低いとの連絡を受けております。校内の消毒は連日行っておりましたが、感染者が発生したため、本日、臨時休業の対応を取り、消毒のほうを行っております。

校内の消毒につきましては、ガイドライン等に記載されている内容を踏まえ、校舎内の消毒は必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はないとのこととなっておりますので、感染者が活動した範囲を特定し、触った物品等を職員が消毒することになっております。そのため、当該職員の行動範囲の消毒を、職員のほうで行っているという状況です。

今後の対応につきましては、関係各課、保健所、関係機関と連携しながら、対応マニュアル、ガイドラインに基づき、教育委員会、各学校とも対応してまいります。

PCR検査の実施につきましては、保健所並びに関係課と協議してまいりますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、熱中症対策ですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対して、マスクの着用は非常に有効です。しかし、熱中症対策につきまして、命に関わる危険があるため、具体的には暑さ指数が高いとき、登下校中、体育の授業では外すように指導しております。しかし、できるだけ人との距離を十分に保つこと、近距離での会話を控えるようにするなど、事前指導を行いながら進めております。併せて、熱中症対策には小まめな水分補給、そちらのほうも必要となるため、休憩時間、授業の合間でも水分補給ができるようにしております。

以上となります。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

PCR検査は町長の決断一つだと思いますので、慎重に判断していただきたいと思います。また、保護者の皆様には情報をきちんと提供していただき、連絡していただきたいと思ます。そして、児童・生徒の対応をお願いいたします。

それでは、こども園の園児や保育士などの感染症対策及び園内で感染した場合の対応についてお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） それではただいまの質問にお答えさせていただきます。

こども園での予防対策については、ほぼほぼ学校のほうの対応と同様でございますので、詳細な説明は省かせていただきます。ここでは、こども園で感染者が発生したケースについて説明させていただきます。

保健所に確認をさせていただいた情報からではありますが、こども園で感染者が発生した場合、保健所から連絡、調査が入り、保健所が感染者の行動などから濃厚接触者の範囲を特定すると聞いております。PCR検査対象者となった場合は2週間程度の自宅待機となり、施設の運営については町が判断することとなります。

現在のところ、保育教諭や園児への感染状況等から判断し、引き続き安全・安心な保育が実施できると判断した場合には部分的な開園を、そうでない場合については休園の判断を行うこととしております。

なお、園児の感染は家庭内感染を要因とするケースが多いことから、保育場所を継続して確保、運営していくために、保護者の感染予防意識の向上と、家庭での予防対策の実践が重要と考えております。

町では、引き続き園だより等を活用し、保育者の理解や協力を得ながら、引き続き園からの新型コロナウイルス感染症発生を防止したいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

コロナ禍にあって、子供たちは目に見えないストレスを抱えていると思います。年齢にもよりますが、大人が抱えている以上に、子供たちにとっては、休校中、友達と会えなかったことや、自由に遊べなかったことが大きなストレスとなっています。

WHO、世界保健機関は、政府やメディア、地域社会などが、偏見や差別が広がらない対策を講じるよう呼びかけていますが、その対策の一つに、真実を広めることを挙げられています。有効な感染防止対策が分かってきたこと、それでも、誰もが感染する可能性があることや、差別はいけないことをしっかり子供たちに伝えていくことが大切だと思います。

これからも、町長をはじめ職員の皆さん、教員の皆さん、そして町民の皆様とともに、新しい生活様式で感染症対策を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、コロナ禍における避難所運営の在り方について。

コロナ禍における避難所運営のマニュアルの中に、避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト、動線等、感染症対策に配慮した避難所運営の在り方について

もまとめておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。見解をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、私のほうからは、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の対応ということで、方針等を作成してございますので、それに沿って、今後はチェックシートなどを整え、災害対策の避難所での作業に反映させていこうという段階になっております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

このマニュアルの中に、高齢者や障害者など要支援者に対する避難所の設置を明記することや、全避難所の配置図を示す。全ての避難所に、一般用避難所とは別に、福祉避難室や救護室、授乳室、また新型コロナウイルスの感染が疑われる人を隔離する専用の部屋も用意して、明記しておくという事はできないでしょうか。それは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） ソーシャルディスタンスというような形で、避難所の中での距離を確保してということになりますと、かなり避難所に収容できる人数が少なくなってまいります。その中で、計画としては、どういうふうに配置をしていこうかというものは、現在、交通防災が担当している中では、配置のほうを検討はして、下書きはできているというような状況ではございます。

ただ、高齢者等の受入れですとか、先ほども私、濃厚接触者については初めから避難先をお知らせしてというようなことも申し上げたように、状況によって、避難所に避難してもらうだけではなくて、初めから違う場所に誘導するというようなことを考えたほうが、九十九里町の持っている避難所で、動線の確保とかいろいろ難しいところがありましたので、今のところは、一つの避難所の中で様々なケースを仕分をしながらやるというのは、全ての避難所でそれができる状況にはないのかなと思っております。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

避難所運営マニュアルの中にそういうのも示しておいたらどうですかということで、それを聞いているだけなんですけれども、ソーシャルディスタンスのほうで、収容できる人数が、

さつき町長答弁では520人ということです。昨年の台風19号で警戒レベル4、避難勧告を発令したときに1,000人近い人が避難されていると思いますが、520人だと約半分の方が避難所に避難ということになりますけれども、1人当たり2mということ、シミュレーションしたんだと思うんですけども、それで出た数が520人ということなんですよ。

では、各学校の体育館が主に一般の避難所となっていますが、空き教室や会議室などを避難室として開放することは考えているのでしょうか。例えば、保健室を救護室にとか、配膳室を授乳室とか、そういったようなふうに分けることができるのか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午後 2時44分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時44分）

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

では、その点、学校のほうと協議していただいて、お願いしたいと思います。

ちょっと時間がなくなったので、飛ばさせていただきますけれども、分散避難の方も民宿、民間民宿など協議していただいているということですので、避難の受入れがどのようなのか、どういう人たちが避難できるのかということもしっかりと話し合っていたいただきたい、決めていただきたいと思いますし、自治区、コミュニティセンターも避難所として開放していただきたいと思いますが、そこも区長さんとの連携をしながら協議、御協力をお願いしていただきたいと思います。

次に、GIGAスクール構想の1点目で、校内LAN環境整備は本年12月に完了予定。また、タブレット等の導入も、12月の導入完了に向け準備を進めていると答弁をいただきました。ありがとうございます。しかし、各自治体も一斉に準備をしているわけですが、本当に間に合いますでしょうか。

また、タブレット端末1人1台が導入された後は、学校にタブレットを保管し、主に学校での授業で活用することだと思いますが、タブレット端末を自宅に持ち帰ることができる場合はどのような場合なのか、教えてください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

まず、G I G AスクールのG I G Aの名称でございますが、パソコンの容量を示すギガバイトのギガではなくて、全員がグローバルとイノベーションの扉を開けることのできる学校にしていこうという意味で、グローバルのG、イノベーションのI、ゲートウエーのG、オールのAを取り、G I G Aと称されたものでございます。

また、国が掲げたG I G Aスクール構想につきましては、児童・生徒が学校の授業で活用するために、1人1台端末とそれに対応できる高速大容量ネットワークを学校に5年間かけて整備する計画で始まったものでございます。しかし、新型コロナウイルスにより、緊急事態宣言を受け、全国的に各学校が長期休業という、これまで類を見ない緊急事態となったことから、国は急遽、このような長期休業時においても家庭学習ができるよう、G I G Aスクール構想で整備した端末を活用することを推奨したものでございます。

教育委員会といたしましては、善塔議員がおっしゃるとおり、校内での学習補助機材として活用することを基本として考えております。自宅への持ち帰りにつきましては、今回のような非常事態時にやむを得ず長期休業となった場合などを想定しております。その際の取扱いにつきましては、現在マニュアルを作成しておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、12月の完了につきましては、端末導入に係る予算を7月の臨時議会で御承認いただきましたことで、整備の進捗状況は県内でも早いため、予定どおり完了できるものと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 分かりました。4月に緊急事態宣言が出たときのように、長期の臨時休校になった場合や、町内で新型コロナウイルスが感染拡大し、やむを得ず長期休校になった場合のみ、自宅に持ち帰って、オンライン授業とかというのができるということでしょうか。

G I G Aスクール構想の加速によって、学校休校においても、ICTの活用により子供の学びを保障できる環境を早急に実現することが必要です。ICT活用については、導入して終わりではなく、導入後の効果や使い勝手も含めて、活用計画やフォローアップなど継続的に改善を続けていくことが必要だと思います。

セキュリティーや日常の管理、そもそも使いこなせるかどうかも含めて、課題も多くあり

ます。この課題を導入までにしっかりと吟味し、本格的な稼働を期待いたします。

それでは、デイジー教科書ですが、これについて、デイジー教科書の導入については、前向きな答弁、ありがとうございます。今以上に広く、たくさんの子供たちに行き渡るよう、ぜひ活用していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、教職員の研修について。

G I G Aスクール準備委員会というのを立ち上げて、研修を始めているそうですけれども、今後、千葉工業大学とも調整を図り、研修を進めていくとのことですので、よろしく願いいたします。

文部科学省はクラウド活用により、教務、学籍、学校事務などを一括管理する統合型校務支援システムの運用を想定しています。同省によると、既に導入している自治体では、教員の業務効率化や負担軽減につながり、教材研究の時間が確保できる。打合せ時間が短縮され、教材準備の時間を確保できるといった現場の声も上がっています。教員1人当たり年間100時間の削減効果が出たというデータもあるようです。近隣でも既に導入している自治体もあります。

本町は校務支援システムの導入をどうお考えなのか、お聞きかせください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

文科省では、このG I G Aスクール構想による1人1台端末の整備と併せて、子供たちの個性に合わせた教育の実現がある一方、学校のデータを一括管理する総合型校務支援システムを初めとしたI C Tの導入、運用をすることで、授業準備や成績処理等による教員の負担軽減を図り、学校における働き方改革にもつなげていくとされております。

教育委員会といたしましても、今回のG I G Aスクール構想で整備いたします機器等を活用し、業務改善を図りながら、校務支援システムの導入についても検討してまいります。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 校務システム、よろしく願いいたします。

このG I G Aスクール事業によって、SDG sの4番目の目標である「質の高い教育をみんなに」を達成していただきたいと考えています。SDG sの理念である、誰一人置き去りにしないよう、有効的な活用ができることを期待いたします。

それでは最後に、町の情報発信強化について。

町のほうでは、ツイッターで九十九里町防災情報が投稿されており、フォロワー数が520ということで、私もフォロワーの1人ですけれども、何かホームページじゃなくて、フェイスブックも立ち上げているみたいですが、ちょっと私、そこまで町のほうの状況が見えていないので、後で教えていただきたいと思いますが、各担当課や町職員の皆さんが、SNSを活用して、町の産業や観光情報を投稿することによって、多くの人々が九十九里町を知っていただけます。また、子育て支援、高齢者支援などの情報も、ホームページだけではなく、防災情報と同じく、ツイッターやフェイスブックに投稿すれば、SNSを活用している町民も情報が分かって助かると思います。

より一層情報発信に力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それではお答えさせていただきます。

総務課では、災害情報を発信するために、SNSとしてはツイッターとフェイスブック、こちらを立ち上げてございます。ただ、先ほどツイッターで520というフォロワー数、フェイスブックのほうにつきましてはもう少し少ないというところでありますので、担当者のほうには、もうちょっと数字のほうも多く、みんなに見てもらえるように努力をしていかなければいけないということで指示はしたところでございます。

引き続き、情報を拡散する方法としては有効と思っておりますので、拡散に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

第5次九十九里町総合計画（案）の中の第1編序論、第7章まちづくりの課題、（2）地域資源を生かした産業の活性化と情報発信の中に、「全国ブランドである九十九里の情報発信力の強化が提言されています。独創性のある情報を発信し、いかに個性あるまちにしていかが問われており、それは町民が誇りをもって暮らしていけるまちづくりでもあります」とありました。

全国的に、九十九里浜は知っていても、九十九里町はあまり知られていません。そういうことから、このSNSを活用して、町の情報発信に力を入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は3時10分です。

（午後 2時54分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時08分）

○議 長（内山菊敏君） 通告順により、1番、西村みほ君。

（1番 西村みほ君 登壇）

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

皆様、こんにちは。1番、西村みほです。

本定例会におきまして、登壇の機会を与您いただきました町長をはじめとする執行部、諸先輩方、同僚議員の皆様にご心から感謝申し上げます。

それでは、町民の皆様からの御意見を基に、通告に従って一般質問させていただきます。

大項目1番目、GIGAスクール構想の推進計画について質問させていただきます。

1点目、こちらは先ほど御登壇された善塔道代議員の質問と重複してしまう部分がございますが、質問させていただきます。

新型コロナウイルスの影響で、GIGAスクール構想の早期実現が求められております。本来であれば、文部科学省の指針に従って、2018年からの5か年計画で環境を整備する予定で、町、教育委員会も御準備をされていたと理解しております。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、これを前倒ししてのスケジュールで遂行しなくてはならず、2020年4月7日に文部科学省から提示された事務連絡によりますと、万が一、休業が生じた場合の事態に備え、緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちに学びを保障できる環境を早急に実現することを目的とし、そのための補正予算が計上されたとの通達がございました。町内の学校に通う子を持つ親といたしましても、今後、学校が長期休業になってしまった場合はどうなるのか、GIGAスクール構想の環境がいつ整い、またリモート授業が可能になるのか、疑問に思うところでございます。

つきましては、今後の町教育委員会としての計画はどうなっているのか。また、そのスケジュールについては、文部科学省が示す早期に実現するというスケジュールと一致している

のか、お答えいただきたいと思います。

2点目、家庭でのインターネット環境のアンケート結果はどうなっているのか教えてください。

まず、このアンケート結果ですが、町内の学校に通う小学校の児童と中学校の生徒の保護者に対して、既存の学校からの連絡メールを使ってアンケートが送られてきました。このアンケートは、それぞれの家庭でのインターネット環境が整っているのか、または家庭にある端末はどのような端末かを確認するアンケート内容でした。こちらのアンケートについては、リモート授業、すなわちICTを活用しての遠隔授業に向けて、現状を把握するためのアンケートだったと認識しておりますが、アンケートで意見を述べた者として、結果はどうなっているのか、また、その結果を受けた上で町がどのような対応を取っていくのか、教えてくださいいただきたいと思います。

大項目2番目、小・中学校の学習指導について質問させていただきます。

1点目、新型コロナウイルスの影響で長期の学校休業がございましたが、本町の小・中学校の学習指導の遅れはないのか教えてください。2020年8月の日本教育新聞によりますと、抽出された全国市区町村の教育長に行ったアンケート調査では、小・中学校の学習指導について、約半数ずつがそれぞれ遅れている、遅れていないと回答しております。本町においては遅れがあるのか否か、教えてください。

2点目については、1点目の御回答の内容を踏まえ、今後の学習指導の予定について教えてください。例年の秋から冬にかけてのインフルエンザの流行と、新型コロナウイルス感染症の拡大が重なってしまうことが懸念されます。現在では、国語、算数等の主要教科以外の教科を、主要教科の時間に充てて学習されていると伺っております。9月以降についてはどのような計画をされているのか、教えてください。

大項目3番目、子育て支援について質問いたします。

1点目、新生児聴覚検査について伺います。

まず、この新生児聴覚検査ですが、この検査は生後3日以内に出産した病院で行われ、できるだけ早期に難聴などの聴覚障害の有無を発見し、早い時期から療育等の支援を受けることを目的に行われる検査です。現在、この検査に関しては、町内に住所がある新生児については全額自己負担となっており、検査費用を東千葉メディカルセンターに問い合わせたところ、5,000円とのことでした。この検査費用につきましては、もともと国庫補助制度があったものの、税源移譲により交付税措置に切り替わり、市町村への税源措置はなされていると

のことです。

また、平成28年3月、厚生労働省の通知によれば、全ての新生児に対し公費負担による新生児聴覚検査が実施されるよう、取組の充実を各自治体へ促されております。令和2年3月に厚生労働省は、平成30年度の新生児聴覚検査の実施状況等に関する調査結果を公表し、この新生児聴覚検査の公費負担を行っている市区町村は、全国1,741市区町村のうち675市区町村で、約4割弱。九十九里町についても、現在は公費負担を行っていないのが現状です。このことにつきまして、今後の費用助成についてどのようにお考えか教えてください。

2点目の、ICTを利用した子育て支援策として、自治体向け子育て応援アプリの導入を御検討されているのか、質問させていただきます。

妊娠期から就学前の子育て家庭を対象に、スマートフォンやタブレット端末で利用できる子育て支援のアプリを導入する自治体が増えております。子育て支援の充実を図る本町として、子育て世代の町民へのサービスの一環である本アプリの御検討がなされているのか、現状を教えてください。

以上、1回目の質問は終わります。なお、再質問については自席にて行います。

○議長（内山菊敏君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 西村みほ議員の御質問にお答えいたします。

なお、GIGAスクール構想の推進計画についてと小・中学校の学習指導についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、子育て支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の、新生児聴覚検査の費用助成についての御質問ですが、新生児の聴覚障害は、早期に発見し、適切な療育を受けることで、言語発達への影響が最小限に抑えられることから、新生児聴覚検査を実施することが重要であると言われております。新生児の聴覚検査につきましては、令和3年度より県下一律3,000円を上限とした検査費用の公費負担制度が導入される予定でございます。町といたしましても、本制度の実施に向けて、情報の収集を図りながら具体的な制度設計を進めているところでございます。

2点目の、ICTを利用した子育て支援政策として、自治体向け子育てアプリの導入を検討しているかとの御質問ですが、現在、全国的に少子化や核家族化などにより、子育て環境は大きく変化をしてくれております。こうした社会環境の変化を受け、子育てをしやすいまち

づくりを推進していくためには、ICTの活用が効果的であると考えております。町といたしましても、子育てアプリの導入は、ICTを活用した新たな子育て支援のスタイルと位置づけて、既に導入している市町村の実績などからアプリケーションの効果を検証しているところでございます。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 西村みほ議員からの御質問のうち、私からは、GIGAスクール構想の推進計画についてと小・中学校の学習指導についての御質問にお答えいたします。

初めに、GIGAスクール構想の推進計画について、お答えいたします。

1点目の、新型コロナウイルスの影響でGIGAスクール構想早期実現が求められているが、今後の計画についての御質問ですが、先ほど善塔道代議員の御質問でもお答えいたしましたとおり、校内LAN環境整備及びタブレット等の導入につきましては、12月の導入完了に向け準備を進めております。

2点目の、家庭でのインターネット環境のアンケート結果についての御質問ですが、本町の小・中学校に通う全家庭でアンケートを実施した結果、約77%の家庭で光回線を利用したWi-Fi環境が整っているという結果が出ております。

次に、小・中学校の学習指導についての御質問にお答えいたします。

1点目の、新型コロナウイルスの影響で長期の学校休業があったが、学習の遅れはないかとの御質問ですが、週日課時数を増やし、学校行事の中止や縮小を進め、夏季休業を短縮したことにより、授業時数を確保するとともに、感染拡大防止策を踏まえ教科の入替えを実施したことで、長期休業期間中の国語、算数等の学習内容についての遅れは取り戻せております。9月以降は、計画どおり2学期の学習内容に入る予定となっております。

2点目の、今後の学習指導の予定についての御質問ですが、各教科等の活動に対しては、今後も感染予防対策を踏まえての学習指導及び活動となります。感染リスクの高い活動を避けつつ、これまで同様、授業時数の確保、行事の再考を進めるとともに、教科を組み替えて実施することとなります。今後、コロナ感染症の感染拡大や台風等の自然災害で、再度休業等を行うこととなった場合には、7時間授業の実施、冬季休業中の授業実施等も検討してまいります。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

町長及び教育長の御答弁、誠にありがとうございました。

それでは、大項目ごとに再質問させていただきます。

まず、大項目1番目の1、GIGAスクール構想の今後の計画に関して、再質問させていただきます。

校内のLAN環境整備及びタブレット等の導入につきましては、12月の導入完了ということですが、こちらに関しては、それ以降、万が一校内のクラスター等の発生により、また、現在、健康観察カードを毎日記載しておりまして、そこには当日の熱、体調を書いておりますが、軽微の体調不良なので自主的に休んだ場合など、長期休業となった場合には、リモート授業が可能になるのでしょうか。

また、続きまして、大項目1番目の2、家庭でのインターネット環境のアンケートにつきまして、御答弁にあったとおり、77%の家庭で光回線を利用したWi-Fi環境が整っているということですが、残りの23%に対してはどのような御対応をされるのでしょうか。

また、このスケジュールの前倒しに関しては、ハード面だけでなく、人材育成などのソフト面での早期対応が求められております。スケジュールの前倒しによる教職員への御負担はないのか、教育委員会として対応は考えられているのか、教えてください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、リモート授業ということでございますけれども、非常事態により休業となった場合のリモート授業につきましては、5年計画で整備する計画が、急遽、今年で全ての整備ということに方向転換されたことで、教育委員会といたしましても早急に対応し、機器の導入や教職員の研修を進めております。

しかし、実際にリモート授業を行うには、児童・生徒の操作研修やセキュリティー問題、家庭の通信環境など、まだまだ課題が多く残されておるのが現状です。教育委員会でも、長期休業に備え、早期に活用できるよう取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

続いて、2点目ですが、Wi-Fi環境になるかと思われまして。Wi-Fi環境が整っていない23%の中には、御家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン、モバイルルーター等を所有している方がいると考えております。そのため、より詳細な家庭の通信環境の把握

に努めるとともに、近隣市町の動向を注視しながら、非常事態により休業となった場合に本町ではどのような家庭学習ができるかを模索していきたいと考えております。

次に、スケジュールに関してですが、善塔議員の御質問でもお答えをさせていただきましたが、教育委員会ではGIGAスクール準備委員会を7月に立ち上げ、教職員の負担軽減のため、既に各学校の代表者が集まり、組織的に研修等を始めております。また、国においても、日常的にICTを活用できるよう、各種研修を来年1月より実施する計画がされております。

教育委員会といたしまして、今後も学校側と情報を共有し、教職員の指導スキルの向上や1人1台端末の円滑な運用に向け、準備を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

御答弁ありがとうございました。家庭の通信環境の整備というところは、近隣市町村の動向を重視するというのも重要な指針だと思いますが、山武郡内でも九十九里町は児童数が少なく、かえってそれが早期に実現するという意味ではプラスになるのかなと考えています。学校側、教職員、生徒、保護者とうまく連携を取りながら、早期実現に向け、御準備をしていただきたいと思っております。

続きまして、大項目2番目に関しては、学習は遅れないということで承知いたしました。こちらに関しては再質問はございませんが、引き続き感染対策を徹底しながらの教育現場の御対応は本当に大変だと思います。教職員の方へのメンタルヘルスに関しても目を向けていただき、また、児童・生徒に関しても子供の目線に立って、また児童・生徒、保護者の意見を柔軟に取り入れながら、なるべく負担のかからないように御配慮いただければ幸いです。

続きまして、大項目3番目、子育て支援について再質問させていただきます。

新生児聴覚検査の費用助成については、令和3年度から制度導入に向けて、具体的な制度設計が行われているということですので、早期に制度化されることを願っておりますが、1点再質問させていただきたいと思っております。

冒頭で申し上げたとおり、検査費用に関しましては現在約5,000円ですので、制度導入後は自己負担は2,000円となりますが、子育て支援の充実を図る町独自の支援として、例えば東金市と九十九里町が設立団体である東千葉メディカルセンターで出産した場合は、全額公

費負担などの制度を導入するなど御検討してはいただけないでしょうか。

続いて、2番目、子育て応援アプリですが、こちらは既に本町ではアプリの効果を検証されているということですので、山武郡市内の情報も把握されていると思いますが、東金市が2019年11月より、山武市が2020年2月より運用を開始しております。このアプリについては、ダウンロード後にニックネームやメールアドレス情報を登録し、郵便番号を入力することで導入自治体の育児情報を閲覧することができます。私も試しにアプリをダウンロードし、導入自治体の情報を拝見させていただきましたが、地域の子育て施設などの情報が集約されていて、即時に子育て関連情報を確認することができます。

また、現在、お子さんのワクチン接種の情報や児童手当現状届などの提出書類については、町からの郵送書類のみですが、このアプリにお子さんの誕生日を入力することで、そのお子さんに合わせたワクチンのスケジュールの送信、または、自治体が文章を送信することで、書類の提出期限を再周知するプッシュ型の機能があり、多子家庭やワーキングパパ、ママを助けてくれる便利な機能がございました。ICTにて情報を得る機会の高い子育て世代の住民サービスとして、導入の検討を望みますが、当局のお考えを教えてください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、初めに新生児の聴覚検査、いわゆるスクリーニング検査についてでございますが、現在の状況といたしましては、まずは県下で一律で実施をいたします制度の導入に向けまして、出生時の受診状況であるとか検査費用の取扱いなどの情報の収集を進めているところでございます。さらに、同時進行といたしまして、本町の方が東千葉メディカルセンターで分娩しやすい環境を構築するための一助となるように、個人負担のない形で聴覚検査を受診できるよう、センターに検討をお願いしたところでございます。また、本件につきましては、もう一方の設立団体でございます東金市も同様の考えでございますので、今後、東金市も交えた中で、改めてメディカルセンターに対し、検査費用の軽減要望をさせていただく予定でございます。

次に、子育て支援アプリ、子育て応援アプリについての御質問でございますが、本年5月に発表されました総務省の通信利用動向調査、これによりますと、スマートフォンの保有状況は、20代で93.3%、30代では90.6%というふうになってございます。こういった社会環境の変化を的確に捉えた中で、アプリケーションの特徴を生かし、対象者を絞って、ニーズに即した内容をオンタイムで伝えていくといったことが、きめ細かな子育てサービスを提供していく上では大変重要であるというふうと考えてございます。

いずれにいたしましても、既に山武郡内におきまして、山武市、それから東金市の2市が導入してございます。おおむね半年から1年が経過しているといったところでございます。この2市につきましては、満足度調査を実施すると聞いておりますので、こういった実績も踏まえた中で、今後、導入の検討を進めていくといったところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

大項目1番に関しましては、導入に向けて御尽力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

大項目2番目に関しましても、前向きに検討しているということで理解しておりますが、大丈夫ですかね。2につきましては、今後の検討の導入に向けて進められているということなので、早期導入に向けて御尽力くださいますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、町長、教育長をはじめとする各御担当者からの明快な答弁、誠にありがとうございました。新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークという働き方が浸透し、都内から地方へ移住を検討する人が増えています。この夏に九十九里町に移住されたという家庭もあるとお聞きしました。また、この町で育った若年層や子育て世代の人口流出を防ぐ、いいきっかけになるのではないのでしょうか。

自然豊かな九十九里町の子育ての環境は全国に誇れるものです。それには、教育や子育てに関する制度を整え、町長の指揮の下、子育てしやすさ全国ナンバーワンの町を目指すことも無理難題ではありません。

小さなことから結構ですので、九十九里町のさらなる発展に向けて御尽力いただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9月7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時34分

令和2年第3回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月7日（月曜日）

令和2年第3回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月7日（月）午前9時41分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏑田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	木原正幸君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チェリ君
住民課長	中村吉徳君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	戸田佳子君
ガス課長	吉田洋一君	教育委員会 教務局長	篠崎英行君
農業委員会 事務局長	羽斗伸一君	教育委員会 教務局主幹	竹内秀樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 篠崎 肇 君 書記 伊藤 さやか 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時41分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 一般質問

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、9月4日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

（13番 谷川優子君 登壇）

- 13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

2020年9月定例議会の一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染拡大防止に御尽力されている町職員、また関係者の皆様に心からの敬意を表します。

県内の新型コロナウイルス感染者数は、9月4日現在で、累計3,159人となっています。また、感染経路が分からない感染者も増えていて、患者を受け入れている医療機関では、職員や病床の確保、また施設整備に多額の費用を必要としています。一般病院や開業医でも、新型コロナによる受診抑制が起これ、患者数が激減し、経営危機の心配もされています。千葉県保険医協会の調査結果でも、9割の医療機関で減収になったと報告がされています。

しかし、そうした医療機関への減収に対しての支援はなく、このままでは県内の病院、診療所、開業医などの倒産、閉鎖が相次ぎ、経営難による医療崩壊が起きかねません。国や県に減収補填を強く求めるとともに、町にも最大限の対策、支援を求めて、一般質問を行います。

1点目は、休業後の学びについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス禍の中、子供たちが長い休校で、学びの遅れと格差がとても心配されています。もともと学習指導要領では、内容が多過ぎて、そのまま進めばスピード授業ともなりかねないということが指摘されています。今、必要なことは、子供たちにとって手厚い

教育であり、柔軟で分かりやすい教育が求められていると思いますが、お伺いします。

まず1点、学びの遅れと学力格差についての対応をお伺いいたします。

また、子供たちの不安やストレスについての対応、対策をお伺いいたします。

2点目は、オンライン整備とGIGAスクール構想についてお伺いいたします。

GIGAスクール構想は、IT業界の不況や景気対策として急浮上したことに加え、タブレット使用によるネット依存症や目などへの健康被害の問題、また使い方次第では、画一的な授業になること、将来の自治体負担への懸念、しかし同時に、タブレットやICT自体は道具であり、絶対的な否定はできません。コロナ禍の中で、新しい状況が生まれていることも事実です。今後も地域ごとの休校はあり得る状況であり、緊急時におけるICTは、教員、子供間のコミュニケーションを取る有効な手段の一つとなり得ること、これも否定できません。

そこでお伺いいたします。

前回の質問でも環境普及率は77%とお答えいただきましたが、未環境の家庭について対応をお答えください。

また、通信費の負担はどのようになるのか。

そして、教員と子供、家庭でZoomなどが使えるようになるまで、ICT支援の配置、あるいは教員への支援対策についてお答えください。

そして、教員の増員についてお伺いいたします。

世界的な感染拡大の中、コロナウイルスの闘いは先が見えません。感染拡大のリスクを抑えながら、学校で授業を進めることは大変なことだと思います。しかし、子供にとって学びを保障することは、私たち大人の責任です。密を避けるためにも、今、小人数学級が必要であり、そのためにも教員の増員が急務だと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、新型コロナ感染症対策についてお伺いいたします。

PCR検査の保険適用の条件として、感染症法に基づく行政検査が必要とされています。直接保健所内において実施する場合や、保健所が直接行政検査を行うこととした上で委託した医療機関での検査を行うなどとされています。九十九里町でのPCR検査体制、また感染症対策はどのようになっているのでしょうか。

4点目は、東千葉メディカルセンターの運営についてお伺いいたします。

東千葉メディカルセンターは、旧県立東金病院の廃止に伴い、24時間365日の高度医療、三次救急を提供するとして始まった中核病院です。しかし、平成26年の開院より、看護師不

足などで、当初予定していた314床のベッドが開けられず、そのため赤字経営が続き、開院当初より資金ショートなど、大変厳しい運営状況が今なお続いています。現在でも看護師不足が大きな問題です。

しかし、こうした中、7月に同センターは職員の削減を求めました。コロナ禍の中、公立病院の役割が、今、大変重要だと言われています。そうした中で、人員削減ということはとんでもないことだと思います。

そこでお伺いいたします。

九十九里町は、設立団体として、人員削減についてどのような対応をしたのかお聞かせください。

8月31日、千葉日報に、東千葉メディカルセンターの経営危機の記事が掲載されていました。今、全国的に、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた病院では、4月の利益率が前年同月比に比べ、大体1.8%の落ち込み、平均1億円の赤字だと新聞報道にありました。メディカルセンターの資金ショートの心配がされますが、対応について、メディカルセンターとどのような話し合いをされているのかお答えください。

5点目は、新型コロナウイルス感染症の支援制度についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収した世帯は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者の保険料、保険税が減額または免除とされています。また、死亡、重篤な場合は、全額免除の対象となります。政府のコロナ対策として、国保にも傷病手当を支給することになりました。これらの支援制度は、緊急かつ特例措置として制度化されたものであり、今、住民に広く周知されること、そして申請の迅速化が今求められていると思いますけれども、お伺いします。

申請件数または周知、広報はどのようにされたのか。

中小企業、個人事業主からの相談はどのくらいあったのか。

今、本当に大変なのは、緊急小口資金貸付制度の問題です。この緊急小口資金貸付制度の周知あるいは申請件数はどのくらいあったのでしょうか。

再質問は自席で行います。

○議長（内山菊敏君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

なお、休業後の学校再開についてとGIGAスクール構想についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査を含めた医療体制の確保につきましては、国の方針に基づき、県が保健所などに設置した帰国者・接触者相談センターにおいて、二次医療圏内の感染症指定医療機関などとの調整を図り、PCR検査の実施や陽性患者の受入れ先を確保するなど、医療体制の整備を行っているところでございます。

また、感染症対策といたしましては、マスクの着用や手指消毒など従前からの取組に加え、政府が提示する新しい生活様式の定着や接触確認アプリの普及を進めております。

次に、東千葉メディカルセンターについての御質問にお答えいたします。

1点目の、メディカルセンターの職員削減についての御質問ですが、東千葉メディカルセンターは、これまでも収益の確保と業務の合理化など様々な経営改善に取り組み、赤字幅は徐々に減少したところでございますが、昨年度は約9億4,000万円の純損失となりました。今年度におきましても、本年2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う患者数の減少から、収益も大幅に減少しております。

このような状況の下、法人では、人件費削減のため職員の削減は避けられないと判断し、やむを得ず希望退職者の募集に踏み切ったものと聞いております。

2点目の、コロナ感染症でメディカルセンターの運営はどの御質問ですが、東千葉メディカルセンターの運営状況について、第1四半期の収益の状況を申し上げますと、約6億3,800万円の損失となっております。これは、今年度の年度計画に対し約3億7,000万円の不振、前年度同期の実績に対しても約2億3,700万円下回ることになりました。

新型コロナウイルス感染症対策などの影響により、入院、外来共に患者数が大幅に減少しており、このような状況が続くようであれば、経営状況はさらに厳しくなるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度についての御質問にお答えいたします。

1点目の、国民健康保険税の減免申請数はどの御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請の状況につきましては、8月25日現在、7件の申請を受理しております。

2点目の、中小企業、個人事業主支援事業の申請数はどの御質問ですが、当該事業につきましては、令和2年第2回議会定例会において、九十九里町一般会計補正予算（第2号）で

御承認いただいたものでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく売上げが減少している中小企業者、個人事業者に対し、1事業者当たり、中小企業等緊急支援金として10万円を支給いたします。

申請状況といたしましては、8月25日現在で、66事業者からの申請を受理しております。

3点目の、緊急小口資金貸付制度の周知方法及び申請件数についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、国は、収入の減少により生活が困難な方への支援策として、生活福祉資金貸付事業を活用した特例貸付を行うことを決定しました。この決定を受け、九十九里町社会福祉協議会では、令和2年3月末から支援事業として申請受付を開始しております。

貸付事業の周知につきましては、町社会福祉協議会が発行する社協だよりや協議会のホームページに掲載しているほか、新聞やテレビ等でも制度内容について詳しく紹介されております。また、町といたしましても、感染症に関する問合せ先一覧に、支援事業の一つとして掲載し、町ホームページや世帯回覧により周知してきたところでございます。

特例貸付の申請等の状況につきましては、8月25日現在まで、97件の相談があり、89件の申請を受け付けたところでございます。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 谷川優子議員からの御質問のうち、私からは休業後の学校再開についての御質問と、GIGAスクール構想についての御質問にお答えいたします。

初めに、休業後の学校再開についての御質問にお答えいたします。

1点目の、学びの遅れと学力格差についての御質問ですが、先日の西村みほ議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、学びの遅れについては、週日課時数を増やし、学校行事の中止や縮小を進め、夏季休業を短縮したことにより授業時間数を確保するとともに、感染拡大防止策を踏まえた教科の入替えを実施したことで、長期休業期間中の国語、算数等の学習内容についての遅れは取り戻せております。

学力格差については、感染拡大防止策の中で個別指導への制限がございしますが、教育課程の工夫や家庭学習の充実、学習サポーターの活用等により、学力格差の是正に取り組むよう指示しております。

2点目の、児童・生徒の不安とストレス対策についての御質問ですが、学校再開後から学

校職員による教育相談、電話連絡、面談等を実施し、現在、大きな不安やストレスを感じている児童・生徒の報告はありません。

しかしながら、本町並びに近隣市町の感染状況から、保護者が不安を抱えていることで、お子さんの登校を控えさせているケースはあります。その場合、保護者の方と連絡を取り合いながら、課題や配付物を渡すタイミングで、児童・生徒の安否確認も行っております。

今後も、児童・生徒、保護者の不安やストレスの解消に対して、4月から配置された指導主事と学校職員、スクールカウンセラーで連携を図り、丁寧に説明しながら理解を求めてまいります。

次に、G I G Aスクール構想についての御質問にお答えいたします。

1点目の、全家庭でのW i - F i環境が整っているのかとの御質問ですが、先日の西村みほ議員にお答えいたしましたとおり、本町の小・中学校に通う全家庭でアンケートを行った結果、約77%の家庭で、光回線を利用したW i - F i環境が整っております。

2点目の、通信費の負担はどのようになるのかと、4点目の、子供が家庭で使用するための支援対策はどの御質問ですが、臨時休業等の有事に際し、G I G Aスクール端末を活用し、自宅で授業等を受けるには、安定したネット環境が必要になります。しかし、本町をはじめ近隣市町でも、自宅にW i - F i環境がない児童・生徒も少なくないため、有事の際にどのような対応ができるかが喫緊の課題となっております。このようなことから、現在は通信費の負担等につき、国や近隣市町の動向を注視しながら、どのような家庭学習ができるのかを検討していきたいと考えております。

3点目の、教員への支援策はと、5点目の、教員の増員についての御質問ですが、現在4校に1名分の国からの財政措置がなされておりますが、教職員への支援を行うには、I C Tに関する高い知識や技能を有する人材が必要となってまいります。そのため、人材確保までには至っていない状況ですが、G I G Aスクール準備委員会でもサポート体制の構築に向け、協議を進めており、今後も教職員を支援できるよう、適した人材の確保に努めてまいります。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

学びの遅れと学力格差についての再質問を行います。

休校中、いろいろお話を聞くと、課題プリントなどを配付して対応していると聞いていますけれども、しかし先生や友達のやり取りもなく、1人で学ぶところに本当に無理があるん

ではないでしょうか。

保護者が教えられたり、また塾に行っている子、ネット環境の有無などで違うという大変深刻な格差はどうか、生まれていないのかどうか、そこをもう一度お伺いしたいと思います。学校で、いろいろ時間を取って対応していますということなんですけれども、果たしてそれが子供にとって、先ほどから言っているような柔軟な対応、教育対応になっているかどうか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） 先ほどの御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

休業中、プリントを基にしながら、子供たちが課題のほうを提出しておりました。子供たちの課題をやっている状況を、2週間に一度、学校でも確認し、進度のほうについては、担任等を含め、確認を進めてまいりました。

実際に学校が再開された後、そのプリントを基にしながら、再度そのプリントで出されていた内容を、学校でもう一度習熟を図るという意味で、授業内容等を含めながら、再度プリントのほうを基にして、学習のほうを進めております。ですので、子供たちがやってきたプリントにつきまして、課題につきましては、学校のほうでも再度、習熟を図るために授業のほうでも取扱いを行って、遅れがないようにしております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やはり、再々質問になっちゃうので、学習が遅れた子供への個別指導なんかは特に重点的にやらなきゃいけないと。子供たちに寄り添える手厚い教育が今だからこそ求められていると思いますけれども、それを十分気をつけてやっていただきたいと思います。

そして、子供の不安やストレスのケアについて、また再質問をいたしますけれども、学校が再開して、子供も保護者も喜んでいただくと。ところが、学校に行って、実際友達とおしゃべりがなかなかできない、密を避けるということで。マスクで先生の顔も表情も分からないといった、そういった子供たちの今置かれている環境が本当にストレス、そういったものに対して、具体的にスクールカウンセラーなり、そういった体制、それが十分なのかどうか、また再度お伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

現在、スクールカウンセラーにつきましては、2名本町で配当をされております。2学期が始まってすぐに、各学校でも教育相談、そしてアンケートのほうを実施しております。現在のところ、子供たちから、この不安に関するものについての報告は上がってきておりません。

今後も、このスクールカウンセラーにつきましては、子供たち、また保護者、不安等を抱えている方向がありましたら、報告等それを加味をしまして、緊急性そして対応については、スクールカウンセラーを柔軟に配置していきたいと考えております。

また、4月から指導主事が置かれております。現在、長期欠席児童についても、その不安を抱えていることも考えられますので、教育委員会の指導主事が中心となりながら、関係機関と連携を図り、各校に出向くなどをして、中心となりながら取組のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） とにかく先ほど言ったように、学習指導要領の中では、大変、子供たちにとってはスピード感を持ってやらなきゃいけないような、そういった体制になっている。十分に、このコロナで休業になったという、その部分是对応していただきたいと思えます。

2点目は、G I G Aスクール構想について再質問をいたします。

この通信費の負担についての再質問なんですけれども、義務教育は無償ということになっていますよね。ところが、現在、義務教育で無償なのは教科書だけだと。そういった中で、保護者の負担が大分、年間10万ぐらい負担が増えていると。前、私も調べたら、それぐらいの、部活をやったりとか、あとP T A会費だとかいろいろ、そういった負担が増えている中、国の政策の中でG I G Aスクールが始まって、通信費の負担が増えるということは大変なことだと思うんですけれども、その通信費の負担というのは、公費で負担するというわけにはいかないんでしょうかね。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

通信環境でございますが、それぞれ各家庭におかれまして利用している通信事業者は、様々なところを利用していると思えます。それに対しまして、町で一括でその分を負担して

いくということになりますと、公平さの観点から、いかなものかなというところもありますので、そういったところ、近隣市町も確認をしながら、注視して検討はしてまいりますが、公平性というところから、いかなものかと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 公平性というのなら、子供たちが同じような環境の中で教育ができる、教育を受けることができるというのが私は公平性の基本だと思いますので、再度、努力のほうをお願いいたします。

また、ICT支援の配置、教員への支援についての再質問を行います。

開校後の教職員は、消毒なども担ったり、また暑い中でのマスクをしながらの授業は、大変な重労働だと思われま。中には、お話を聞くと、倒れる寸前だという、そういうお話も聞いています。このような状況の中で、教職員の増員もせず、負担が増えるだけではないかと、このGIGAスクールを行うことによって、教職員の負担はどうなんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

先生方の負担というところですが、先日も西村議員等々の質問でもお答えをさせていただきました。5年間で計画されたものが、急遽、今年度導入され、それによる負担、それからコロナ等による消毒の負担というところがございますが、ICT関係、GIGAスクール関係につきましては、現在、準備委員会を立ち上げ、その中で、教員で共通認識を図り、いろいろな部門も設置し、進めております。そういったところで、いきなり導入というところではなく、前もって、こういった授業で活用しようというところで話し合いをしていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やはり教職員の負担が子供たちの負担につながってくると、そういうことを十分に考えながら、対処していただきたいと思います。

それから、新型コロナウイルスの中で、3密の解消のためにも、教員をぜひ増やして、少人数学級を実現させることが今大事だと私は思っています。教職員の増員については、全国で10万人の教職員の増員ということが出されたと思うんですけども、教育長の見解をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

○教育長（藤代賢司君） それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

現在、千葉県は、学級編制基準の弾力的な運用の中で、小学校1年生、2年生、3年生、それから中学校1年生で、35人学級となっております。それ以外は、やはり弾力的で38人学級ということでございます。ただ、これは法に明記されたものでございませぬので、年によっては、これを削られるという状況がございませぬ。

議員おっしゃるように、児童・生徒の個性の伸長と基礎学力の定着を図るため、きめ細かな指導を展開していくためには、35人学級の早期実現は欠かせないものと考えております。県の教育長連絡協議会においても、千葉県教育委員会に継続して要望しているところでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今回のコロナで、国の基準は40人学級になっていますけれども、例えば、国が言う密を避けるために1mの間隔を空けて授業を受けるとしたら、1クラスに20人だそうです、基準が。それが、国がまだ40人学級なんて言っていること自体が今の現実に沿っていないということで、私たちも少人数学級、全国で10万人の教員の増員を求めていますけれども、教育委員会のほうもぜひ国に求めていただきたいと思っております。

次は、新型コロナ感染対策についてのPCR検査体制、感染症対策について再質問を行います。

8月7日、厚生労働省によって、コロナウイルス感染症に関するPCR検査体制の強化に向けてという指針が出されました。

その指針を踏まえて、検査需要の見通しの安定とともに、相談から受診、検査、検体採取、検査、分析の一連のプロセスを通じた点検と対策の実施を町に求めているような文書が、指針が出されていて、その中に、自治体の判断により、現に感染が発生した店舗等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であるため、積極的な検査を検討いただきたいとなって、こういった指針が出されていると思うんですけれども、今、学校や、あと介護施設、そういったところで、例えば近くでそういった感染症の実例があった場合は、それはもう調査の、検査の対象にしていいですよと、こういった指針なんですわね。

今度は、東千葉メディカルセンターでPCRの検査を行えるということなので、大変身近なところでいいなと思うんですけれども、やっぱり自治体として、コロナ感染対策として、きちっとした方針を持っていただきたいと思うんです。というのは、南房総のほうでは、4首長が、このPCR検査体制の強化のために、県に要望書を出しているんです、共同で。で

すから、ぜひクラスター、いわゆる感染拡大を防止するためにも、近隣自治体の首長が連携して、このPCR検査体制をもっと強化しろと、もっと増やせと、そういった声を上げてほしいと思いますけれども、町長どうですか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） PCR検査の体制強化といった御質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

これまで山武地域においては、ほかの地域と比べまして、新型コロナウイルス感染症がさほど蔓延していないといった状況で、帰国者・接触者外来による検査で充足しているとの認識でございました。

しかしながら、議員おっしゃるとおりでございますが、7月には陽性患者が再発し、第2波の発生が懸念されてきたこと、また厚生労働省からPCR検査体制の強化に向けた指針が発せられたことから、この地域におけるPCRセンターの設置について、まず東金市のほうから山武郡市市町会に提案がございました。これを受けて、山武郡市市町会では、8月17日にPCRセンターの設置について協議、検討を行いまして、検査環境の整備が予定されております東千葉メディカルセンターにおいて、PCRセンターの開設を要請することとしまして、翌18日に依頼をした次第でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 結局、今、検査を保健所で受けるということで、受入れ体制、帰国者・接触者外来が今、全国で950の医療機関で対応するというのが政府の当面の方針だった。ところが、この医療機関がどこにあるかは非公開のため、厚生労働省が、感染が疑われる人については帰国者・接触者外来センターに相談しろと。ところが、実際保健所そのものは、当初よりも半分ぐらい、今、保健所が減っていると、職員も減っていると。

こういった状況の中で、やはり今、町が、あるいは自治体が、県の段階で、PCR検査体制の強化をしていかなきゃいけないと私は思っています。とにかく日本のPCR検査の体制は、全国、世界でも151位と少なさは大変、全国でも世界でも、日本のPCR検査体制は大変お粗末な状況なので、まず、やっぱり身近な住民の命を守るために、町長や各首長が先頭に立って、PCR検査を何とか増やすようにやっていただきたいと思います。

では、次はメディカルセンターの運営について再質問を行います。

今回の病院の職員が少なくなることで、看護師の負担が増えると考えられますけれども、

このメディカルがPCR検査を受け入れたり、また感染症の患者を受け入れることによって、当然職員も必要となりますけれども、こういった中で職員の削減というのは、今後そういった不安はないのでしょうか、患者の受入れに対して。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、看護師の負担の件でございますが、今回の希望退職者につきましては、事務職、それから看護補助者、ソーシャルワーカーを対象としたものでございまして、個々の職種から何人といったようなものではございません。こういった職種全体から希望者を募るものでございまして、退職者が決定いたしましたら、改めて患者の動向であるとか、業務量に応じて、弾力的な人員の再配置を行うことで、看護師の負担について大きく増加をさせることなく対応可能であるといったことでございますので、御理解をお願いしたいと存じます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） しかし、看護師の仕事が大変だ、あるいは看護師が足りないから看護補助者という職員を雇用したんじゃないんでしょうかね。その看護補助者を、希望退職だと課長はおっしゃいますけれども、リストラだと思うんですよ。こういった中で、看護師の負担が増えないということのほうが、ちょっと私には考えられないんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 今回の措置につきましては、先ほど申し上げたとおり、あくまで希望退職者であって、双方の合意によるものでございますので、強制的な退職といったものではございません。

また、コロナ禍の中で病院経営を回復させていくためには、医師、看護師といったものが必要不可欠でございまして、今回、希望退職の対象とした事務職、看護補助者、ソーシャルワーカー、これにつきましては、緊急事態宣言下で間引きの勤務をした実態を考慮した上で、対象の職種、人数を決定したと聞いてございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

しかし、退職を募るにも、先ほど希望退職という合意の上での退職だということを課長はおっしゃっているんですけれども、退職を募るにも合理的理由が必要だと思うんです。今回、

政府の見解では、雇用調整助成金の活用をして、解雇でない努力を、今、国としては求めていると思います。また、持続化給付の活用など、解雇を回避するための最大の努力を、果たしてメディカルセンターはしたのでしょうか。解雇回避の最大限の努力義務が雇用した者はあると思うんですけども、課長はどうでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターの、今回、経営難に対する緊急的な対応といたしまして、まず1点目が支払い期日の延長、それから委託業務の精査、3点目が職員給与の減額であるとか、希望退職者の募集などによって、当面の手持ち資金を確保するというふうにしてございます。

また、こういった取組につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が今後どこまで続くのかによって変わってくるものとは考えてございますが、メディカルセンターとして、やるべきこと、やれるべきことは全てやるといった覚悟を決めての判断でございまして、設立団体といたしましても、メディカルセンターの動向に注視しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今後、このコロナ感染症が拡大したり何かした中で、メディカルセンターの役割というのは大変重要になってくると思いますので、そこはよく注視して対応していただきたいと思っております。

最後に、新型コロナウイルスの感染症の支援制度について再質問を行います。

コロナ被害で、前年度比3割以上収入減に対して、国保、後期高齢、介護保険の各保険の減免と同時に、今回、国保の傷病手当の創設がされました。住民への分かりやすい周知が必要ですが、各周知はどのように、また住民からの問合せに対しては、どのような回答をされたのか。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいまの減免についての周知の方法というところで回答させていただきます。

減免の周知につきましては、全ての国民健康保険税の被保険者にお知らせができるよう、7月中旬に送付いたしました当初賦課納税通知書に、減免ができる旨を明記したお知らせを同封いたしました。

このほか、広報、町ホームページにて、周知に努めたところでございます。ホームページの新型コロナウイルス関連情報は、常にトップページの見やすいところがございますが、新着情報は日がたつと見えなくなってしまうので、定期的にアップし直すなど、周知に心がけているところでございます。

なお、国から示されました減免額の算出方法は、非常に複雑なため、周知内容は、新型コロナウイルスの影響により収入が一定程度減少した方に対し、減額または免除の制度がある旨の周知にとどめ、電話による問合せまたは来庁された方へは、制度の趣旨及び詳細な説明を丁寧に行っております。そして、申請をしていただいているというところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

いや、私のところにも住民から分かりづらいと、自分が該当しているかどうか分かりづらいし、役場のほうに電話をしたんだけど、ちょっと分かりづらいというような電話を私のほうも住民からいただきました。

今、ホームページにみんな掲載はしているんでしょうけれども、具体的に自分が本当に該当しているのかどうなのかというのが分かりやすいような、そういったものを住民に周知してほしいと思います。とにかく、今コロナ禍の中で減収したり、緊急的なものが必要とされているので、そこは今後も十分に気をつけてやっていただきたいと思います。

また、緊急小口融資の特例貸付制度についてなんですけれども、今回の緊急小口資金の貸付制度は、例年、今までとはちょっと内容が違っていると思うんですけれども、具体的にどういうふうに違っているのかお答えください。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回行われている緊急小口資金の貸付制度でございますが、コロナ感染症に伴いまして、まず休業された方向けの緊急小口資金というふうに言われているもの、それから失業された方等へ向けての総合支援資金という形で、2つに大きく分かれております。それから、大きく言いますと、通常の貸付額は10万円という上限でしたが、状況によって上限額を20万まで上げるという制度が出されております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、今回違うのは、例えば償還時に、なお所得の減少が続いている住民税非課税世帯の償還が免除できると、このようになっているんです。それと、従来は償還期限までに返済が完了しない場合は、残金に対して延滞利子がついていたけれども、今回はそれはつかないというような事務連絡が来ていると思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 大変申し訳ありません。本事業主体が県の社会福祉協議会でありまして、町の窓口も町の社会福祉協議会が担任しているということで、その辺の通知については、町サイドを経由していないということについては御理解いただきたいと思います。詳細事項について不明な点については、また社会福祉協議会に確認させていただいた上で御回答させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やはり住民がそちらのほうに相談に行くというのは本当に困っているので、そういったことは徹底しておいていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう時間なので、まとめさせていただきます。

3月6日から検査が保険適用されて、医師の判断で検査が行われるようになりました。しかし、全国どこの病院でも受けられるようになったわけではなく、受入れ体制が整った帰国者・接触者外来であるということで、医療機関が対応するということが当面の方針です。保険適用後も、実際の検査数は1日平均1,300件程度に今とどまっていると。今急がれているのは、PCR検査の強化なんです。一日も早い検査体制の強化を、そのための努力を求めて、私の一般質問は終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は10時50分です。

(午前10時34分)

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、細田一男君。

（11番 細田一男君 登壇）

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

令和2年第3回定例会において、通告してあります5項目について、一般質問を行います。

世界中で新型コロナウイルス感染症は蔓延し、いまだ収束のめどは立っておりません。各国の首脳、政府関係者は、最良の対策を講じ、昼夜を問わずに懸命に努力をし、拡散防止に取り組んでおります。いまだ収束のめどは立っておりません。

我が国においても、いまだ毎日感染者が発生しており、9月5日現在、全国で感染者7万1,576名、亡くなられた方が1,361名となっております。また、ダイヤモンド・プリンセス号内では、亡くなられた方が13名、感染者は712名が発生しています。亡くなられた方には哀悼の意を表し、感染者の方には一日も早い回復をしてくれるようお祈りをいたします。

このような状況の中、安倍総理が、持病の悪化が原因で、8月28日に辞意を表明されました。自民党においては、後継総裁を早急に選出せねばならないため、9月8日告示、9月14日を投票日で、総裁選挙が行われます。国難とも言える感染症の危機に直面している現在、政治の安定を図るために、政権を担う自民党は早急に新しいリーダーを選び、混乱を回避する必要があると思います。

それでは、質問に入ります。

1点目の、高齢者や交通弱者に対する交通アクセスの整備についてであります。以前の定例会の質問答弁の中で、前向きに取り組んでいるとの答弁がありましたが、具体的にどのような取組をなされておられるのか、答弁を求めます。

2点目に、作田川架橋の建設計画についてであります。

この問題は、長きにわたり質問してまいりました。同じような答弁の繰り返しで、一向に進展の気配が感じられません。私も議員に当選し、就任してから、足かけ18年にわたり質問をし続け、要望してまいりました。町長、少しでも計画が推進できるよう努力をしていただけたでしょうか。県も最初から、計画は推進しましょうと理解を示していただいております。しかし、実行するには、地元の理解、同意を得てくださいと言われております。地元の地権者、関係者の意向・意見などの調査等はされておられるかどうか、答弁を求めます。

3点目に、片貝漁港内の防潮堤の建設計画についてであります。いまだ計画は進められ

ておりませんが、進捗状況はどのようになっておられるのか、現状をどのように捉えておられるのか、答弁を求めます。

4点目に、片貝中央海岸付近の防砂堤の建設計画についてお尋ねをいたします。

現状では、工事も完了に近づいているように見受けられますが、以前から、今の施工方法では、ひ弱な防潮堤なので、もっと堅牢な堤防にさせていただけるよう、県に要望していただけるようお願いしておりました。県当局はどのように協議をされておられるのか、答弁を求めます。

5点目に、防災会議についてお尋ねをいたします。

本町には、国の省令や県の条例に準じた防災会議条例が、昭和37年9月30日、条例23号として制定されております。前の定例会でも、防災会議の在り方や開催された回数などをお聞きしており、4回ほど開催されたと答弁をいただいておりますが、協議内容については説明がありませんでした。協議内容についての詳細説明をお願いします。

また、前項3項目め、4項目めに、防災対策事業に関する質問をしておりますが、この件に関して防災会議を開催したのかどうか、また防災対策に取り組むに当たり、防災の会議をどのような捉え方、位置づけをされておられるのか、答弁を求めます。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（内山菊敏君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、高齢者や交通弱者に対する交通アクセスの整備についての御質問にお答えいたします。

以前の定例会の答弁で、前向きに取り組んでいくとの答弁があったのだが、進捗状況はどのようになっておられるのかとの御質問ですが、本町における公共交通の充実、及び公共交通を利用することが困難な住民が安心して利用できる移動手段の確保について検討し、住民福祉の向上に寄与することを目的として、本年3月に九十九里町公共交通会議設置要綱を制定いたしました。6月に開催した第1回公共交通会議では、本町の公共交通及び交通弱者の現状、人口や財政状況の推移等を含め、共通理解をしていただくことから始めたところでございます。

引き続き、公共交通会議において、鉄道の駅がないなどの近隣市町村とは異なる本町の地

域性を勘案しつつ、公共交通対策に向けた協議を重ねてまいります。

次に、作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

関係者や地元地権者との意向・意見について調査等はされておるのかとの御質問ですが、千葉県では、作田川の橋梁計画については、片貝漁港第1泊地からの航路や周辺環境への配慮を求める地元住民などからの意見を踏まえ、橋の構造などの設計を進めてきたと伺っております。

町としましては、引き続き県と連携し、地元住民の皆様の御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。

次に、片貝漁港内の防潮堤の建設計画についての御質問にお答えいたします。

未だ計画が進められていないが、進捗状況はどのようになっておるのかとの御質問ですが、令和2年2月に、千葉県による3回目の住民説明会が開催され、津波対策の整備方針につきまして説明されたところでございます。しかしながら、一部の地域住民の合意形成が得られず、津波対策工事につきましては未着工となっております。

このような中、津波被害のあった小関納屋自治区による津波対策に関するアンケートの調査結果が本年7月に報告され、「早急な津波対策が必要である」との回答が多くあることを確認いたしました。

この報告を受け、町といたしましても、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためには、県の提示する計画案が、片貝漁港周辺の津波対策を早急に進める上で最良であると決断し、県に早期着工するよう、本年8月に要望したところでございます。

次に、片貝中央海岸付近の防砂堤の建設計画の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

完了に近づいておるが、その後の整備について、県とどのように協議をしておるのかとの御質問ですが、千葉県により実施されている海岸津波対策事業は、防護高さの確保を最優先し、土堤による堤防整備が進められております。

町といたしましては、当該事業の完了後、一日でも早い堤防のコンクリート被覆化のため、県に対し、要望書を提出しておるところでございます。県では、防護高さの確保が完了した後には堤防のコンクリート被覆化を実施することとしており、現在、整備区間の優先順位の検討を行っているとのことでございます。町といたしましては、引き続きコンクリート被覆の早期実現に向け、県に働きかけてまいります。

次に、防災会議についての御質問にお答えいたします。

防災対策への取組はどのように取られておられるのかとの御質問ですが、本町の防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、九十九里町地域防災計画の策定及び実施を推進するため設置されております。防災会議は、国内で発生した大規模災害における対応や、教訓を基に修正された国及び県の防災計画との整合を図るとともに、本町の実情に即した計画に改定することについて審議しております。

以上で、細田一男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

ただいま町長より、るる御答弁をいただきました。ありがとうございました。

一問一答で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、交通アクセス。

本年3月に公共交通会議を設置し、6月に公共交通会議を開催し、本町に合った整備をしていくという、これは我々も議会も前々からお願いしていることであって、財政的には非常に厳しいという今までの答弁であったんですが、高齢者や交通弱者を守るためには若干の投資も必要じゃないかと思われますので、早急に対応していただけるようお願い申し上げまして、質問を終わります。

2点目に、作田川架橋の建設計画についてであります。何度も何度も申し上げているとおり、平成15年に議員になってから本日まで、定例会のたびに質問してまいりました。県の言うには、第1泊地を通る船舶の航路の確保あるいは沿線住民の環境への配慮等を考えながら構造設計に入っているという、今、答弁があったんですが、それで間違いはないでしょうか。

私は何度もお願いしているように、県はやりましょうということをお返答してくれているんです。それには、どうしても沿線住民、地域住民の理解を得てくださいと。これを繰り返し、繰り返し、お示しをしているんですが、町長をはじめ行政サイドとしては、その点について、実際に地元に調査等に伺っているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

千葉県では、平成30年11月21日及び12月3日に、町とともに地元回りを行い、小関地区の隣接者、10名中9人の方から御意見をいただきました。主な御意見といたしまして、沿線の環境に配慮してほしい、橋台を擁壁タイプではなく見通せる橋梁タイプにしてほしいなどの

御意見をいただき、建設を反対する方はおりませんでした。

このようなことから、千葉県では、いただいた御意見を踏まえ、先ほど町長答弁にもあったように、橋の構造などの設計を進めていると伺っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

ただいま課長から前向きな答弁をいただきました。これからも、一日でも早く計画を推進できるよう県への働きかけを、町長、よろしくお願いします。これは町長のお仕事なので、課長が行くよりも、町長が県にお邪魔したほうが力強いと思いますので、よろしくお願いたします。

3点目に、片貝漁港内の防潮堤の建設計画についてであります。

ただいま町長答弁をいただきました。県銚子漁港事務所で地元説明会を開催し、地元の理解を得られないまま、地元から要望・意見等は銚子漁港事務所に届いていると思いますが、説明会の中で、そのようなお願いをしてあるんですが、いまだ回答は得られておりません。地域住民に、説明会への回答はないうちに、先般、本町においては、銚子漁港事務所が本町においでくださり、議会に対して説明会が開催されました。

町長の今答弁にあったんだけど、最初からのスタートがつかずいていて、今日に至っていると私は感じているんです。計画変更を議会に、説明会を開いて、示して、それで進めようとする。

また、先ほどもあったんだけど、今度の新しい小関納屋自治区長さんが、住民にアンケートを取ったと。そのアンケートの中で、267世帯のうち93世帯の中から「早急に建設をしていただきたい」という要望はあったと。これも、最初この話があったときにやるべきであって、今、地元で理解を示していない地域住民は、別に建設に反対をしているわけじゃないと聞いております。整備は早急にやってくれとお願いをしていると、その中で、現状に合った防災対策に対する防潮堤を造ってくれと、そういう要望を出しているわけ。

先ほど来から出ているんだけど、防災対策、これは国、県がやっていただけること。最初から私がお願いしているときの答弁が、国、県がやる事業なので、町は意見が言えないと。今になって、町がいろいろと要望を出していると。町長、地域防災、防災会議、今、るる答弁があったんだけど、地域防災、防災会議の中には、地域防災計画をつくりなさいという指針があるわけ。それに対して本町も、平成27年、九十九里町地域防災計画を立てて

いると。

先ほど質問したんだけど、防災会議において、こういう大きな事業は、防災会議の2条に「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する」という、そういう項目は載っているんです。防災会議条例、先ほど申し上げました、昭和37年にできているんだけど。

○議 長（内山菊敏君） 細田議員、質問に入ってください。

○11番（細田一男君） だから、防災会議にそれを諮ったのかという。防災会議の会長は、町長をもって充てるといふふうになっているので、町長は、先ほど挙げた片貝中央海岸の防潮堤と言え防砂堤らしきもの、あるいは片貝漁港の防潮堤、こういったものは重要事項じゃないんですか、防災に対して。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、私からは防災会議ということで回答をさせていただきます。

以前にも答弁させていただいておりますが、市町村の防災会議の組織、所掌事務については、千葉県の例に準じ、市町村の条例で定めるという基本法の中で定めを受けまして、町条例で制定しているものでございます。県の条例規定を基に市町村条例で定めているということで、今、会議条例、条文第2条2項「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する」ということのお話でございますけれども、この規定は、そもそも基本法であります災害対策基本法第16条第1項で規定されております市町村防災会議の設置規定を、改めて町条例で引用規定しておるものでございます。

市町村条例の内容は、国の法令に反したり抵触するようなことはできませんので、防災対策基本法で、国、都道府県及び市町村が、それぞれの立場で役割分担が規定されておりますので、町の防災会議で、県が行うハード事業の詳細な実施計画を議論する場ではないというふうに考えております。町の防災計画を策定する際に、防災会議を開き、また必要な識者の意見を聞くなどの作業をして、町の防災計画を策定するというので、防災会議を開くと認識しております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 今、課長から答弁があったんだけど、本町には、九十九里町地域防災計画共通編というのが平成27年に作成されている。その後、千葉県では、地域防災

計画が平成29年度に修正されているのよ。こういうのがあるんだけども。

国の省令や県に準じて防災会議を作成している。防災会議の中に、この地域防災計画を練らなきゃいけないわけでしょう。だって、今、本町の防災会議は本町の防災について審議すると。だから、九十九里町地域防災計画をつくってあるんだから、それが平成27年に作成されていて、平成29年に県が防災計画については修正しているのよ。そうしたら、修正したら、県に準じているんだから、これも計画の変更、修正を審議しなきゃいけないでしょうよ。そうでしょう、防災会議というのは。違うの。

これは、今やっても時間のあれだし、先ほど私が質問して、町長がそういったものに、防災会議に、先ほど申し上げた中央海岸の防砂堤あるいは片貝漁港内の防潮堤の計画について、防災会議に諮ったか、諮らないか。諮らなかつたら、諮らなくていいんですよ。諮ったか、諮らないかを私は聞いているの。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、この防潮堤、防砂堤につきましては、県の事業でございますので、その件につきましては町の防災会議での会議の開催はございません。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 町長答弁が欲しかったんだけども。ということは、会議には諮る必要がない、諮らなかつたということでもよろしいのかな。そのように判断してよろしいですか、町長。会議の会長は町長なので、会長判断だと思うんですけども、町長、どうですか。今、課長が答弁したんだけども、課長の答弁は町長答弁で間違いはないですか。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） 今の御質問の件で、防災会議を開いていないというのは事実でございます。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 防災会議を開いていないと、そういうことで答弁をいただきました。そういう判断で、今後進めていきたいと思っております。

次に、片貝中央海岸の防砂堤。

先ほど、前々から言われているんだけども、県、国は、高さの確保、それが終了してからコンクリート被覆をやると、やっていただけると。このコンクリート被覆なんです、い

いろいろ調べるといふか、いろいろ問合せしたところ、海岸線の海側の波の当たるところを調査しているのかな。おか側はやらないということかな。どうなの、課長。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたように、千葉県では、コンクリート被覆については実施すると、現在、整備区間の優先順位を検討しているということですので伺っておるところですけれども、整備内容については、具体的な説明はいただいておりませんので、整備内容については把握しておりません。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

課長、せっかく県がやっていただけるということなので、例えば1億投下してくれても、2億投下してくれてもやっていただけるんだから、できれば海側もおか側も、堅牢なコンクリート被覆で。波乗りは実際、海側もおか側も堅牢なコンクリート被覆なのに。大網白里市さんの交差点のところも、結局、海側もおか側もコンクリート被覆をやっているわけよ。片貝中央海岸付近だけが海側だけで、おか側はやらないと。

これは国の防災対策でやっている事業だよ。その予算の中でやっていただいたのが、今、完了しようとしている高さだけを確保したという防砂堤。この後、やるということになると、これは県単でやるんだよね。やっていただけると。だから、それを県単でやっていただけるのであれば、言葉は悪いですけども、一部やっていただくも、2部やっていただくも同じなので、重ねて、おか、浜をやっていただけるように要望していただきたいと思います。

5点目、防災会議について。

これは、なぜ私がここに出しているかということ、先ほど出ているように、作田川架橋、片貝中央海岸の防砂堤、片貝漁港内の防潮堤、これは全て県、国の事業でやっていただけるんですけども、必ず戻ってくる言葉が、地域住民の理解を得てくださいなの。ねえ、町長、お金がない財政の厳しい本町であり、いろいろな事業をやるには予算がないと。予算がない中で、国や県が講じてくれる事業に対して、少しでも多くの予算をいただけるように、国に働きかけていただきたい、県に働きかけていただきたいと思います。私はこれを定例会のたびに町長にお願いしていますよ。

一県一町一軒、それぞれに首長さんがいます。おさがいます。町長も選挙公約で、思いやりの行き届いた政治。産業を振興し豊かな暮らしを確かにします。将来を担う子供たちを温

かく見守ります。高齢者の皆さんが安心する福祉を拡充します。安全で安心できる防災体制を強化します。何度も何度もお願いしている。安全で安心できる防災体制を強化するということは、私が先ほど来からお願いしている。

地元から理解を得られないということは、地元にとっては高さも低い、位置も悪い。だから、もう少し強いもの、よいものを造ってくれと今要望を出しているわけ。町長も地域住民の理解を得るとのことなので、地域住民の意見を、県や国に私は届けていただきたいと思いますよ。それが町長の仕事じゃないかと私は感じております。

町長、もう少し力強いリーダーシップを発揮していただけるよう強くお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時27分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時55分）

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、鏈田貴俊君。

（4番 鏈田貴俊君 登壇）

○4番（鏈田貴俊君） 4番、鏈田です。

議長の御承認をいただきましたので、令和2年第3回の一般質問を行います。

さて、温暖化の影響でしょうか。昨夜は大型で非常に強い台風が九州を襲いましたが、一方、今年の夏は酷暑と言われるほど、とても暑い日が続きました。先日のある記事によれば、8月の東日本の平均気温は、平年に比べ2.1℃も高く、七十数年前の統計開始以来、平年との気温差が最大であったと報じておりました。

このような中、新型コロナウイルス対策により、行政、医療、介護に携わった方々、また必死に事業の継続に心血を注いだ事業経営の皆さん、そして不便を強いられつつも様々な対策に協力されている町民の皆様の御努力に、改めて敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第であります。また、併せて、町全体が感染拡大防止の一つとなって取り組む様子には、

深い感銘を覚えたところでもあります。

長らく東京一極集中ということが言われていますが、私自身、これまで東京や都市部への人口集中は、ある程度やむを得ないと考えてきましたが、このコロナショックにより、都市部での過密な生活には、一方でリスクが伴うことが分かり、地方において、今後とも豊かで健康的に暮らせる環境を維持することも必要ではないか、また、そのためにも地域の基盤となる農水産業を、今後とも維持、継続させていくことが不可欠ではないかと考えるようになりました。

そこで、今回は農業に関して、地域コミュニティを維持しながら、地域営農を将来にわたって存続させるにはどうしたらよいものかという発想で、質問項目に加えたところでもあります。

それでは、質問に入ります。

質問事項は、大きく2つの項目についてお伺いします。

まず、最初の質問項目は、これからの地域営農を育む将来像についてであります。

4年ほど前に参加した北海道厚真町への行政視察において、1haを一つの核とした稲作水田を目の当たりにして以来、これからの農業の姿について、私はまず区画整理を伴った基盤整備事業が優先されるべきという先入観を抱いてまいりました。また、周囲からも、1haとは言わないまでも、10a区画の水田を持った地域では、まず30a程度に整備して、かつ水路はパイプラインにしてといった意見をよく耳にしておりました。

しかしながら、最近では、膨大な予算規模が必要な基盤整備よりも、まず現実的な議論を進めていかなければ、いつまでたっても夢物語のようなもので、地域営農は前に進むことができないのではないかと思うに至りました。

例えば、その現実的な選択肢の一つが集落営農ではないでしょうか。個人または家族だけでは、重労働に向き合うことは大変ですが、集落のみんなで助け合えば、個々の負担は軽くなると思われれます。そして、集落営農では、トラクターやコンバインといった農業機械を共同で所有するため、購入や維持費について、1農家当たりのコストが削減されます。

また、高齢者や若い兼業農家など、いろいろな世代が協働することに対しては、各世代に見合った様々な作業を分担することで解決することも可能です。さらに、地域内のコミュニケーションが円滑化すれば、互いの農地の貸し借りもしやすく、結果として遊休農地も減らせる可能性があります。もちろん地域によっては、話し合いにより、将来的に営農組織として法人化したり、大規模な経営体に委託することも可能であります。

そこで今、そういった方向性に対して、何がネックとなっているのかを考えますと、自ら所有する農地について、個々の農家がどうしたいと考えているのか、または誰にどういう形で委託したいのかなど、地域の話合いが進んでいないからであると推察できます。幸い、当局が進める人・農地プランには、地域の話合いを進める工程もあると聞いております。

そこで伺います。

現状の課題、将来の耕作者、営農組織等に対する各地域の話合いの現状は、どのようになっているのかお聞かせください。

次に、町は昨年12月に、耕作者や土地持ち非農家など全農家を対象に、これからの担い手と農業経営の在り方などについてアンケートを実施しましたが、その中で、5年後、10年後の将来像に対する回答状況はどのようなものであったか、概略でも結構ですので、お聞かせください。

1つ目の大きな項目の最後に、現在作成されている人・農地プランについて伺います。

今後、中心的な担い手への集積の指針となる人・農地プランは、いつまでに作成し、また公表されるのかお聞かせください。

次に、大きな項目の2つ目、小・中学校教材費等の徴収方法の効率化に関する考え方と課題についてお聞きします。

私には小・中学生の家族はおりません。それでは、なぜ今回この質問項目を取り上げさせていただいたのかと申しますと、それはある機会に町民の方から、町または学校に対して要望してほしいといった趣旨の御意見をいただいたからであります。

具体的には、学校教材費、PTA会費など、学校が集める徴収金は、現状、保護者が用意した現金を生徒が学校へ持参している。そこで、教職員は、現金をチェックしたり、集計したりすることが大変ではないか、口座振替にすれば、その分の労力を教育指導に充てられるのではないかとといったものでした。

確かに、一定の日に、教材費などを保護者の預金口座から自動的に払い出し、学校の収納口座へ入金することができれば、子供が学校に現金を持参する手数がなくなるだけでなく、紛失、その他の事故も防げることとなります。そこで、私なりに調べるうちに、検討する価値があるのではないかという思いに至ったわけであります。

そこで、まず保護者負担の徴収金等に関し、現状の現金徴収から口座振替への移行について、どのように考えているのかお聞かせください。

学校の教職員の方々の働き方改革に関しては、今さら申すまでもないところです。また、

最近の新聞報道によると、新型コロナウイルスの影響で、全国の学校現場では、休校における学習の遅れへの対応に加え、消毒などの感染予防対策を迫られ、多忙を極めているということですが。

そのような中、国は、教育や学級担任などを補助する学習指導員のほか、スクールサポートスタッフの大幅な増員を決めたとのこと。具体的には、本年度の配置を、当初予定の4,600人から5倍超の2万5,000人まで増やす予算を確保したとありました。ただ、今お話しした事例は、本県とは直接には関わらないことですが、教育現場の負担軽減には国としても力を入れているということでもあります。

そこでお伺いします。

教員の業務負担軽減や事故防止の観点から、徴収業務に関する国等の指針は出されているかお聞かせください。

もちろん一口に口座振替へ移行するといっても、簡単にいく話ではないことは理解できます。各学校長、教育委員会、PTAなどの関係者との協議、そして保護者の理解と協力、また口座振替をした場合の手数料は誰が負担するのか、どうするのかなど、細かい点を挙げれば切りがないほど、解決すべき課題は多くあると推察できます。しかしながら、一方で全国においては、現実に口座振替に移行している自治体も幾つかあると聞いております。

そこで、いろいろ申し上げましたが、最後の質問としてお聞きします。

本町においては、学校徴収金の口座振替に関して、将来的な検討課題として捉える考えはあるかどうか、見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 鍵田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 鍵田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

なお、小・中学校教材費等の徴収方法の効率化に関する考え方と課題についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、これからの地域営農を育む将来像についての御質問にお答えいたします。

1点目の、現状の課題、将来の耕作者、営農組織等に対する各地域の話合いの現状はどのようなになっているのかとの御質問ですが、町内において、集落営農組織の設立を目指し、推進組織の立ち上げを検討している地域があることを把握しております。

しかしながら、集落営農組織の設立までには数年を要することが見込まれるほか、農地集積をどのように進めるかなどの推進組織による意見集約が課題となっております。

今後、町では、農地集積に向けたアドバイザーとして座談会等に積極的に参加し、支援制度について説明してまいります。

2点目の、昨年全農家に実施したアンケートでは、5年後、10年後の将来像に対する回答状況はどのようなものであったかとの御質問ですが、本年度策定予定の人・農地プランのアンケートでは、本町の農業の将来像に関連するものとして、今後の農業経営、地域の農業の10年後の状況及び地域の農業の望ましい方向性の3項目について集計いたしました。

今後の農業経営につきましては、「経営規模拡大」及び「現状維持したい」と回答した事業者が25%となっております。また、「地域の農業における10年後の状況」と「望ましい方向性につきましては、10年後の状況」としては「農家の高齢化」及び「遊休農地が増加する」との回答が約84%、望ましい方向性として「集落営農促進」及び「担い手に集約する」との回答が約50%となっております。

3点目の、中心的な担い手への集積の指針となる人・農地プランは、いつまでに作成し、また公表されるのかとの御質問ですが、今後、農地耕作集積図を作成し、本年度末までに十九里町人・農地プランを公表する予定でございます。

以上で、鎌田貴俊議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 鎌田貴俊議員からの御質問のうち、私からは、2点目の小・中学校教材費等の徴収方法の効率化に関する考え方と課題についての御質問にお答えいたします。

1点目の、保護者負担の徴収金等に関し、現状の現金徴収から口座振替の移行についてどのように考えているかとの御質問ですが、保護者負担の徴収金につきましては、学校と保護者間での取扱いのため、公費以外と認識しております。そのため、近隣自治体でも、学校ごとの徴収方法となっていると伺っております。

しかしながら、働き方改革や事故防止の観点から、導入するメリットはあると考えられますので、今後、徴収金を口座振替に移行している学校の情報を集め、各学校へ情報提供していきたいと考えております。

2点目の、教員の業務負担軽減や事故防止の観点から、徴収業務に関する国等の指針はあるかとの御質問ですが、文部科学省から働き方改革や学校の業務改善等で通知されており、

その中に徴収業務に関する内容も記載されております。

3点目の、本町において将来的な検討課題として捉える考えはあるかとの御質問ですが、検討課題として、振込手数料や一部職員への業務の偏り、振り込まれなかった場合の新たな督促業務の増加等、課題はありますが、今後、近隣自治体の状況に鑑みて、学校と協議していきたいと考えております。

以上で、鏝田貴俊議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

それでは、ただいまいただいた答弁に関連して、再質問をさせていただきます。

それでは、まず各地域での話合いの現状に関する答弁についてお聞きします。

これからの営農に対する施策は、九十九里町令和2年度実施計画書の第1項、活力を生み出す農業の推進の一つとして、担い手の確保・育成などの目標が既に掲げられております。

そのような中、先ほどの答弁において、町内における動向として、集落営農組織の設立を目指し、推進組織の立ち上げを検討している地域があると伺いました。しかし、一方で集落営農組織設立までには数年かかるのではないかとのお話もありました。

そこで、お伺いします。

確かに地域の意見を集約してまとめるという大前提が必要なことは分かりますが、そのことを含めても、立ち上げに数年かかる見込みというのは、一般的にどのようなやるべき課題があるのか、もう少し詳しく、具体的な項目を例示していただければありがたいです。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） それでは、お答えさせていただきます。

営農形態は様々であり、地域に合った農業を目指していく必要がございます。例として、個人で営農をするのか、担い手や組織に農地を集めて営農をするのか、組織化し、生産から販売までを一貫して行うのか、法人化するのかなど、どんな形を選ぶかは地域により違いがございます。地域の農業者の皆さんが何をしたいのかが重要であり、そのために現状把握や地域の課題と将来像を共有し、意見集約や賛同を得るには時間がかかると考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

御答弁ありがとうございます。

また、先ほどの町長の御答弁では、また各地域における将来の営農を話し合う場には、町としてもアドバイザーとして積極的に参加し、制度等の説明をしていただけるとの答弁があったかと思えます。前向きな取組の必要、大変心強いところですが、実態として、これまで地域営農の将来像に関する話合いが進展しなかった背景には、話合いを推進し、まとめるリーダー、また、それをサポートする体制が十分ではなかったのではないかという気もします。

そこで、農業委員会、農協など連携の上、営農者情報の中から地域の話合いを推進するリーダーを選任して、町として委嘱するような方法が取れないものかどうか、御意見をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

各地域の課題と問題点等を把握し、解決するために、地域において、将来の営農を話し合う場が必要であり、地域営農の将来像を共有していくことが重要でございます。また、話合いの単位は、農業を取り巻く環境、例えば水利系統や土地改良区等の地域の実情によって違いがあることから、地域の中でふさわしい人選が必要であり、町として委嘱するようなものではないと考えております。ただ、地域の推進するリーダーが、町からの委嘱などがあつたほうが進めやすい、または人を集めやすいなどのことであれば、委嘱も考えられると思えます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 次に、農家に対するアンケート調査の結果に関連して再質問させていただきます。

今後の農業経営に関するアンケートの回答状況では、先ほど「経営規模拡大」及び「現状維持」が25%ということでした。実は、ここにアンケートがありますけれども、つまり設問項目に従っていえば、残り25%、残り4分の3の回答者たちが「規模拡大」、「現状維持」、それ以外の項目は「規模を縮小していく」、「他の人に農地を任せたい」、「5年、10年以内に農業を辞める」という項目です。ですから、この5項目のうち、「規模を拡大」、「現状維持」が25%とすると、もう大半が、縮小していく、ほかの人に農地を任せたい、農業経営を辞めるということになるかと思えます。

つまり、それで、その今の設問に続きまして、規模を縮小または辞めますかという質問が、先ほど回答した方に回答してくださいというふうが続いております。選択肢は次のようにな

っています。要は、規模を縮小または辞めますかという方に対して、「できるだけ集落内の個人に農地を貸したい」、「集落外の個人でもよいので、農地を貸したい」、「営農組合等へ委託したい」、「できれば農地を売りたい」と。

つまり、アンケートに回答した多くの農家の人たちは、いずれ農地を貸したり、営農組合等へ委託したいと考えていることが、現実にはアンケート結果として表れてきていると言えるのではないのでしょうか。そうであるならば、おのずと、今後どのような施策を実施していかなければならないかが明確に見えてまいります。

そこで、アンケートにおける別の質問に関してもお伺いします。

あなたの地域の農業は、現在のままで10年後を迎えると、どのようになっていると思いますかという設問がありましたが、これについては、大まかにどのような回答状況であったのか、差し支えない範囲でお答えいただけないでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） それでは、お答えさせていただきます。

今回の人・農地プランのアンケートは、全農家数のうち、回収率は約50%でございました。その回答者のみの集計となっておりますことを御理解いただきたいと思います。

それでは、ほかに大まかにどのような状況であったかとの質問にお答えさせていただきます。

「遊休農地が増加」の項目で44.8%、「高齢化が進む」で39.1%で、2つ合わせたものが、町長答弁にございました84%となっております。そのほかとしては、「安定した農家がない」が5.7%となっております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 4番、鏑田です。

課長のほうから、回収率は50%なので、その辺を承知しておいてくださいと。確かに分かりました。でも、実際に、とはいえ参考になることは間違いないので、さらに、もう一つ別の設問についてもお伺いします。

今後、あなたの地域の農業はどのような方向が望ましいと思いますかという設問がありますが、これも同じように概略で結構ですので、回答状況を御説明ください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

町長答弁にありましたとおり、「担い手に集める」と「集落営農を促進する」を合わせて約50%でございました。そのほかでは、「分からない」との回答が約28%ございました。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

アンケートの回答状況、ありがとうございました。ただいまお聞きしたアンケート結果だけでも、先ほど申し上げたとおり、これからの地域営農について、進めていかなければならない方向性だけは、改めて明らかになったような気がします。

次に、人・農地プランの作成、公表時期について再質問をさせていただきます。

人・農地プランの公表に当たっては、併せて、今、一部御答弁いただいたアンケートの集計結果も含まれるのかどうかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

アンケートは、人・農地プラン作成の必須事項であることから、この結果も公表する予定でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

まず、先ほどの町長の御答弁で、公表に当たっては、今後、集積図を作成するとありました。

そこで、この農業に関する最後の質問として、その集積図というものについてお聞きします。集積図については、その中にどのような情報が組み込まれるのか、また今後どのように活用される見込みなのか御説明ください。また、併せて、昨年12月定例会で同様のテーマを取り上げたときには、農業委員会で導入している農地地図情報システムについて説明をいただきましたが、先ほど御答弁いただいた集積図とは別のものなのかどうか教えていただきたい。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

集積図についてなんですけど、本来であれば、アンケート結果を基に各地域での座談会を実施し、農家からの意見を取りまとめ、集積図を作成する予定でございました。しかしながら、

新型コロナウイルスの影響により、農業者を集めた大人数での話し合いは難しいと判断し、農業委員会に賃貸の届出をしてある利用集積データを基に、また現状の耕作状況が整理されている地区があれば、その情報を加えたものを集積図に示して公表する予定でございます。この農業委員会の地図情報を基に使う予定でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

ありがとうございました。

それでは、次に小・中学校教材費等の徴収方法の効率化に関する考え方と課題に関連して、再質問をさせていただきます。

そこで、まず前提として、現在どのような徴収金があり、また現金徴収の方法は、具体的にどのような流れで行われているのかお聞かせいただきたい。例えば、1か月当たりの回数、また担任の先生はその場で数えるのか、生徒が帰ってから数えるのか、集計、帳簿との突合はいつ行うのかなど、詳細過ぎて恐縮ですが、全体的な流れのイメージを把握する意味で、大まかで結構ですので、分かる範囲で御説明いただければ幸いです。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） それでは、現在の徴収方法の取組についてお答えをしたいと思います。

現在、子供たちが現金を学校のほうに持ってまいります。朝のうちに担任のほうでそれを回収し、授業時間以外のところで金額のほうを確認します。業者がそのときに、呼ばれたときまでに、その集計を行いまして、業者のほうに納入をするという状況で、今のところでは現金徴収という形を取っております。月ごとによって金額等は違いますが、ほぼ月に一度、金額によっては行事に合わせて、その都度徴収するものもございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 先ほど教育長から、保護者負担の徴収金の口座振替移行に関する考え方について御答弁いただきました。あくまで学校と保護者との関係ですと、また公金というか、公費以外と捉えているというお話だったと思いますが、私の一つの考え方で申し上げますと、徴収金そのものは公会計ではありませんが、口座振替は、教育委員会で、例えば口座振替を行って、保護者口座から引き落としした資金を学校の口座に入金する方法ならば、町の

予算、決算にも影響しないし、公金とはならないのではないかなというようにも思います。

それは私の考え方なので、しかし要は、冒頭申し上げました現金の紛失や事故防止、学校現場の多忙化解消、教職員の事務負担、精神的負担を軽減し、子供たちと向き合う時間を確保するといった大義に、真摯に向き合うかどうかの問題ではないでしょうか。

学校徴収金システムという仕組みがあります。ここに、インターネットで調べた関西のある自治体の例があります。教育指導上または学校運営上、必要な徴収金を保護者の口座から引き落として、会計管理者口座または学校長口座へ振り替えて入金している方法です。

そこで、お聞きします。

この学校徴収金方法に関して、仮に本町に当てはめて考えてみた場合、どのような問題点、課題等があるのでしょうか、分かる範囲でお聞かせいただければありがたいです。先ほどの教育長の御答弁と重複する部分があるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） では、すみません、お答えをさせていただきます。

現在のところ、学校徴収金を口座振替にした場合、今予想できる範囲の課題としましては、引き落とし、そして振込、払込みの手数料、そちらのほうが保護者負担になってくるのかという金額の部分、それから、それを実施する担当職員の業務の負担、事務職員と教頭等、いろいろ職員がいるとは思いますが、学校の教職員が行わないとなった場合には、誰かにその業務負担のほうの偏りが出てくるということが考えられます。また、その期日までに振込がなかった場合の新たな督促業務等が出てくるという部分が、新たな課題として、今現在、上がっております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

御答弁ありがとうございました。

今、幾つか課題とか問題点、御回答いただいたんですが、そのうちの一つ、口座振替をした場合の手数料が保護者負担になるという話ですけれども、この点について、私の見解を申し上げますと、その口座振替手数料の問題は、課題であっても問題点ではないのではないかと。逆説的に言えば、仮に手数料負担が解決すれば実施できるのかなというように見方も出てくると思います。一応私の見解ですので、ここでやめておきます。

それでは、次に徴収業務に関する国等の指針の有無に関連して再質問します。

ある資料によると、昨年1月に、中央教育審議会という文部科学大臣の諮問機関が、次のような答申を行っています。その表題は少々長いのですが、あえて読み上げさせていただきます。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」、その中で、本件に関わる部分を拾い出しますと、教材費や修学旅行費等の学校徴収金は、未納金の督促等も含めた徴収、管理について、次のように記載されています。「基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべき」と答申しております。つまり、学校徴収金の徴収、管理は、公費に属さない私会計の部分であっても、地方自治体、ひいては教育委員会が担っていくべきと解釈することができます。

そこで改めて、今申し上げた答申の内容に対する見解について御意見を伺わせてください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） それでは、先ほどの答申等の御質問等もありますが、徴収金については確かに記載のほうがございます。そこでも業務改善を図る上で、課題を整理した上で必要な環境整備をする必要がございます。そのため、事故防止、子供と向き合う時間確保のため、教職員の業務改善につながるよう、また学校の負担軽減となるよう先進事例を収集し、学校へ情報発信するとともに協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

最後に、本町において、将来的な検討課題として捉える考えの有無に関して再質問します。

先ほど教育長の御答弁では、今後、検討課題として、また学校と協議していくという御答弁の一部もあったように思います。先ほど学校徴収金システムのことでも触れましたが、先ほど申し上げましたシステムなどは、技術面、人的あるいは費用面などクリアすべき課題は、確かに御答弁にあったとおりに多いと思います。しかし、技術的なことでいえば、給食費をはじめとして、数々のものが既に口座振替されております。

そこで伺います。

口座振替に関して、直ちに取り組むことは難しいということは理解できますが、それならば、何か課題がクリアできれば取り組むとか、いつ頃になれば検討できるとか、そのあたりの感触といいますか、意欲といいますか、今後の計画的なものがあればお聞かせいただけないでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） 先ほどもありましたけれども、近隣市町の先進的な情報収集を行いまして、各市町、それぞれ学校ごとに、実際のところ、徴収方法は違ってまいります。ですので、その違う内容を含めながら、情報を、口座振込にしている学校も当然ございますので、そちらの学校のメリット・デメリット等も調査しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） いろいろ御答弁ありがとうございました。

最後になりますが、先日来、また本日においても、G I G Aスクール構想に関する議論が行われました。それらは、コロナ対策でもありますが、子供たちにとっては将来を見据えた施策と捉えられます。一方、現在、社会的には、各方面において働き方改革が進められており、教職員も特に注目されている職種であることは、衆目の一致するところであります。

ちょっとこういう言い方は失礼かもしれませんが、皮肉っぽい言い方をすれば、片や子供たちはタブレットを片手にして、片や校舎の一角では、先生が現金を一つ一つ数えているのを目にするということになります。

したがって、この機会に、ぜひとも学校関係者、P T A、保護者などへ広く意見を求め、今後、計画を持って取り組まれることを要望して、以上で質問を終わります。御協力ありがとうございました。

◎日程第2 休会の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日9月8日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月8日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9月9日は定刻より会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。
御苦労さまでございました。

散 会 午後 1時39分

令和2年第3回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月9日（水曜日）

令和2年第3回九十九里町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和2年9月9日(水) 午前9時35分開議

- 日程第 1 議案第 1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算(第5号)
議案第 2号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 3号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 4号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第 5号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第 6号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 7号 令和2年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 2 議案第16号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第17号 いわしの町「九十九里」応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第18号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第19号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第20号 九十九里町立幼保連携型認定こども園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第21号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第22号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 8号 令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第11号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第12号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

議案第13号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

議案第14号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第15号 令和元年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定に
ついて

日程第10 報告第1号 令和元年度九十九里町健全化判断比率の報告について

日程第11 報告第2号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率
の報告について

日程第12 報告第3号 令和元年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告につい
て

日程第13 報告第4号 私債権の放棄について

日程第14 報告第5号 私債権の放棄について

日程第15 報告第6号 私債権の放棄について

日程第16 報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況につ
いて

日程第17 報告第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和元事業年
度における業務実績に関する評価結果について

日程第18 休会の件

出席議員 (14名)

1番 西村みほ君

2番 小川浩安君

3番 原田教光君

4番 鏑田貴俊君

5番 中村義則君

6番 古川徹君

7番	浅岡 厚君	8番	荒木 かすみ君
9番	内山 菊敏君	10番	善塔 道代君
11番	細田 一男君	12番	佐久間 一夫君
13番	谷川 優子君	14番	古川 明君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大矢 吉明君	副町長	鈴木 浩光君
教育長	藤代 賢司君	総務課長	木原 正幸君
企画財政課長	戸村 俊之君	税務課長	中川 チェリ君
住民課長	中村 吉徳君	健康福祉課長	作田 延保君
社会福祉課長	山口 義則君	産業振興課長	南部 雄一君
まちづくり課長	古川 富康君	会計管理者	戸田 佳子君
ガス課長	吉田 洋一君	教育委員会会長	篠崎 英行君
農業委員会事務局長	羽斗 伸一君	教育委員会主幹	竹内 秀樹君
代表監査委員	小川 卓尔君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠崎 肇君	書記	伊藤 さやか君
------	-------	----	---------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時35分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第6号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第7号 令和2年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、議案第1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）、議案第2号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）、議案第3号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第4号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第5号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第7号 令和2年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第7号までについて、順次、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午前10時15分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） ガス課長、吉田洋一君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は10時50分です。

（午前10時36分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時48分）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

ページ数で言いますと、21ページになります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の中の18節負担金補助及び交付金、校外学習取消料負担金64万1,000円ということで、保護者の方々、世帯の方々に負担をかけないように、町でこの負担を、64万1,000円を負担するということですが、実際に、個人の負担というのは幾らぐらいあるのかお聞きしたいのと、そのような負担がないような取組ができないのか、お聞かせ願いたいと思います。

あと後期高齢者の件ですが、これは15ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、5目後期高齢者医療費の中の27節、これは後期高齢のほうで聞いたほうがよろしいですかね。一般会計にも載っているから、一般会計で今言っているんですけども、いいですか、こちらで。入っているわけですからね。

後期高齢でも出ましたけれども、その27節繰出金の事務費繰出金の中で、町税だとか介護保険、また、後期高齢者、保険のキャッシュレスでできる体制を取っていくということのこの補正予算だと思いますけれども、国庫支出金でありますので、あれこれ言うあれもないんですけども、ただしながら、有効活用するには、前の説明だと、企画財政課長のほうから、600人ほど後期高齢者の世帯があると。600世帯ほどあると。その中で、その600世帯が、全員がこのキャッシュレスの対応ができるのか。下手すれば、スマホ自体を持っていない世帯もある。というのは、家族でも、これはできるんですよ。例えば、お孫さんだとか、そういった方がいれば、その方のスマホで、これ、キャッシュレス決済を行うとか、そういうこともできると思うんですが、問題は高齢者世帯のみだけの世帯、その方々にはどのような操作方法だとかこの扱い方を説明するのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、校外学習取消料負担金について御説明をさせていただきます。

この取消し料の負担金でございますが、各小学校、そして中学校の修学旅行、それからスキー旅行、グリーンスクールに係る取消し料となります。なお校長会、それから教育長と協議した結果、早めに対策を取った関係上、企画料のみの支出となります。よって、保護者の

負担はありません。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） お答えします。

後期高齢者医療の普通徴収、対象者600人でございますが、そちらの保険料を納付していくに当たって、後期高齢者はスマホが使えないのではないかとございまして。

スマホ決済の納付方法については、町税、介護保険料と連携して、ホームページと広報でお知らせしたいと考えております。

なお、使用方法が分からない場合などは、問合せの上、窓口にお越しいただければ、暗証番号や入金等、個人情報取り扱い以外の可能な範囲で、操作方法を御説明申し上げたいと考えております。

また、スマホ持っていない高齢者の対応でございますが、そちらはこれまで同様、口座振替のほうを推奨してまいります。口座振替の推奨については、保険料の決定通知書に案内チラシを同封いたします。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

教育の中の校外学習取消しの負担金の件につきましては、負担がないということで承知しました。前の説明だと、何か負担が出るような、発生するような話もされていたので、ちょっとこれ、負担がかかっちゃうと大変だなと思って。せっかく楽しみにしていた、両方ともこういうツアーとか、そういうスクールですか。そういうのができない割に負担が増えちゃったんじゃないかと思ったんですけども、負担がないということで。

今言った後期高齢者ですけども、どうしてもできない場合には窓口に来ていただくというようなことを言われていましたけれども、先ほど、企画財政課長のほうから、外出することなくと、そういうことができるように、外出しなくてもできるようにということで説明があったと思うので、窓口に来たら外出するということになりますよね。

だから、そういう方法じゃなくて、もうちょっと何か相談に行くとか、何かそういう電話相談でもできるような体制だとか、また分かりやすいリーフレットみたいな、パンフレットみたいなものをお配りして、そこでなおかつ分からなければ電話で御相談を受けますとか、そういった対応のほうがいいとは思いますが、なるべく外出を避けるようにという

この取組でしょうから、意味がなくなってきちゃうと思うので、そのような取組でやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

国の地方創生臨時交付金を活用しての新型コロナウイルス感染症対応に対しては、臨時の補正とか、たくさん今までのことで、今回もそうですけれども、いろいろと対応していただきまして、ありがとうございます。

今回は、やはり今、古川徹議員の質問と関連いたします15ページの後期高齢者の関係と、これは、今、お話分かりましたけれども、もともと、もともとって本当はだから、後期高齢者医療のほうのシステムができていないから、ということで、3月頃から住民税とか、国民健康保険とかを全部キャッシュレスにするために、ということのためで、後期高齢ができていないからここにやるということでしょうかね。そういうふうにしないと、後期高齢だけが主になって、何度も言っている600人の方はどうするんだ、スマホをどうするんだってなっちゃうので、そこの説明をきちんとしてくださらないと、後期高齢者の人ばかりのことに重視しちゃうので、そこ、もう一度再度きちんとして説明をしていただきたいと思います。

それと、私は、19ページの7款土木費の1款河川総務費、12節委託料、洪水ハザードマップ作成、これはずっと要望していた、2年前あたりから要望していたことだと思います。前のハザードマップはたしか平成21年度あたりから全戸配布されていると思うんですよね。あれから約10年、新しくまた作成してくださいってずっと要望していたことよろしいのでしょうかね。

それで、前回とどのような違いがあるのか。前回と同じでは困っちゃうんですけれども、あちこちの河川の氾濫があって、本町には2つの川があって、2級河川だと思うんですけれども、氾濫したらどのあたりまで住民さんのところに進出するのかというところもすごく心配になりますので、この点、どういうふうに違いがあるのか。またこの全戸配布がいつ頃できるのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

まず初めに、洪水ハザードマップを新たに作成することになった経緯について御説明いたしますと、千葉県では、近年多発している激甚な浸水被害への対応を図るために、平成27年

5月に改正された水防法に基づき、千葉県が水位周知河川において、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、令和元年12月に、作田川、真亀川、南白亀川を令和2年5月に木戸川を公表しました。この公表に基づいて、本町でも、作田川、真亀川、南白亀川、木戸川の4河川が氾濫した場合に、町内の一部が、浸水が想定される区域となったことから、国の社会資本整備総合交付金、これは補助率50%なんですけれども、これを活用し、大雨により河川が氾濫した場合に備えて、住民の皆さんが迅速に避難できるよう、新たに洪水ハザードマップを作成し全戸配布をしたいと考え、補正を計上したものです。

それで、違いなんですけれども、現在のハザードマップは、先ほど議員のおっしゃったとおり平成21年に作成した洪水ハザードマップで、おおむね50年に1度起こり得る大雨、24時間雨量約290mm弱の降雨が降った場合を想定して策定されておりました。この場合、真亀川の氾濫が想定されておりました。しかし、これから作成する洪水ハザードマップについては、近年多発する甚大な浸水被害への対応として、千年に1度起こり得る、想定し得る最大規模の降雨、24時間雨量約690mm弱の降雨が降った場合を想定したマップとなります。県が指定しました洪水浸水想定区域図では、作田川、真亀川、南白亀川及び木戸川の4河川が氾濫し浸水した場合に想定される水深は、町内で0.5mから約3m未満の浸水が想定されるということになっております。

それともう1点、配布の時期等についてですけれども、今回9月補正の御承認をいただきましたら、発注準備に取りかかりまして、3月末までの履行期間を設けたいと考えております。その後、速やかに各自治区へ回覧するとともに、全戸配布をしたいと思っております。

また、用紙のサイズなんですけれども、議員さんも以前から御心配してくださっているように、現行のマップがちょっと大きいので、もう少し小さいサイズのものがないのかなというように考えております。まず、住民の皆様が、目が届く範囲に貼りつけられるように、災害時に早め早めの行動を取っていただけるようなハザードマップを作成できればと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） お答えします。

後期高齢者医療保険料については、町税、そして介護保険料などが、令和3年度にキャッシュレス、こちらのほうを運用してまいるのに、現在、山武広域行政組合の電算室などと協議中のございまして、担当レベルで話のほうが進んでおります。

そういった関係もございまして、今回、国の配分金を活用しての事業となっておりますので、好機と捉えて、こちらの後期保険料のほうも、バーコード化していないために、納付の手段が限られておりましたが、コンビニでの支払い対応とキャッシュレス決済の対応をできるように納入手段の拡充を図るという意味で、ほかの税等と合わせるということで、今回の補正予算をお願いするものでございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。説明ありがとうございます。

後期高齢者の関係では、今、課長から説明ありまして分かりましたけれども、先ほど、新型コロナウイルスの感染予防のために、キャッシュレスという話もあって、外出しないようにという話もありましたけれども、あまりキャッシュレス、キャッシュレスって高齢者に話しても、かえって滞納が多くなっちゃうような気がするんです。だから、そこは、できる人はいいんですけども、できない人に強制的にすると、私は滞納のほうが多くなるような気がするんですね。だから口座振替、そのまま口座振替も活用して、そしてコンビニに行ったときには支払いますよという、そういうアドバイスしながらやっていていただきたいと思います。

ハザードマップの件、詳しく教えていただきましてありがとうございます。4河川ということで、千年に1度ということになって、690mmというのは、どのぐらいの雨の量なのかよく分からないですけども、作田川と真亀川を本町が持っているわけだから、そこが雨量、どのぐらいの雨量で、そこが氾濫して、それで本町の地域がこれだけ浸水するというようなことが明確のほうで、私はいいと思うんですけども、確かに県が言っていることも確かにあるんだと思うんですね、木戸川と南白亀川を入れてとなると、図面上も、図面というか、ハザードマップの図面が小さくなると思うし、そういった面でも、2河川を中心にやっていただいたほうが、皆さんの目にはすぐ入るんじゃないかと思うんです、私の古い考えなんですけれども、やはり大きいと、前回、21年度作っていただいたのは、せっかく作っていただいても、すごく大きくて、その場でぱっと見て、みんな折り込んでしまっちゃって分からないということ、多いんですよ。私も結構聞いてきました。テレビでもやっていました。こんなのいつ作ったのか分からない、知らないという人たちも多いということを知って、そうはならないようにお金かけて作るわけだから、皆さんが分かるようにしていただかなきゃいけない。そういうものも、日々考えていただいて、活用して、皆さんが避難できるようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

一般会計からページ、21ページの教育費、ICT研修業務委託料で29万7,000円、中学でも大体29万、同じ金額なんですけれども、こういったICTの研修というのが、具体的にこの29万7,000円で、研修が十分なのかどうなのか教えていただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、ICT研修業務委託料についてお答えをさせていただきます。

今回の補正予算の金額でございますが、1月から3月、12月までに全ての器具が導入され、そろって、1月から3月までの間の研修という金額になっております。

導入された機種に対応するために、精通した方を招いて、教職員の端末操作と非常事態時の臨時休業等において、学校と児童とのオンライン授業も備えた研修ということで、児童・生徒が使用する前に習得するためのものがございます。

また、導入前でも教職員で共通認識を図るために、準備委員会を立ち上げて、活用方法について研修を独自でも行っております。

さらには、導入後も教職員の指導スキルの向上のために、対象との連携も図りながら、研修を重ね、児童・生徒、さらには教職員も含め、よりよい活用方法について、協議、研究していくということで、研修のほうは予定しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

これは、何人ぐらいの研修対象、全ての先生が対象になるのか。専門家の方がいわゆる来て、指導していく。でも、この金額で十分な知識というか、十分に理解できるのか。期間が1月から3月という説明なんですけれども、本当に、それ専門でやるわけじゃない。先生方も忙しい中でやるわけなので、その心配は、あるいはまた、その先生によっても、年齢層もあるし、得意な先生もあるでしょうけれども、そういった対応は大丈夫なのかどうか。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

金額によって研修内容がどうのこうのというのはなく、それに合った研修を行うために予

算をつけさせていただいていますので、金額に合った研修内容、それよりも濃いものを、うちのほうも考えております。

あと、この研修以外にも先ほども言ったように、それぞれ準備委員会、それから、導入後は、新たなまた研究協議会とかそういったものを立ち上げながら、教員同士でお互いに確認しながら、操作できるように努めていくというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） すみません。全ての先生が対象だということでもいいですか。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） そうです。全ての先生が対象となります。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

すみません。善塔議員との関連で、洪水ハザードマップ、もう少しお聞かせ願いたいと思います。

サイズが小さくなるということで、心配だと思うんですけども、前にも善塔議員が話されていたと思うんですけども、冊子になっているような状態のものもあって、いろいろ説明のできるものもあったというようなお話もあったと思うんですけども、本町は川の氾濫ばかりでなくて、内水が非常に多いと思うんですよね。内水の危険のあるところと、それに対する回避の道路とか、そういうことが大変問題になってくると思うんです。それで、町民さんが分かっていないところもたくさんあると思うんです。

ということで、委託してしまうと、本町の事情が細かく分かっていない状態で作成してしまうと思うので、その辺を入り込めるのかどうか。そこら辺がちょっと心配なんですけども。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

議員御心配のとおり、内水については、大変心配される場所なんですけれども、一応今回策定内容につきましては、前回同様、浸水想定区域の水深、あと避難場所、防災関係機関について、あとインターネット情報での収集、災害情報、これ、避難伝達方法等が明記されたものです。それと、災害への備えと避難所の心得などの記載を検討しておるところです。

これから補正の御承認いただいた後に業者選定になるわけなんですけれども、荒木議員の御心配している件につきましては、業者のほうとよく打合せをして、漏れなく作成していただ

るようにしたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

ただいま荒木議員からの質問の中に関連するんですけれども、ハザードマップを作成することは、大分古いので、修正することは、新しく作ることは誠にいいと思うんですけども、いろいろな面で日本全国、台風あるいは大雨等で各地に災害が発生しているわけ。だから担当課、多分同じだと思うんですけども、ハザードマップを作ることは非常にいいんですけども、これはソフト面だよ。ハード面、今、出たんですけども、本町に合った大雨に対する対策というのは、本町は、平たん地なんです。平たん地で、今、内水面ということで出てきたんですけども、浜川とか、あるいは、県道飯岡一宮線、ああいう排水路等もあるわけです。毎年毎年、質問もあつたんですけども、要するに、排水路、排水路がどうしても本町は平らで、強いて言えば、豊海屋形地区あたり、結構分水嶺、盤が低いわけですよ。そういうところも整備しないと、こういうハザードマップを作って住民に周知するのは誠に結構なんだけれども、ソフトとハードでやっていってもらわないと、住民、安心して生活できないと思うので、ハザードマップができて、そのハザードマップに対して、ソフト、ハードのほうも整備していただきたいと思うんですけども、その点はどうなんですか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

ハード面の整備につきましては、大変申し訳ありませんけれども、今後、検討をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡厚君） 7番、浅岡です。

まず16ページ、4款1項1目10節の需用費の中での修繕費、これは保健福祉センターの空調ということですが、どのような空調を考えられているのかお答えください。

続きまして、19ページ、ハザードマップなんですけれども、これは、製本までのお金が入っているのか教えてください。

続きまして、21ページです。校外学習取消料負担金ということで、これ小・中学校の修学旅行等の校外学習がなくなったということですが、これに代わるものとかそういうも

のを考えられているのか。

続きまして、9款2項1目の11節の特別教室の空調ですね、豊海小学校の。これ、基準とすれば、30名以上ということでもって、30名以上のクラスについてということですが、これはいつまでそれを続けられるのか。またはこれからずっとそういう形で特別教室を使って授業をしていくのか。その辺を教えてください。

以上、お願いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私のほうから16ページにございます、一番下でございます修繕料96万円。これは議員おっしゃるとおりでございます、エアコンにつきましては保健センターの和室に設置されているものでございます。ここでは福祉避難所も指定されているといったことで、台風シーズンを控えて、早期に修繕が必要であるというふうに判断し、本定例会に予算を計上させていただいたところでございます。

また、このエアコンでございますが、導入から20年が経過しておりまして、既に部品が製造されていないといったことで、室内機、室外機については交換といたします。ただし配管については、既設を利用することが可能であるということで、修繕に予算を計上させていただいたものでございます。

この和室ですが、15畳の2室、合わせて30畳になっておりまして、天井型のエアコンを2台を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 19ページの洪水ハザードマップの委託料の関係です。

この中には、製本費も含んだ費用となっております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、校外学習取消料、修学旅行、それからグリーンスクール等々に代わる代替案は、ということですが、現在各学校のほうで、子供たちの意見を聞きながら、感染状況に鑑みながら、代替案については協議をしているところでございます。現段階でそれを行うとか行わないというのは、まだまだコロナは収束に至っていませんので、その辺を見ながらということで御理解をいただきたいと思います。

それから、豊海小学校の空調設備の設置でございますが、これにつきましては、豊海小学

校、1年生と3年生の在籍児童数が30名を超えており、それに対応するため、1階2階にある多目的室を利用し授業を行うということで、その部屋に空調設備ということになります。

その利用でございますが、これもやはり新型コロナウイルスの感染状況に鑑みながら対応していくということでございますので、収束状況に応じて、普通クラス、通常のクラスに戻すか、それとも、その多目的室を利用しながら行うかというのは、その都度その都度考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 御回答ありがとうございます。

保健福祉センターなんですけれども、避難所も兼ねられているということで、今、保健福祉センターをのぞきますと、やはり窓を開けて換気を努めているようですけれども、これから冬に向かって、エアコンだけではなく、例えば空気清浄機だとか、そういうものを考えられているのか。また、それも冬ですから補正でやるのか。また、やるとすればですね、補正でやるのかとなっちゃうと思うんですけれども、その辺教えていただきたいと思っております。

校外学習の件なんですけれども、これは決まった段階でもって、費用が発生すれば補正でもってやるという考えなんですか。それとも、費用はかからないでやるということですか。持っているということですか。その辺をお答えください。

小学校30名以上のクラスなんですけれども、来年度の入学が、予定があると思うんですけれども、それは30名を超えるようなクラスはないという考えでよろしいですか。お答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 保健センター内の空気清浄機といった御質問でございますが、持ち帰り検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、校外学習の今後代替を実施したときの費用負担ということでございますが、基本的に修学旅行、グリーンスクール等々は、個人負担となっておりますので、もし代替案で、そういったことを校外学習でできるようであれば、それは個人負担ということになります。

それから、来年の入学につきましては、30名以下というところで把握しております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 浅岡です。ありがとうございます。

先ほど保健福祉センターの件でもって空気清浄機をお話ししたんですけれども、これについては各施設でもって考えていかなければいけないことだと思いますので、補正等必要であれば早めに検討していただいて、この冬を乗り越えられるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終了いたします。

次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

集落排水事業特別会計でちょっと質問したいと思います。

4ページの事業費の中で、修繕費325万3,000円とありますけれども、先ほどの説明の中で、真亀丘、豊海丘北の水位計を交換するということで御説明があったんですけれども、真亀は平成10年開業で、豊海丘北は17年ということで、真亀は22年たっているんです。丘北のほうは15年なんですけれども、この水位計を同時に交換ということは、これ、寿命であったのか、それとも何かしらの原因があったのか。それと、今までこの水位計というのが壊れたことがあるのかお答えください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃる真亀丘処理場の流量調整槽の水位計、それと豊海丘北部地区のやはり処理場の流量調整槽の水位計の交換となりまして、今回初めて、この水位計は交換するものでございます。詳細な原因については、手元に資料がなくてお答えできませんが、今までそれぞれ真亀は10年から、豊海丘北部は平成17年から使っていて、初めて交換、修理ということになります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

片方は22年間故障せずに、片方は15年で故障したということなんですけれども、消耗だけじゃなくて何か原因がなかったのか。これ、調査したほうがいいような気がしますので、その辺よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和2年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第16号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の施行に伴う

関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第2、議案第16号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第16号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第17号 いわしの町「九十九里」応援寄附条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第3、議案第17号 いわしの町「九十九里」応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 いわしの町「九十九里」応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第18号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

○議 長（内山菊敏君） 日程第4、議案第18号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号について提案理由の説明を求めます。

住民課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今、個人番号、申請はどのくらい申請されているのか。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 8月末現在で、九十九里町のほうは交付率が16.46%となってお

ります。なお参考に、千葉県では20.15%ということで、町のほうではやや下回っている状況でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

こういった個人番号ですよ。全部、個人のプライバシーが出ているというような、これが、16%申請があつて、ふだんどのくらい活用されていますかね、このカードというのは、分かりますか。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 個人が持っているカードの活用状況というのは、アンケート的なものを行わないと分からないのでございますが、就職時や税の申告、そういったものにマイナンバーカードの活用を図っていると思います。

それと、今、マイナポイントですか。ポイントが5,000円つくということで、新規申請のほうが、それによって幾らか加速している状況でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございせんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

一つちょっと確認させていただきたいんですけども、今までマイナンバーカードをつくる際には、この個人番号通知カードが必要だったじゃないですか。それで、それがなかったら再発行する。そのために500円かかりますよということだったんですよ。

今回はそれがなくても、この通知カードがなくても、カードはつくれるんですか。それともやはりなきゃいけない。カードがないから再発行する。再発行するけれども500円は要らないですよと言っているのか、ちょっとそこの確認なんですけれども、教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 紙ベースの12桁記してある通知カードというもの、あれはなくても、御本人様が来ていただいて、交付申請書を1枚書いていただければ、ICチップつきの本物のプラスチックのカードを交付することになります。引き続き通知カードがない場合でも、大丈夫でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第19号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第5、議案第19号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号について提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番(荒木かすみ君) 荒木です。

今ちょっと説明いただいたんですけども、その該当の方というか、該当の子供さんということでしょうか。障害のある子が該当なのか。そこら辺がちょっとよく分からないんですけども、もう少し詳しく。

○議長(内山菊敏君) 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長(山口義則君) 大変申し訳ありません。法令用語等で分かりづらい面があったかと思います。今回の改正につきましては、まず一つは、都市部で待機児童ということで

問題になっている、その待機児童対策を緩和するために、従前定められた基準を緩和する措置という形で捉えていただければというふうに思います。この施設関係については、町内には、現状のところございません。都市部のほうで行っている待機児童対策という観点が一つ。

それと、昨年10月から始まっている無償化、幼児教育・保育の無償化、この関係で、保育料につきましては無償化になったんですが、食事のほうは、以前、全員協議会のほうでも説明させていただいていますが、個人負担となっております。ただ、この個人負担となっている部分につきまして、所得の限度額、また第3子以降、こういうものを設けて減免という形の措置をさせていただいている内容を、今回、変更という形で入れさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

私は来年4月から子ども・子育て支援制度に移行するというので、そういった中の条例改正かなと思って、この支援法の一部改正かなと思って読んでいたんですけども、九十九里町の場合は、待機児童はないと思うんですね、今現在、子供が少ないぐらいだから。九十九里町は認定こども園にしたわけですね。今まで、保育、幼稚園を一緒にする。

そういった中で、日本全国のいろんな保育状況が、待機児童や何かも見たりして。それをさらにもっと緩和をさせろというような内容なので、私は、これには賛成できないんですけども、ただ、1点だけちょっとお伺い、気になることがあるので、聞いておきたいなと思って。第6条の「特定教育・保育施設は教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない」となっていますよね。これ、読んでいくと最後のほうの3条の最後のほうで、利用定員の総数を超えた場合は、保育の必要程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子供が優先的に利用できるように選考するというふうになっていますよね。これに関して、そういった状況が九十九里町はどうか。例えばそういう希望する人が入れなくなるという、そういった状況が今後生まれるのかどうか。その状況を説明をお願いします。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

特段6条の部分については、今回改正をされているわけではないんですが、議員おっしゃ

るような、心配をするような事項については、また、定数を、施設定数を下回っておりますので、そのような心配はないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうすると、今後例えば子供が増えたり何かしても、こういったことではないと、そういうふうに判断していいんでしょうかね、そのように。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ここ数年の現状を加味した上で、多少子供の数が増えたとしても、今現在は、定数を上回ることはないというふうに感じております。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第20号 九十九里町立幼保連携型認定こども園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（内山菊敏君） 日程第6、議案第20号 九十九里町立幼保連携型認定こども園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号について提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 九十九里町立幼保連携型認定こども園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第21号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長(内山菊敏君) 日程第7、議案第21号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号について提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 13番、谷川です。

要は、償還払いから現物支給に、ということで、係る住民にしてみれば、償還払いよりも現物支給のほうが良いということで、それは理解できるんですけども、そのほか何かそういった改正みたいなのが、読んでいてもよく分からないので、現物支給か償還払いかだけの支払いだけの問題なんでしょうか、今回の改正は。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問に御回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、今回改正につきましては、基本的には、県の要領、こちらが今まで償還払いだったものが現物給付化されることによって、本町のほうの条例も現物給付ができるように直すものでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午後 零時09分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 55分)

◎日程第 8 議案第 22号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議 長（内山菊敏君） 日程第 8、議案第22号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第22号について提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 議案第22号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、教育委員会委員の花澤礼孝氏が、令和 2年 9月30日をもって任期満了となりますので、新たに関留理子氏を教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4条第 2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

関氏は、平成30年 4月から 1年間、九十九里小学校 P T A会長を、令和元年 4月からは、九十九里中学校 P T A副会長を務めるなど、児童・生徒の健全な育成に大変熱心な活動を続けられております。また、九十九里町子ども会育成連絡協議会役員として、現在も地域の子供たちの仲間づくりや心身の成長・発達を促進するため、積極的に取り組まれております。

氏は、人格が高潔で、学校教育及び社会教育に関する識見を有していることから、教育委員会委員として適任でありますので、任命するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は同意することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第8号 令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第9号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 令和元年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（内山菊敏君） 日程第9、議案第8号 令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

て、議案第13号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第14号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第15号 令和元年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

議案第8号から議案第15号までの歳入歳出決算について、順次内容説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) 暫時休憩いたします。

再開は2時25分です。

(午後 2時09分)

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時24分)

○議長(内山菊敏君) 住民課長、中村吉徳君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) 健康福祉課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) 産業振興課長、南部雄一君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) ガス課長、吉田洋一君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) 暫時休憩いたします。

再開は3時45分です。

(午後 3時30分)

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時43分)

○議 長（内山菊敏君） 町長は、葬儀のために退席する申出がありましたので報告します。

◎日程第10 報告第1号 令和元年度九十九里町健全化判断比率の報告について

○議 長（内山菊敏君） 日程第10、報告第1号 令和元年度九十九里町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(趣旨説明)

○議 長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第11 報告第2号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について

○議 長（内山菊敏君） 日程第11、報告第2号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第2号について、趣旨説明を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

(趣旨説明)

○議 長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第12 報告第3号 令和元年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について

○議 長（内山菊敏君） 日程第12、報告第3号 令和元年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第3号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、吉田洋一君。

(趣旨説明)

○議 長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第13 報告第4号 私債権の放棄について

○議長（内山菊敏君） 日程第13、報告第4号 私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第4号について、趣旨説明を求めます。

まちづくり課長、古川富康君。

（趣旨説明）

○議長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第14 報告第5号 私債権の放棄について

○議長（内山菊敏君） 日程第14、報告第5号 私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第5号について、趣旨説明を求めます。

教育委員会事務局長、篠崎英行君。

（趣旨説明）

○議長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第15 報告第6号 私債権の放棄について

○議長（内山菊敏君） 日程第15、報告第6号 私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第6号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、吉田洋一君。

（趣旨説明）

○議長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第16 報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営
状況について

○議長（内山菊敏君） 日程第16、報告第7号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてを議題といたします。

報告第7号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、作田延保君。

（趣旨説明）

○議長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第17 報告第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和
元事業年度における業務実績に関する評価結果について

○議長（内山菊敏君） 日程第17、報告第8号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和元事業年度における業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第8号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、作田延保君。

（趣旨説明）

○議長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎会議時間の延長

○議長（内山菊敏君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（内山菊敏君） 各会計の説明及び財政健全化法関連の報告が終了いたしましたので、代表監査委員に決算審査の意見を求めます。

代表監査委員、小川卓尔君。

○代表監査委員（小川卓尔君） もうすっかり疲れてもう嫌だというところへ出番でございます。各担当の課長さん方、準備がよくて、非常に滑らかにずっと細かくやっていたけれども、私の立場上、いい加減な説明があってはならないと思って耳を澄まして聞いたら、1か所だけ桁違いがあったぐらいで、あとおおむね内容は問題なく説明されたようでございます。

それで、議員の皆さん方は、これからまた常任委員会で、また根掘り葉掘り詳しくやったらよろしいし、私のほうもガス課を入れると、延べ5日間なんですけれども、この決算書の備考欄、備考ですね。隅から隅まで、入れ替わり立ち替わり説明を全部受けて、嫌らしい質問をしながら聞いてきて、だけど、この備考はあくまでも枝葉でありまして、あと幹の部分、根っこの部分もあるわけですから、その辺も考え合わせながら審査をしたわけでございます。

そういうわけで、課長さん方詳しく間違いなく実績報告したわけですから、中の数字は割愛して説明させていただきたいと思います。

それでは、監査委員の意見をつけて、皆さんの認証を得なきゃいけませんので、一応形式的にもさせていただきます。

それでは、お手元の資料、「令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」を御覧願いたいと思います。

審査の対象は、令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算及び6特別会計。

審査期間は、ここに4日あります。このほかガス課を入れると5日になるわけです。

審査のほうは、ここに記載のとおり、慎重にさせていただきました。

審査の結果でございますが、審査した各会計の決算書は、法令の定めに従い作成され、関係諸帳簿・諸書類を精査照合した結果、計数は正確であり、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり適法かつ効率的に執行されているものと認めた。

以上、終わりでいいんですけども、内容について若干述べさせていただきます。

会計別決算審査の概要、全て合わせて110億5,408万円という内容であります。歳出104億2,384万6,000円。あと一般会計のことにつきまして、3ページの右下のほうでございますが、この中で、単年度収支がマイナス1億2,970万8,000円ということで、かなり大きな額の単年度の欠損を出してございます。ここは一つやはり注目していただきたいということでございます。

次に、4ページでございます。

一般会計の歳入でございます。これも繰入金は財調から3億4,600万持っていったり、それから、町債については、臨時財政対策債を1億6,100万、それから学校の空調の繰越明許費1億6,700万、これら引きずりがございます。

それから、5ページに行きまして、町税の税目別推移を3年間比較したものでございます。ほぼ大差なく維持、移行しているということです。下の表が、収入率でございますが、収入済額のBに対する収入率、つまり調定に対しての収入率ですね。これが年々良好になっていると、こういうことで、不納欠損も少なくなって、収入未済も年々少なくなった。この限りでは良好な方向に行っているということでございます。

次に、6ページでございます。

町税の税目別収入状況、これは全ての税目の収入率が若干であります。改善されております。次の表の不納欠損についても、前年度から比べると減少している。一番下の収入未済額も、全ての税目が減少していると、こういうような裏づけでございます。

この中にある数字は、どこから引っ張り出してくればある、珍しいものじゃないですけども、ただ、それをいろいろ比較して、その傾向とか問題点が分かるように、多少考えて表をいろいろ、ああだこうだ作ったものでございます。

7ページの町税収納状況は、現年と滞納の徴収率、これを書いたものです。滞納しちゃうと、収入率が極端に悪くなる。

下の文章でございますが、町民税の徴収率は90.1%、固定資産税が88.8%、軽自動車税がちょっと悪くて82.4%、こういうことです。

町税の徴収率は、前年度の88.4%から89.9%と1.5%の改善で、この改善率は県下第4位であるものの、徴収率は県下54市町村で52位であります。現年度課税分徴収率97.6%に対し、滞納繰越分徴収率20.9%と極端に低く、滞納繰越分対策が改善の要であります。

町税調定額において、滞納繰越分の占める割合が本町は10.0%となっている。この県平均は3.4%であり、町村平均は6.2%になっており、本町の滞納割合が異常に高率となっています。

今後、一層の収入率の向上と、収入未済額の解消に努められ、不納欠損額を極力減少するよう要望いたします。

今日、不納欠損の了解いただいた、報告させてもらったんですけども、不良債権を町の財産としていつまでも持っていてもしようがないので、いい整理をさせていただいたなど、こういうふうに思っております。

次に、8ページ、一般会計の歳出でございます。

この歳出は、予算のしか出せないし、補正予算の了解を得なければ出せませんから、歯止めがあるわけですね。一番問題なのは、何々をやるのに幾らお金が要りますよという予算をつくったものを、きちっと消化しなきゃいけないんですよ。それは執行率、これをチェックするというのが一つのポイントとしてやっております。

議会費は、さすが優秀ですね。99.7ということで、ほぼ予算どおり。総務費96.0、それから民生費98.2、衛生費が97.9と。第5款の農林水産業費が44%ということですけども、下にコメントありますように、災害絡みの農業振興費、これを含めると98.4ということで、問題なくなります。

第6款の商工費については、プレミアム商品券が、予算よりも対象者を特定に絞ったために、大幅にショートした。その差額でございます。

それから、第7款の土木費、これは橋りょう維持費、住宅管理費を含めた執行率が98.9ということで、それを含めれば問題ないわけでございます。

それから、10ページに行きまして、消防費が98.8、教育費、これについては84.4ということですが、学校の空調関係の繰越明許費があるのですが、これを入れれば94.2ということで問題ないわけです。

それから、災害復旧費についても、まだごみの、ここにあるとおり道路橋りょう災害復旧費、これを入れれば99.6ですね。

あと公債費、諸支出金、予備費、こういうことで、下のコメントでございますが、一般会計の歳出について、予算の執行状況は良好であり、計数的にも正確である。今後、財政運営が厳しくなる中で、一層の効率・効果的な執行に邁進するよう要望いたします。

次のページに、一般会計の昨年との差を、ここに分かりやすいように、元年度の一般会計のあらましをここに整理したものでございます。

それから、13ページに行きまして、普通会計のつまり給食と病院、これを入れた財政負担の状況でございます。これも先ほど担当課長から詳しく申し上げたとおりですが、下に書いてあるコメントで、町債の現在高は、前年より2億2,360万9,000円減少し、債務負担行為の翌年度以降支出予定は、3,311万6,000円の減少で、積立金は911万円の減少である。将来にわたる財政負担額は、前年度に比べて2億4,761万5,000円の減少である。なお、実質公債費比率は7.2%で、前年度に比べて0.3ポイント悪化したと、こういうような状況でございます。決していい状況ではないわけですけど。

以上をもちまして、一般会計の意見にさせていただきます。

次に、給食でございます。

給食につきましては、歳入の表の下にコメントがありますけれども、受託収入672万8,000円の減収は、給食受給児童・生徒54名減、それから新型コロナウイルス感染対策に伴う令和2年3月の休業によって減少したという内容でございます。

その下に、給食費の収入の未済、これについて、不納欠損261万7,000円処理させていただきましたので、大分整理がついたのですが、あと残りの分についても、今度は不納欠損で落とすことのないよう、きちっと回収してほしいと、こういう要望でございます。

15ページの表の下でございますけれども、食数について16万591食は、前年度18万8,347食に比べて14.7%減少。これは今言ったとおり、コロナ絡みと食べた人の人数が減った。ということで、今後も安全衛生に十分注意して、町内産品の活用を進めるなど、魅力ある給食運営に努められたい、こういうことをお願いしたいと思います。

国民健康保険特別会計です。国民健康保険というのは、町内四千五、六百人の町民が加入してまして、1人当たり平均すると、9万円ぐらいの健康保険税を払っている。1人当たり28万円ぐらいの医療給付を受けている。ということで、率から言うと非常に率のいいことで、それだけ、町や国からいろいろと財政援助がある中でやっている事業で、その中で、

滞納とか未済とか、この問題がよそと比べて大きくて、苦勞してそれがなかなか改善されない。こういうような状況でございます。

その辺をここにござたいろいろ書いてありますので、一つお目通しを願いたい。こういうことでございます。

それから、次に、後期高齢者特別会計でございます。

一般会計繰入れ5,482万2,000円でございますが、普通徴収の分がありまして、これがちょっと未済として問題が残ってございます。

介護保険でございますが、介護保険は、会計規模がちょっと大きくて、16億8,580万3,000円という歳入金額になっております。

下のコメントでございますが、町一般会計繰入金2億3,617万4,000円は前年度より1,072万円増額されている。収入未済2,354万4,000円のうち滞納繰越分保険料が1,830万8,000円を占めている。滞納者の実人数は365人となっている。不納欠損額は677万5,000円が発生している。これは死亡や生活保護等98人分である。滞納保険料の徴収に努めるよう要望する。

こういうふうには決算審査となってくると、何人なんだとか、1人当たり幾らだとか、それはどうして取れないんだとか、その辺が意地悪くやります。

介護の歳出、次のページ、16億5,647万1,000円。下にコメントでございますが、保険給付費が、14億8,035万5,000円も占めており、前年度より6,572万1,000円増加している。これは、自宅介護から施設介護への移行が進行したことによるものである。

九十九里は自宅介護が非常に多かったんですけども、施設がいろいろできてきまして、それなりに人が増えてくる。そうするとお金が余計かかってくる。こういうふうな変化が出てまいりました。

第1号被保険者が6,120人と前年から比べて55人増加しまして、要介護・要支援認定者941人と前年比35人増など、年々増加傾向にあり、介護予防活動の一層の取組が重要となっております。

21ページ、病院特別会計でございます。

今、いろいろ担当課長から詳しくお話があったとおりでございますが、21ページの下の方のコメントで、令和元年度の病院事業債の残高が19億234万1,000円です。町の財政負担として、病院事業債の元利償還は計画どおりであるが、病院経営収支の不足資金への貸付金が9億6,027万6,000円であり、病院経営収支改善の促進が急務となっております。

県から30億頂いて、九十九里分が7億、それで息ついておりますけれども、もう時間の間

題で、また大変だと思いますので、そこは心配でございます。

それでは、24ページ、結びでございます。

令和元年度の本町住民税納税義務者は8,576人で、前年より11人増加している。この総所得は174億152万8,000円で、前年より10万6,286円の増である。この83.8%が給与所得で、営業等事業所得は5.6%であります。サラリーマンが大半を占めているということでございます。

固定資産税について、納税義務者数1万1,416名で、この課税標準額471億2,188万円の税額は、6億5,846万3,000円となっています。

町税調定額16億8,804万2,000円は前年の98.3%で、この町税調定額に対する徴収額15億1,683万7,000円は徴収率89.9%で、県平均は96.6%であり、県下54市町村の52位となっています。

町税調定額において、滞納繰越分1億6,941万3,000円が10%を占め、県平均3.4%と、本町は著しく滞納割合が高率であります。

一般会計実質収支額は、前年度より1億2,970万8,000円の減額となっています。

単年度収支は1億2,970万8,000円の赤字であり、前年度赤字5,809万6,000円より赤字が倍増しております。ちょうどこの上の数字の1億2,970万8,000円と、その上の数字が同じで、間違いでないかと思ったら、偶然の一致で、この数字になりました。

それから、単年度収支は1億2,970万8,000円の赤字であり、前年度赤字、これは倍増したわけです。翌年度繰越金について、5億4,140万9,000円で、繰越明許費繰越が3億8,692万8,000円あるので、これは町税が負担する分、一般会計が負担する分です。実質的な繰越金は1億5,448万1,000円と前年度の54%であります。

したがって、令和2年度のやりくりはちょっと大変だと、こういうことになると思います。

それから町の財政力を示す財政力指数は0.46で、前年より0.01向上したものの、自主財源確保と歳出抑制に効果的に取り組み、財政基盤に努める必要があります。

これは、0.46というのはどの数字かということ、上・中・下・並みということ、下と並みの間ぐらい、それぐらいのランクじゃないかと思います。

それから、本町は少子化が顕著であり、母子手帳の交付が年間50件未満となっている中で、この子供たちの望ましい教育施設の構想、具現化への取組が非常に懸念されている。

今年度は、風水害や新型コロナウイルスによる生活不安が増大し、行政機関に対する救援依存の要望が高まっています。

町民の信頼に対応できる行政の力をいかに強化するかが、最大の課題として求められています。

本町の行政運営において、確保される人力、財力をいかに高め、これを効果的に発揮するのか、英知を結集して、町政の発展に邁進されることを切に要望いたします。

一般会計は以上になります。

引き続きガス会計でございます。

1 ページ目でございます。令和元年度九十九里町ガス事業会計、6月30日1日かけてやったわけでございます。

概要としては、ここに記載のとおり、綿密に行いました。

審査の結果でございます。審査に付された決算報告書、事業報告書及びその他附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令の定めに従い作成されており、計数は正確であり、会計処理も定められた手続に行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものとして認められた次第でございます。

次に、1 ページからでございますが、これは企業公営法によって定められた会計基準にやっていますから、訳の分からない収益的収入、支出とか、資本的収入と支出とか、こういうふうにされております。

ここから次のページ、ずっといろいろ書いてありますけれども、ここへ来て、お風呂はすぐ沸いちゃうしね。ガスを使う量が少なくて済む。今はもう損益分岐点で大変、しかしながら、都市ガスの値段としては、全国で安いほう、5番目ぐらいには入ると。

ですから、何とか赤字にはならず、今の事業を継続するのはいかにするのかということで、課長や職員に嫌らしいことをいろいろ言って、損益分岐点を計算しろと、それをコントロールの基準として経費を使っていけと、そんなようなことで、毎月やってございます。

最後のページへ行きまして、審査の意見でございます。

この審査の意見は、適正に行われているので、本決算は適正なものとして認めた次第である。

それから、審査結果の概要でございます。

本決算の状況は、当年度利益、純利益343万7,000円であり、前年比62%で、211万1,000円の減となっている。これはガス事業収益が前年比98.4%に対して、ガス事業費用は前年比99.0%、この結果によるわけでございます。

この場合、0.2%、火を使うほうが、まだ悪いですよ。

それから、2番、ガス供給量について、供給戸数が平成30年度28戸、令和元年度52戸の減

少と年々減少し、年度末の需要戸数は4,170戸ということになりました。

令和元年度は人口減少に伴い閉栓件数が徐々に増えてきたこともあり、今後の供給量確保が懸念される。ガス供給戸数の確保と家庭におけるガストーブ等の普及をはじめ、供給拡大への一層の努力を切望する。

3番、ガス料金の未納状況について、滞納額354万1,000円、滞納者162件であり、このうち過年度分が210万5,000円、54件で、この収納が困難となっている。現年度の未納対策を一層強化して、滞納解消への努力を願いたい。

一旦滞納しちゃうとなかなか大変なので、現年度のうちに解決するよう努力してまいりたいということでございます。払わなきゃ閉めちゃえと言っているんですけども、一概にそうも言えないケースもあるようでございます。

4、ガス供給事業における基幹資産である供給配管網として、全管種全口径161kmのうち経年本支管が約102.1km町内に埋設されており、この経年管の保守管理及び修繕と更新が、経済的・効率的な方法で適切に実施されることが必要である。

1番、導管漏えい調査における判定機器の活用を開始したが、この活用の増加を期待する。議会でも賛成してもらって、機械を買ったけれども、なかなか使わなかった。ところが、使ってみたらすごく具合がいいと。この下も全部アスファルト、アスファルトの下を穴開けて、そこへ管を通してやる形の機械なんですけれども、これやってみたらすごくいいと。どんどん使えと。こういうことでようやく使ってきた。こういうことでございます。

11ページへ行きました、今後、公営企業としての経営の基本原則を堅持し、ガス事業の保安を確保しつつ、安定した供給サービスの向上と経営の健全化に関係職員一丸となって邁進されるよう提言いたします。

令和2年7月20日。監査委員小川、監査委員佐久間。

以上です。

最後に、この健全化のさっき御報告あったわけですけども、それについても監査委員が意見をつける。

この健全化については、分母の数字があって分子の数字があって、その割り算の計算が間違っていないか、足し算引き算の計算が間違っていないか、その基礎になっている数字が違っていないかと、それを確認するのが、チェックでございまして、いろいろ細かくこの基礎になる数字も出されたのをチェックしたところ、全て適正でございました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 小川代表監査委員、御苦労さまでございました。

内容説明及び代表監査委員による決算審査の意見が終了しました。

質疑、討論、採決は、後日の本会議で行います。

◎日程第18 休会の件

○議長（内山菊敏君） 日程第18、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月10日から9月16日まで、常任委員会の開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、9月10日から9月16日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

9月17日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後 4時52分

令和2年第3回九十九里町議会定例会会議録（第4号）

令和2年9月17日（木曜日）

令和2年第3回九十九里町議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年9月17日（木）午前9時41分開議

- 日程第 1 議案第 8号 令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第10号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第11号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第12号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第13号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第14号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第15号 令和元年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 西村みほ君 | 2番 | 小川浩安君 |
| 3番 | 原田教光君 | 4番 | 鐘田貴俊君 |
| 5番 | 中村義則君 | 6番 | 古川徹君 |
| 7番 | 浅岡厚君 | 8番 | 荒木かすみ君 |
| 9番 | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君 |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | 14番 | 古川明君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	木原正幸君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	中村吉徳君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	戸田佳子君
ガス課長	吉田洋一君	教育委員会 教務局長	篠崎英行君
農業委員会 事務局長	羽斗伸一君	教育委員会 教務局主幹	竹内秀樹君
代表監査委員	小川卓尔君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠崎肇君	書記	伊藤さやか君
------	------	----	--------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時41分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 議案第 8号 令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 令和元年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、議案第8号 令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第13号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議

案第14号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第15号 令和元年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

各会計とも既に内容説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計決算について質疑を行います。次に、特別会計決算、事業会計決算について質疑を行います。

ただし、質疑の内容が各議案に関係する場合はこれを許します。

これより一般会計決算について質疑を行います。

質疑者は質問内容を簡明に述べ、答弁者はその内容を理解し質問に対し明確な答弁をされますようお願いいたします。

それでは質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

本冊108ページ、3款民生費、節13委託費の緊急通報システム311万5,455円ということで、大分この間の前回の説明でも、職員の努力によってこの契約委託金が大分下がったという説明は受けているのですけれども、今後、高齢者の二人暮らし、あるいは昼間独居になる高齢者に対してのそういった緊急通報システムの充実は今後考えていらっしゃるのかどうなのか。

それから、その下の節20の扶助費、はり・きゅう・マッサージ等施設利用者助成。この中で、70万907円という不用額が出ていますけれども、今、1回1,000円の利用券が配られていると思うんです。大分、住民の方、利用されている方は助かるということで喜ばれているのですけれども、ただ1回のマッサージのお金が4,000円から5,000円かかるということで、かなり負担なのでもう少し補助をしてほしいという住民からのそういう要望があるので、それはどうなのか。

それから本冊158ページ、目、住宅管理費、節15工事請負費の中で、今回決算の中で町営住宅防水修繕工事が257万4,180円ということが出ていますけれども、経年劣化が大分激しいようなので、町営住宅に関しての話は要望が今まで出ているのですけれども、今後このような修繕だけで対応するのか、計画的にどういうふうに町として考えているのか。やはり、公営住宅というのは住民にとって、特に低所得の方にとっては必要な事業だと思うので、そこを回答をお願いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、緊急通報システムの拡充、それからはり・きゅう・マッサージについてお答えをさせていただきます。

初めに、緊急通報システムでございますが、現在の緊急通報システムにつきましては3月定例会でも答弁させていただきましたが、仕様の見直し等々によりまして、前年度の決算と比較して266万円の減額効果がございました。これによって、現行の制度についてはこのまま維持できるものと考えております。

一方で、拡充についてといった御質問でございますが、昨年度実施をいたしました日常生活ニーズ調査、在宅介護実態調査、これを考察してまいりますと、緊急通報システムの設置を希望するといった方、全体で36.5%ございました。このうち、現行の制度の対象とならない方が79.7%と、その中で特に老老の世帯、それから日中独居となることが多いんだといった方々からの要望がございました。

町といたしまして、この現行制度の対象とならない方々のニーズにお応えをするために、介護保険制度の中の地域支援事業、こちらに位置づけをいたしまして、改めて事業を進めていくということで考えているところでございます。

次に、はり・きゅう・マッサージについてでございますが、これは高齢者の健康の保持を目的といたしまして、施術に係る一部を助成するものでございます。先生おっしゃるとおり、1回あたりは1,000円ということで、年間24回を上限として助成をしているものでございます。

近年、町内の事業者におきまして、送迎サービスを実施する事業者がございまして増加傾向にございましたが、この事業者さんが、施術者が退職されたといったことで、一時事業から撤退をしておございまして、それが今回の不用額の要因でございます。なお、この事業者については既に再開をしておございます。

また、増額の要望でございますが、これは今後のテーマとさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

工事請負費の内容ですけれども、栗生の町営住宅2棟の防水工事になります。

それと、町営住宅を今後どのようにするのかという御質問に対してですけれども、本町の

町営住宅は昭和55年に建設され、耐用年数まであと5年を残していることとなります。臨海部に位置する特性上、経年以上の劣化が進んでおります。また、敷地は国有地を借地しており、加えて、町の津波浸水想定区域に含まれておりますことから、耐用年数経過後は用途廃止を考えております。

このようなことから、今後の町営住宅について検討をしておるわけですが、これまでの検討結果としましては、現在の管理状況や応募状況、県内の公営住宅の状況等を分析し、町が民間の賃貸住宅を借りて入居者に貸し付ける制度、また、入居者個人が民間の賃貸住宅を借りて、その家賃に対して町が補助する、そのような制度。また、他の地区に町営住宅を建て替えるなど、このようなことをいろいろ検討しております。

建て替えた場合の費用把握のために、設計会社に依頼して建設費を算出してもらいましたが、5プランの提案がありまして、条件としては、住居数が18戸で、間取りが2DKの条件で一番安い建設費だったのが、アパートプランということで、構造が鉄筋コンクリート造り、2階建てで、約2億9,000万。それと、設計監理費で2,000万、合わせて、一番安くて3億1,000万の建設費が必要になると。それに、土地については約2,000㎡が必要になるというふうなお話を伺っております。

議員が御心配してくださっているように、町営住宅は、住宅に困窮する低所得者に、低廉な家賃でお貸しする住宅ですので、入居対象者が限られた方になります。高い使用料を取ることもできませんので、コスト面などをいろいろ考えまして、どの方法が最良なのか早急に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

この緊急通報システムなんですけれども、今年の台風のときに、緊急通報システムのおかげで1人の準高齢者の方が連絡をして助かったというような話も聞いているので、今後79%の高齢者、独居、日中独居、あるいは高齢者だけの世帯に対しての緊急通報システムの拡充をぜひお願いしたいと思います。

それから、はり・きゅう・マッサージの件なんですけれども、負担が、高齢者の方がやっぱりもっと通いたいと。通うと、それだけ自分のところの負担が多くなるということなので、不用額や何かが出ているということは、もう少し、ちょっと上げてやれるんじゃないかと思うので、そこはもう少し考慮のほうをお願いしたいと思います。

それで、先ほど言わなかったんですけれども、はり・きゅう・マッサージの下の介護用品支給事業給付金、これは当初、要介護3の方に対しての給付なんじゃないかと思うんですけれども、金額を見ると、当初よりも大分増えているようなあれですけれども、もし違うんだったら、この金額112万3,000円というのをまた後でちょっとお伺いしたいと思います。

それから住宅管理費、町営住宅なんですけれども、町営住宅はいまだにそのトイレが水洗でもないし、とても、やっぱり今の現代に合わないということで、みんな人間らしく住めるような、そういった町として提供する義務があると思いますので、それは今後よろしくお願ひしたいと思います。

やはり、先ほど民間のアパートを借りて家賃を補助するというようなプランも考えているようなんですけれども、やはり住民に責任を持つという点では、きちんと、公営住宅というのはやっぱり今後も必要だと思いますので、それは堅持していただきたいと思います。

終わります。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

私のほうでは、じゃ2点、質問させていただきます。

本冊22ページ、1款2項2目国有資産等所在町交付金及び納付金、交付金で64万2,500円。この内容を教えていただきたいと思います。

それと、附属資料のほうの22ページ、償却資産の⑦大臣配分等、一番下に書かれている大臣配分等、ちょっと書かれているんですけれども、この内容ですね。関係市町村が2つ以上の都道府県に係る資産、総務大臣配分資産と、その下の県知事配分資産、ここを教えてください。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） では、ただいまの質問の最初の国有資産等所在町交付金及び納付金についてお答えいたします。

こちらは、固定資産税が非課税とされている国、県などが所有する固定資産であっても、民間への貸付けなど、一般の固定資産と異ならない状況で使用、収益されているものについて、固定資産の代替として国有資産等所在市町村交付金が町に交付されるものでございます。

具体的に言いますと、国有地に海産加工の干場ですとか、こういったものが該当になるというところに入ってきている交付金が64万2,500円になります。

続いて、償却資産の大臣配分等でございます。

こちら、附属資料の22ページにも記載させていただいておまして、議員おっしゃっていたように、複数の市町村にわたって所在する固定資産、償却資産を総務大臣または県知事が関係市町村に配分したものであるということになりまして、2つ以上の都道府県にかかる資産が国のもの、関係市町村、これが県内で他の市町村にまたがるものというところで、電線ですとか、県のほうは波乗り道路等が該当になるというところで、国のほうが4者、県のほうが3者というところになっているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

初めに、本冊のほうなんですけれども、今、非課税世帯の方のことで、民間に貸しているところの土地の件ですよね。それでは、そこじゃなくて、空いている土地って、国有地として空いている土地があるんですね。空いているというか雑草になっているようなところ、そこはどかが管理しているのか、お聞かせください。

あと、償却資産の件。大臣配当分のほうが、電線とかというんですか、4者あるということで。それで、県知事のほうが有料道路とか、波乗りの、ガスもそうですか。そういうのはないですか。まあいいや、そこが3者ということで、それで分かれているということですよ。分かりました。そこは、じゃいいです。

ちょっと、国有地の件、教えていただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） 国有地は国が管理していますので、町として直接国の持っているものを管理するという関係にはございません。借りた場合に、借りた部署が管理するということはあると思いますが、以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

どうして聞いたかという、作田に1つ、1つじゃないけれども国有地があるんです。すごい雑草もあって、木がもう電線にかかっている、でも国有地と書いてある。ただ、それが国が管理していて、じゃ国が見に来るかというところではないですよ。そういう場所を、じゃどこに連絡するのか、どうしたらいいのかというところを聞きたいんです。だって、あのままじゃどうしようもないわけだから、誰かがやってくれなきゃいけないわけなんですけ

れども、そういうところを、どこがどうやって、やっていくのか。そこの部分の国有地のお金って入っているわけじゃないですよ。固定資産税が入っているわけじゃなくて、じゃそのままにしておくのかというところを聞きたいんですけども、じゃ町が管理するんだったら、やっぱり交付金として入ってもらわなきゃいけないんですけども、そこをちょっとお聞きしたいと思ったんですけども。分からないですか。

(発言する者あり)

○10番(善塔道代君) そう。じゃ、そのままにしておくという状況なんですか。分からないですか。

じゃ、いいです。

○議長(内山菊敏君) まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長(古川富康君) お答えさせていただきます。

私どものほうで、町営住宅を、国有地を借りておるんですけども、借りているところが関東財務局千葉財務事務所になりますので、その国有地の管理については千葉財務のほうで草刈り等を実施しているものと思われまます。はっきりどこがやっているかというのは、どの部署がやっているかというのとは分かりませんが、国有地の管理につきましては関東財務局の千葉財務事務所が管理しているものと考えまます。

以上です。

○議長(内山菊敏君) 10番、善塔道代君。

○10番(善塔道代君) 10番、善塔です。

今、町営住宅の話、それはいいんですけども、本当に空いている土地、使っていない土地のことを言っているのだから、確かに国のものだから町がどうのってできないと思うんですけども、その場所をあのままの状態にしていて、誰も草刈りもしてくれない、木もすごく電線にかかっている、そこでも町からは言えないんですかね。ということをお聞きしたかったんです。そこを、もう3回質問しちゃっているのだから、分かりました。いいです。

○議長(内山菊敏君) ほかに質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番(古川徹君) 6番、古川徹です。

本冊で言いますと137、138ページですね。5款農林水産費、2項林業費、1目林業振興費の中の25節積立金、森林環境整備基金積立金60万4,100円ということでございますけれども、これは何度かお聞きしてはいますけれども、年間のシステム使用料、千葉県森林クラウドサー

ビス年間利用料、年間ってことはこれは毎年かかるということですよ。

この整備をひいて町は何をするのか。何もしないでもこの利用料というものがかかってしまうのか。今のところ積立てを考えていきたいということは前々からお話を聞いているのですが、何も使わなくてもこの整備の年間利用料というものを支払わなきゃいけないのかということですか。

細かく言うと、7万5,900円という形になると思うんですよ。決算資料のほうでは60万4,100円になっていますから。効果表で見ると7万6,000円となっていますけれどもね。正式に言うともう7万5,900円だと思いますけれども、それを、目的がなくてもその年間利用料を払わなきゃいけないのかということになりますから、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

もう一点。ページが145、146、本冊ですね。

6款商工費、1項商工費、3目観光費の中の14節使用料及び賃借料の中の清掃用具借上料として4万7,611円とあります。これは海岸清掃に当たる、このトイレを清掃する清掃用具なのかなと思うんですが、これは委託でお願いしていて、この道具というものは町が用意しなきゃいけないのか、そこのところをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

まず、138ページの1目林業振興費の中のシステム使用料7万5,900円の使われ方ということとよろしいかと思いますが、森林の整備台帳を電子化したものがございまして、その電子化された台帳システムを町では使っております。森林の伐採等の関係で確認等があればこのシステムを使って確認をしているというようなものでございます。これは年間で、議員おっしゃるとおり7万5,900円、これは毎年かかっていくところでございます。この財源につきましては、森林環境譲与税の中から財源に充てております。

それと、146ページの使用料、清掃用具借上料4万7,611円でございますが、トイレ清掃等に係る用具を借り上げている費用でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

森林のほうからいきますけれども、伐採等をするときということですが、伐採する

んですか、どこか。そういう予定があるんでしょうか。そこをお聞きしたいのと、積立てはいいんですけれども、例えば、積立てばかりしていて何の用途もないんだっただらということ、もしこの贈与税というものがカットされるようなことはないのか。ほかに目的はいろいろ考えられると思うんですけれども、伐採だけじゃないと思うんですよね。そのようなことを考えていただけるのか、再度お聞きしたいと思います。

それと、清掃用具借上料ですけれども、もう一度ちょっとお聞きしたいんですけれども、トイレの清掃用具を借り上げているというのは、私が聞いたのは、委託で頼んでいるにも関わらず、何でこの用具を町が借り上げなきゃいけないんだということを聞きたいんです。委託業者が持っているはずでしょ、本来ならば。それが何で町が4万7,611円を払って借り上げなきゃいけないんだということをお聞きしているんです。再度お願いします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

森林の関係ですが、森林等を所有者さんのほうで伐採をするとかいうような計画があった場合に、本来であれば届出をしていただくというようなものがございます。その辺のところ、森林台帳等の確認というようなことにシステムを使っている状況でございます。

それと、森林環境譲与税のお話ですが、今のところ使い道が明確になっているわけではございませんので、森林譲与税が創設されて、伐採や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発、森林整備などの整備費用に要する経費に充てると。ただ、本町ではそういった計画等がないことから、基金をつかって、将来そういったものに使うためにためておくことで、最終的には、具体的な使用目的を協議した後に、例えば公共施設での木材利用ですとか、学校等への木材利用ですとか、そんな使い道が明確になったところで、この基金から取り崩して充てていくというようなことで基金を積み立てているものでございます。基金につきましては、昨年の12月議会で条例を上程させていただいて、御承認いただいたというところでございます。

それと、清掃用具でございますが、委託はシルバー人材のほうに委託しております関係上、用具等については本町のほうで借り上げているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

システム上、いつ伐採するかどうかということ、申請があるかどうか分からないのでこ

ういった整備をひいておくということは分かりましたけれども、木材利用という観点からは、やはり目的というものは、今、町が必要なものというものはあると思います。具体的に言えば、前課長も言っていましたけれども、こども公園、公園のものを、木材を使った公園の整備をするとか、そういったこともまだまだ足りていないわけですから、そういったことを含めて考えていただきたいと思います。

よろしいですか、課長。よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

本冊の86ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目諸費。自治区区長・区長代理に報酬として合計で394万200円。1人当たり、区長さんに対しては4万9,600円、区長代理さんは4万3,800円となっておりますが、区長、区長代理さんは町民と行政とのパイプ役で日頃からお金をかけているんだけれども、この算出の基準とか、何かあるのかないのか。ちょっと金額が小さいんじゃないかと私は思うんですけども。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） 申し訳ございません、今ちょっと手元に資料はございませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

併せて、その下に、行政事務連絡委託料として1世帯当たり900円が、総計で438万2,600円。この世帯というのは、住民登録をしている世帯数から出しているのか。その点はどうですか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） これについては、自治区のほうに確認を取って世帯の報告を受けているものと考えます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 併せて、本町には、九十九里町区長等設置要綱あるいは九十九里町自治区長及び同代理の辞職に関する要綱、その中にうたわれているんだけれども、この要綱は遡ると昭和60年8月1日に告示されている。つい最近、令和2年3月27日に、要綱が変更になっている。これは、要綱だから議会を通さなくてもいいんだと思うんですけども、自

治区連絡協議会かな、そういった区長さんたちに連絡周知はどのようにしているのか。せっかく骨を折って、日頃、行政とのパイプ役で働いてくれている区長さんに対して、こういう要綱の変更があったときに周知しているのか、連絡等をしているのか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

今、御指摘のときにどのような改正があったのか、ちょっと確認してみないと分かりませんが、直接、運営上何か支障が生じるようなことであれば、4月に総会を持っておりますのでその席で説明をしておるといふふうには考えます。

影響がないと言うと失礼ですけれども、事務的なものであって、行政側で整理の話の改正であったとすると、そこまでの説明がしっかりされていたかというのは、ちょっと記録を見てみないと定かではないと、そういうところです。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。3回目になりますから。

○11番（細田一男君） 決算質問ですから、これ以上、質疑応答は一般質問じゃないので終わりにしますけれども、課長、後でまた相談に行くのでよろしくお願いします。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡厚君） 7番、浅岡です。

本冊22ページ、1款1項2目の1節、法人税の件なんですけれども、法人税割3,509万4,500円。法人均等割3,418万7,600円。この内訳について、教えていただきたいと思います。

続きまして、本冊124ページ、4款1項3目東金九十九里地域医療センター費、19節看護師養成修学資金貸付負担金1,997万5,750円。これについて、これはもう制度ができて多分8年になると思いますけれども、どのような効果が出ているのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） では、私からは、法人住民税の内訳というところで御回答させていただきます。

附属資料の19ページに、法人について記載があるわけですが、元年度、法人の納税義務者431でございます。この431というものが、均等割のみの納税をしている事業者と税割と納税している事業者があるわけですが、均等割のみを納税している事業者は299というところになります。金額については、こちらの決算書のとおりということです。御回答はこれでよろしいでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私からは、看護師の奨学金制度についてお答えをさせていただきます。

これは、東千葉メディカルセンターの看護師不足に対応するといったものでございまして、修学資金の貸付けで、内容といたしましては、大学卒業後に看護師の免許を取得いたしまして、東千葉メディカルセンターに4年以上従事しようとする者に対し、入学時に50万円のほか、修学金として現在1学年につき120万円を貸し付けておるものでございます。

御質問の効果でございますが、令和元年度末におきまして、卒業生59人の中で58人が入職してございまして、年度末現在では51人が現在在職している、年度末時点において在職しているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

それでは、法人税についてなんですけれども、均等割と法人税割、法人税割というのは利益が出た企業、法人が支払うもので、均等割というのは利益がなくても法人である限り必ず払わなきゃいけないという税金だと思いますけれども、逆算しますと、132社は取りあえず利益が出ていると。299社、約3分の2以上は利益がない、または赤字の会社だということなんですけれども、これは決算が令和2年の3月末決算までの企業の数でよろしいのでしょうか。

病院会計のほうなんですけれども、そうしますと、58名就職されて、51名が今現在残っているということで、7名の方は離職されたということなんですか。この場合の返済金とかが出てくると思うんですけれども、その辺の基準とかというのが、何年働いたら幾らとか何%とか、そういうのがあるのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） 法人税についてのお答えをさせていただきます。

確定申告済みの法人431社ということになりますので、議員のおっしゃるとおりとなります。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、看護師の奨学資金についてお答えをさせていただきます。

先ほど、私、入職58名、入職中は51名と申し上げましたが、これはあくまで令和元年度末

を基準としたときの人数でございます。

それから、返還のルールでございますが、これは東千葉メディカルセンター入職をしなければ全額返還するといったこととなります。また、4年以内に離職した場合には、月割り計算によって返還するといったルールでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうしますと、3月末現在、令和2年3月末をもって利益のない会社が300社近くあるということですが、これから先、それからがコロナの影響が出てくるような状況だと思っておりますけれども、そうした場合に、大分赤字または利益のない業者が増えてくると考えておりますけれども、これから先、この法人の赤字が増えますと当然個人の所得も減っていくというふうに考えられますけれども、その辺の対策、また、予算になっちゃいますけれども、どのように考えられているのかお答えください。

それと、病院ですけれども、毎年、大体町が2,000万と言いますと、東金入れますと約1億円の事業をやられておりますけれども、これをずっと続けていくのか。それとも何かほかに、例えば、ずっと続けていくのであれば、このかかる分を今いる看護師が離職しないような施策に充てるとか、今もう実戦でもって働いている方を育てていくとか、そういうことを考えられているのか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） お答えいたします。

この状況で、コロナの影響で今後さらに悪化というところでの御質問ですけれども、現在の国のほうで新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の特例措置がございます。これが今後また延長されるかどうかというところは、今分からないところでございます。

で、利益が減ったというところで、法人のほうでまた確定申告をされ税割については出ない状況になろうかと思いますが、議員がおっしゃったとおり均等割はかかるわけでございます。そうしますと、徴収猶予、特例措置が継続されれば、この特例措置ですけれども、そうでなくても徴収猶予というところでは対応をしていくというところになろうかと思いますが。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 看護師の助成制度をいつまで続けるのかといった御質問かと思いますが、看護師の充足状況を見ながら対応することとなろうかと思いますが。

しかしながら、毎年おおむね10%の方々が離職するといった状況を見てまいりますと、これを一旦打ち切ると、その後の急速な看護師不足があった場合に、やはり早期の対応が難しくなりますので、これについては東千葉メディカルセンター、それからもう一方の設立団体でございます東金市と共に慎重に検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

法人税ですけれども、徴収猶予が国のほうであると。当然、これは国のほうがその分を立て替えて町のほうに頂けるといふ制度だと思っておりますけれども、そうでなければ町のほうの財政が大変になりますので、その辺の要望もしていかなければいけないんじゃないかと私は思っております。

病院のほうですけれども、離職も激しいようですけれども、同じお金を使うのであれば、即実戦で働ける方を、ちょっと余分にお金を出して、簡単に考えると250人で計算しますと年間40万、1人に増やせるというような計算になりますので、それをお金を増やして、優秀な看護師、実戦ですぐ使える看護師を雇うということも一つの手だと思いますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計決算の質疑を終わります。

○議長（内山菊敏君） 続いて特別会計決算及び事業会計決算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

決算書228ページ、4款1項1目給食受託事業収入、2節滞納繰越分、不納欠損額261万7,075円についてお聞きします。

この点については、文教民生常任委員会でも議論させていただいたところですが、若干時間切れの面がありましたので、改めてお伺いしたいと思います。

この261万7,000円のうち4割弱に当たる98万4,000円が無資力と既に報告されましたけれども、この無資力として欠損処理した判断根拠、または判定基準はどのようなものなのか、御答弁いただきたいと思えます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、令和元年度で私債権の放棄を行った債務者44人、うち無資力と判断させていただいた方が12人となっております。不納欠損処分をするに当たっては、これまでに、債務者の自宅を訪問し、滞納額を精算していただけるよう債務者本人または家族と面会を重ねてまいりました。しかしながら、債務者が生計を維持するだけの収入がない状況にあること、滞納額の精算を強制することにより生活を著しく緊迫させる、逼迫させるおそれがあることから、無資力またはこれに近い状態と判断をさせていただきました。

なお、学校給食費を含む私債権でございますが、財産調査権がないために、税務課のほうからの税情報を取得するには本人の同意書が必要になります。同意いただけない場合は情報を得ることができないために、債務者本人からの生活状況等の聞き取りが中心となります。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

給食事業に関わらず、各部門における督促業務の御労苦については、日頃敬意を表しておりますし、また不納欠損そのものについては、事務面の滞留や、比較的報われないといえますか、労力を考えると、不納欠損処理することについてはむしろ私も大いに賛成の立場です。

ただし、もろ刃の剣といえますか、不納欠損するかしないかの判断や処理方法を誤りますと、他の納付者との公平感を著しく損なうことにもつながりかねないというふうに思います。ましてや、元年度末のこの処理は、私法上の債権を放棄するという事で初めてのケースですので、また今後、毎年度継続されていく処理だと思えますので、この際きちっとした処理ルールを考えておかないと、将来的に禍根を残さないかという心配があります。

つまり、無資力というのは極めてグレーでありまして、ここまでは不納欠損とする、それ以外は引き続き交渉するといった垣根をどうするのか。そこに恣意的な面が入る余地はないのかが問われるんじゃないでしょうか。

そこで、それらを防止する意味でも、客観的なルールづくりが必要だと思えますが、この辺の御見解をお聞かせいただきたい。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、きちっとしたルールというところでございますが、うちのほうも調査をしながら、なるべく本人から同意をいただき、税情報等を基に収入等の確認を進めて検討していくというところであります。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

先ほど、今後もずっと私法上の債権放棄が続くと申し上げましたけれども、御担当者は常に変わると思いますので、人によって欠損処理の対象が変わることのないようにするために、ぜひ客観的な判断基準を設けることを検討されるよう要望しまして、終わりにします。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

国保特別会計262ページ、款4 県支出金、節2 特別交付金、保険者努力支援分564万2,000円について、この内訳をちょっとお伺いしたいと思います。

国保は広域化になりました。広域化に伴って、都道府県や市町村の国保行政の在り方を国が採点して、また成績がよいとされた自治体に予算を最終重点配分をするという仕組みだと思うんですけども、この内容を見ると、目的としては、まず国保の赤字削減を進めるよう都道府県が指導しているかどうか、また、都道府県が病床削減など医療抑制の取組を行っているかどうかという、これが重要な採点目的となっているのですけれども、この数字はどこからどういった根拠でこういう数字が出ているのか。

例えば、低所得者対策の基盤安定のような、そういった補助要件、対象経費というような形でこれが出ているのかどうなのか。効果表147ページを見ると、健康ポイントで加算というふうになっていますけれども、関連があるのかどうなのか。

それから、国保加入者の今の実態についてお伺いいたします。2点目は。

世帯数が2,946世帯、被保険者数4,673人という、そういう説明を前回受けましたけれども、広域化になって資格証明、短期証明の対応をどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

それから、2点目。

後期高齢者医療特別会計、附属資料の153ページを見ますと、後期高齢者健康診査が大分受診率が暫定値で28%ぐらいになっていますけれども、これは低いと考えていいのか、全国平均はどのくらいなのかということをお答えいただきたいと思います。

それで最後に、介護保険特別会計、附属資料の157ページ、保険給付の状況の中で、特定入所者介護サービス費が大分これは多いようなんですけれども、これは所得の低い入居者が食費や住居費負担を軽減する制度だとは思いますが、実態はどうなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 谷川議員の1点目の御質問でございますが、262ページの特別交付金、保険者努力支援分の564万2,000円の件でございますが、こちら、県の定めました努力項目、町や市による項目がございまして、歯科検診の実施率、それと糖尿病の重症化予防の項目の実施率、その算定がございまして、単価が、町の場合は1人1,094円という数字が出ておまして、その5,156人分の金額となります。

それと、健康ポイント、50ポイントを達成しますと記念品が贈呈されるわけですが、こちらのほう、人間ドックの受診、特定健診の受診、ウォーキングの実施率など項目がございまして、その中に含まれております。

資格証明の対応でございますが、納期限から1年間を経過しても滞納を続けており、3か月に1回の来庁の依頼、要請にも応じなかった場合、納税や連絡も約1年滞っている世帯に対して、国保のほうでは資格証明書をやむなく発行するに至ります。

令和2年7月15日現在、資格証明書の世帯は64世帯、それから被保険者数は68人でございます。68名のうち、高校3年生以下の者は7名おまして、そちらのほうには6か月の短期有効期限の保険者証の交付をしております。

続いて、主要事業効果表の153ページ、後期高齢者の健康診査でございますが、こちらのほう、平成元年度の28.6%という数字となっておりますが、ちょっと他町村の資料、県内の資料をちょっと私のほうで今持ち合わせてございませんので、後ほど谷川議員のほうにお教えいたしたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私からは、決算附属資料157ページにございます保険給付の状況の一番下段でございます特定入所者介護サービス費について御説明をさせて

いただきます。

これは議員おっしゃるとおりでございまして、施設入所者及びショートステイの利用者のうち、所得の低い方に対して設けられております、食費、居住費の自己負担分の減額した分を公費で給付するといったものでございます。

対象となります方々は、住民税非課税世帯の方、これは、収入に応じて3段階の限度額が設けられているということになります。

それから、御質問の利用状況、それから傾向といったところでございますが、令和元年度の実績では6,483万7,000円。平成30年度を見てまいりますと、5,782万7,000円ということで、おおむね700万円ほど増加してございます。これはやはり、施設入居者が増えれば、それに比例して増えるといった傾向にあるかと思えます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 保険者努力支援分という、先ほどお答えいただいたんですけれども、どうも調べても、結局何か努力しているか、一体どういうふうにもその根拠を見ているのかというのが分からない。それを、結局、国が県に押しつけて、県が今度は各自治体に、そういった基準を設けて保険者努力支援分というのを決めてきている。

実際、歯科検査や糖尿病というそういった住民の健康管理が本当に住民課でできているのかどうなのかというのは大変曖昧なものだと思うんですね。だから、やはりこういったものは、きちんとした努力者支援というのが、また政権が変わることによって状況の中も変わる可能性もあるので、よくそれは注視していただきたいと思えます。

それから、国保の資格証明、短期証明なんですけれども、子供に6か月分の保険証を出している。しかし、子供には罪がないわけで、子供がいつ具合悪くなるか分からない、そういった状況を、今までも私もずっとそれは議会でも言ってきたんですけれども、せめて子供には年間を通した保険証を配付するように強く私は求めたいと思えます。

結局、その広域化になっても、やはり低所得者、2割、5割、7割の軽減対象というのが、全体的に40%から50%あるということで、この国保の広域化になっても、国保そのものの保険税が高いということの一つの表れだと思うんです。

ですから、国保税、私も何度も要望しているように、せめて子供に対しては均等割や何かの減免を強く私は要望したいと、この決算を見て強く要望したいと思えます。

あと、後期高齢者なんですけれども、全国的に受診率がどうなのかという資料は、今持ち

合わせていないというので、それは後ほどお答えいただくということで、健康診断が受けにくいというそういったことは考えられるのでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 会場を保健センターとつくも学遊館に分けて、それと7月、8月で2か月にわたって日程を私どもで組ませてもらい、実施させていただいておりますので、その辺においては受けにくいとかということは、私は感じておりません。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、課長が感じているか感じていないかということはお伺いしていないので、やっぱりそこは住民によく調査をしてください。

最後なんですけれども、介護保険特別会計で、先ほど課長にお答えいただいたんですけれども、この事業の効果表を見ると、やはり高額介護サービス費と、それから特定入所者介護サービス費が結構一番高いかなと思うんです。

やはり、要介護1から5だったのを要支援1、2に、要介護1の比較的軽い対象者を要支援1、2に分けたと。それが、少しでも介護保険料を少なくすることが目的なんでしょうけれども、結果的に、やっぱり高額サービス、いわゆる1か月、同じ月に一定の上限を超えて払戻しをされる高額介護サービス費というものと、それから特定入所者介護サービス費が6,400万、3,200万と大変高い状況なので、これはもう少し介護の実態、もう少しきめ細かい介護の対応をしていただきたいと思います。

終わります。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

それでは、病院事業394ページ、2款1項1目21節貸付金、九十九里地域医療センター事業貸付金。これは、麻酔システム、耳鼻咽喉科開設に伴う設備機器に充てる資金を貸し出したということの説明ですけれども、これは独法のほうからの申出があったのか、それとも設立団体のほうから耳鼻咽喉科を設立してくださいとか、何かそういう要請があってこれできたのか。それと、この用途と経緯、どういう経緯でもってやっているのか。それと、機器購入時の価格等のチェックはどのようにされているのか、お答えください。

続きまして、農業集落排水事業特別会計、本冊418ページ、1款2項1目1節指定工事店登録手数料14万円。これの内訳と、どのような用途、使い道でやられているのか。

続きまして、ガス事業会計、附属資料の1ページの1の3、営業外収益の4雑収入、この中の指定工事店更新手数料7件分16万4,600円。これも集落排水と同様なんですけれども、この内訳と徴収目的、並びに使い道、これは集落排水もガス事業も一緒なんですけれども、この指定工事店は当該事業において本管との接続工事や屋内管工事を施工するために登録するものですが、令和元年度の指定工事店によるこの工事件数も併せて教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私のほうから、農業集落排水事業に係る指定工事店の状況についてお答えさせていただきます。

本冊418ページの登録手数料の内訳でございますが、新規が2件、更新が4件でございます。

それと、この使い道でございますが、指定工事店の工事の技能認定に係る事務手数料として使っております。

それと、昨年度の工事件数でございますが、去年は4件の工事でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ガス課長、吉田洋一君。

○ガス課長（吉田洋一君） それでは、ガス課のほうのお答えをさせていただきます。

まず、指定工事店の手数料の関係でございますけれども、7件の更新と16名の配管工及び責任者の更新でございます。端数が生じているところは、10月以降、消費税の関係で10%というところと、それ以前の8%というところで、税の違いで端数が発生しております。

それと、工事件数でございますけれども、179件でございます。

あと、手数料の使用でございますけれども、指定の更新に係る事務が当然生じることでございますので、その事務の対価として事務手続に必要な通信費や、あとは研修等の開催の案内、消耗品等に使用をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、病院事業特別会計の中の病院事業債を財源として購入した医療機器について御回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、病院事業債を財源とした医療機器につきましては、耳鼻咽喉科の

開設に伴う医療機器、それから麻酔科のシステムでございまして、これらは第3期中期計画の説明の中では具体的に位置づけをされてございませんでした。計画の策定時には決まっていなかったということが、令和元年度になってようやく見通しが立ってきたといったものでございます。そこで整備をさせていただくことといたしました。

1点目の耳鼻咽喉科の機器でございまして、主な内容といたしましては、鼻内視鏡であるとか診察台、顕微鏡でございまして。

これは、中期計画では、先ほど申し上げたとおり未開設の診療科の開設時期について未定としておりまして、事情を総合的に勘案し、慎重に検討していくというふうにしてございましたが、今回その準備が整ったということで開設をしたものでございます。

2点目の麻酔管理システムでございまして、これも平成28、29年度と予算には計上してございましたが、執行されずに減額補正してきたといった経緯がございます。結果といたしまして、しっかりと麻酔の管理体制が整ってくるまでは見送るという判断がされてきたものでございますが、ここにきて麻酔科の体制が整ってきたということもございまして、安全面への配慮も含めまして改めてお願いをさせていただいたということでございます。

それから、チェック機能、チェック体制といった御質問でございまして、東千葉メディカルセンターの物品の調達につきましては、法人の契約規程に基づきまして法人が行うものではございますが、設立団体といたしまして、構想の段階から毎月々行っております定例会において意見を述べさせていただいてございます。また、医療機器等の重要な契約案件につきましては、理事会の議事として規程が定められてございますので、私どもはそこへオブザーバーとして参加させていただき、意見を述べる機会が設けられてございます。

さらに、この医療機器につきましては、先ほど申し上げたとおり病院事業債の対象となりまして、これはメディカルセンターでは起債ができませんので、設立団体が資金を調達しメディカルセンターに貸し付けることとなります。ここでもチェック機能が働いていると理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

病院事業ですけれども、大体内容は分かりました。ただ、独法が必要なお金を設立団体が借金をしてまた貸しをするという構造ですので、やはり引き続きチェック機能を十分にやっていただいて、赤字の解消に努めていただきたいと思います。

それでは、指定工事店手数料に伴う費用についてなんですけれども、集排のほうは申請更新の手續の費用としてではなく、そのときの事務手續の費用だということですね。

ガス事業のほうでは更新手数料に、講習の事務手續や通信費に使用しているというようなことだったと思いますけれども、それでは、農集のほうの指定工事店35社という報告を受けているんですけれども、今回、令和元年度4件の工事が行われたということで、このうち新規登録の2社の申請があったわけなんですけれども、この2社は工事の施工実績はありますでしょうか。

また、指定工事店が行う工事費、施工業者の見積りによるものなのか、または積算基準とかがあって、統一の単価でもって発注者が工事代金を払うシステムなのか。これは農集のほうですね。ガス事業所のほうも同じなんですけれども、指定工事店が行う工事費は施工業者の見積りによるものなのか、また積算基準があって統一されたものなのか。同じような質問をしたいと思います。

それと、参考のために、町発注の工事を受注するために工事業者は指名参加願を町のほうに出していると思いますが、その申請によって町の工事をできるか、ふさわしいかという事務手續をして、審査をして、ランクを決めて業者に通知をしていると思いますけれども、指名参加願を出されている業者の件数と、その際、手数料等が徴収されているのか、参考のためにお聞きしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

農集のほうの指定登録店35社、議員おっしゃっていただいたと思いますが、直近では37社となっております。

それと、昨年新規登録の事業所が去年の4件の工事に関わったかというような御質問かと思いますが、新規の2件に関しては、新規登録の事業者が施工したというふうに認識しております。

それと、施工に関わる際の統一単価等があるかという御質問だったかと思いますが、農業集落排水事業では統一単価というものはありません。ただ、指定工事店の中から複数の事業所から複数の見積りを取っていただいて、施主様のほうでよく検討した上で、納得いただいて契約をしていただければというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ガス課長、吉田洋一君。

○ガス課長（吉田洋一君） それでは、ガス課のほうでございますけれども、九十九里町ガス供給条例第5条に、供給施設に関する工事は本町が施工するとあります。そのため、本町が自ら導管工事を設計しており、必然的に工事の単価はガス課にて管理する単価表で設計しておりますので、統一した仕様となります。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、企画財政課より、町建設工事等入札参加資格者名簿登録者についての御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

今年の8月1日現在で24業者でございます、これに関わる手数料等は頂いていないところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうしますと、ガス事業所の場合は、どの業者が施工しても同じ単価で、業者によって住民の負担が変わるということはないということによろしいですね。

農集のほうなんですけれども、先ほど課長のほうが説明でもって、複数の業者というような話から見積りを取ってというお話がありましたけれども、まず最初に、もともとは35件でもって、2件新規で増えたので37件だったと思うんですけれども、その段階では、多分35社の中の指名業者の中から住民の方は選ばなければいけなかったという状況なのに、新規の2社から工事を受注しているということは、工事の受注があるから新規の登録を行ったというふうにはしか考えられないんですよ。

といいますと、複数の業者から取ったかというのと、多分違うんじゃないかというのと、まず、工事の品質は指定工事店なので統一されて、住民は同じ品質のものができるといふふうには思いますけれども、単価については、工事の新規の登録手数料だとか更新手数料が上乘せされる可能性が十分考えられると思います。

先ほど言ったように、5万円の新規登録料を払ってまで工事をするということは、当然この5万円については住民が負担している可能性が大だというふうに、私は思うんですけれども、住民本来が工事費以上の、実際に工事にかかるもの以上の支出を余儀なくされている可能性がないのかどうか、お答えください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

指定工事店でございますが、排水設備の工事に関して、規則で定める技能を有する者が属する業者として規程で定めているものであり、適切な工事の担保としているものでございまして、登録更新手数料に関しましては、農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第21条で定めているところでございます。

議員御指摘の登録手数料や更新手数料が単価等に上乘せされているのではないかとこのところでございますが、その辺につきましては、施主様のほうで複数事業者等から見積り等を取り寄せて、よく検討していただければなと思っております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） そうすると、条例があるからこの手数料を頂いているというような考えだと思うんですけども、先ほど、工事の指名の関係でもって企画財政課のほうから答えがありましたけれども、その審査について事務手数料というのは一銭ももらっていない状況でそういう審査ができるということは、これに対して費用がかかっているという答弁もちょっとおかしいのではないかとこのように考えます。

これは条例があるから徴収するということは、結局経費がかかっていないわけですけども、丸々利益になるような考えで、これは、この部分を町民が負担しているというふうに私は思います。

一般会計から農業集落排水で1億円近くの金が毎年、これは町税の約7%なんですけれども、一部の地域の住民のために使われているという現状があります。

工事費が高いと、結局余分なお金を払うような状態でもって、工事費が高いと結局加入率や接続率の低下にもつながりますので、その辺も考えなければいけない。

一般会計から支出を減らすために、または加入率を上げていくしかないと思うんですけども、このような条例があるからお金を取らなきゃいけないということを含めて、これ、町長がどういうふうに今後を考えているのか、もしも意見とかがあれば聞かせてもらいたいなと思っております。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 議員御指摘の、条例に規定してあるから更新手数料ですとか登録手数料を取っているんだというところでございますが、いわゆる指定工事店は、先ほど説明したとおり、適切な工事の担保というところで指定工事店を採用しているところでご

ざいまして、その指定工事店の登録または更新の費用ということで条例に規定して金額を頂いているところがございます。

工事の多い少ないに関わらず変動するものではないと考えておりますが、金額につきましては、今後、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいまの浅岡議員の質疑に対してお答えします。

先ほどおっしゃったように、加入率を上げるという観点から、こういうことはここでは決められませんので、条例改正のことだと思います。ですので、担当課とよく相談して、これから話を進めていきたいということによろしいでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

以上で、特別会計決算及び事業会計決算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時25分です。

（午前11時09分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時23分）

○議 長（内山菊敏君） 先ほど、産業振興課長の答弁に訂正があるということでもありますので、産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 先ほど、古川徹議員の御質問の中で、本冊146ページの清掃用具借上料について、私の確認不足で申し訳ございませんでした。

この費用に関しては、公園センターの中で使っているダスキンの清掃用具、マットですとかそういったものの借上料でございました。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（内山菊敏君） これより一般会計決算、特別会計決算及び事業会計決算について討論を行います。

初めに、原案に反対する討論を許します。

討論ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

令和元年度歳入歳出決算、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計について反対討論を行います。

国民健康保険制度は、市町村と都道府県が共同運営の制度へと変わりました。これまでとは違い、都道府県が標準保険料率を示し、市町村は住民から保険税を徴収し県に納付するということになりました。

それまでの多くの自治体は、一般会計から国保会計への繰入れを行い、国保税の負担軽減や自治体独自の減免を行ってきました。しかし、政府や厚労省は、こうした自治体による法定外繰入れを敵視し、その分を保険税の引上げに転嫁するよう主張してきました。今後、高齢化などで医療給付費が増えるたびに、さらに上がり続けることになります。

政府は、県を国保財政の管理者として、赤字削減の名で法定外繰入れの解消を指導させ、収納対策の名で滞納者への徴収強化と、地域医療構想による病床削減と一体に給付費抑制を推進させることが目的であり、まさにこれは弱い者いじめです。

これ以上の負担の不公平の拡大、弱い者いじめは許されません。

今、子供の均等割の減免や、子供の多い多子家庭の国保税の減免に踏み出す自治体が各地で出てきています。国民健康保険法77条では、特別の事情がある場合、市町村の判断で国保税を減免できることが規定されています。このような国保減免条例の活用を強く求めます。

後期高齢者医療特別会計。

2月17日の千葉県後期高齢者医療広域連合議会では、2020年度と2021年度の保険料改定を審議し、6.85%、平均5,091円の大幅な引上げで年平均7万9,441円とすることを賛成多数で決めました。しかし、全国的な引上げの実態を示さないまま、千葉県後期高齢者医療広域連合議会は、4月に厚生労働省が発表したら結果を議会に配付するか議運で検討する、このような回答をいたしました。

年金が下がり、消費税、介護保険が上がり、高齢者への生活への負担が重くのしかかるばかりです。我が党の代表議員は、財政安定化基金、66億円ある基金は保険料の上昇抑制のた

めに例外的に使えるとの規定があり、一部活用して保険料の引上げを避けるべきだ、このように主張しましたが、リスク回避のための基金は取り崩さないという大変不誠実な答弁で終始しました。さらに、75歳以上の医療費窓口負担2倍化なんてとんでもないことだと思います。

次は、介護保険特別会計。

介護保険制度は、2000年4月に始まりました。当初の九十九里町の保険料基準額は2,300円でしたが、現在では介護保険料が9段階に分かれ、当初の倍の基準額です。

2016年度介護給付実態調査によると、介護予防サービスの利用者数は、前年度比3.8%減の150万1,000人で、2000年度の開始以来、初めてこの年は減少しました。

15年度以降、要支援者に対する訪問介護、通所介護などの予防サービスを介護給付費から市町村運営の総合事業に移しました。しかし、総合事業への移行は、自立支援、重度化防止の名で公的サービスを切り捨てるものです。介護の質が確保できなければ、重度化が進み、給付を押し下げるだけだとして、私たちは強く反対をしてきました。国庫負担割合を直ちに引き上げることであり、また、その財源は消費税ではなく富裕層や大企業に応分の負担を求めることを私たちは主張しています。

よって、反対討論といたします。

○議長（内山菊敏君） 次に、原案に賛成する討論を許します。

討論ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

それでは、ただいま一括議題となっております議案第8号から議案第15号までの令和元年度九十九里町各会計決算の認定につきまして、賛成の討論をいたします。

令和元年度九十九里町各会計決算につきましては、本会議及び各常任委員会において慎重に審議したところであります。

初めに、一般会計決算につきましては、歳入決算額が60億7,981万7,281円、歳出決算額が55億3,840万7,814円で、令和2年度に繰り越すべき財源3億8,692万8,000円を差し引いた実質収支額が1億5,448万1,467円となっております。

令和元年度の決算を歳出状況により顧みますと、依然厳しい財政状況が続く中、町民が安心して暮らせるまちづくり、住み続けたいなるまちづくりのため、第4次総合計画後期基本計画や地方創生に向けた九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる様々な事業を展開しております。

また、台風15号、19号及び10月25日の大雨による災害対応や、消費税率の引上げに向けた景気対策などにも取り組んでおります。

社会保障では、自立支援給付などの社会福祉や子ども医療費助成などの保健衛生に係る事業が展開されました。また、とようみこども園とかたかいこども園の2こども園による幼児期の保育教育がスタートし、次代を担う園児の健やかな成長と子育て世代を支える環境が整いつつあります。

産業振興では、多面的機能支払交付金事業を推進し、農家と地域住民の共同活動を支援することで農村環境の保全管理が図られており、海の駅九十九里は地場産業の活性化と交流人口の増加に大きな役割を果たしております。

また、令和元年10月1日から開始された消費税率の引上げに伴う景気対策として、低所得者、子育て世代に与える影響の緩和と地域における消費を喚起、下支えするため、プレミアム付商品券事業を展開いたしました。

災害対策では、台風15号、19号及び10月25日の大雨による災害に対応したほか、水槽付小型動力ポンプ付積載車1台が更新されました。

教育振興では、熱中症対策として、各小学校と中学校に空調施設の設置や、片貝小学校、九十九里小学校のフェンス改修など、児童・生徒の健康と安全を守るため、学校教育施設の改善が図られました。

このほか、住民生活に直結した道路補修や排水施設整備が実施されるなど、町民福祉の向上に尽くされたところであります。

しかしながら、普通会計における財政指標を見ますと、町の財政力を示す財政力指数は0.46で、自主財源の割合が低いことが示されており、経常収支比率は87.8%と、前年度より1.8ポイント悪化し、財政構造の弾力性が乏しいことが示されております。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4つの指標とも早期健全化基準を下回っており、問題がない状況であると認識いたしますが、これらの財政指数から、さらなる財政基盤の強化や行政の効率化、財政の健全化に努められることを要望いたします。

次に、特別会計でございますが、6つの特別会計を合わせた歳入決算合計額が49億7,426万2,350円、歳出決算合計額が48億8,543万8,451円となっており、給食事業特別会計におきましては、安全な食材確保と衛生管理を徹底しながら、児童・生徒の心身の健全な発達のため栄養バランスの取れた食事を提供し、健康の増進と食育の向上が図られました。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計におきましては、それぞれの制度の目的に沿った事業が展開され、町民の保健医療の向上及び健康福祉の増進に努められました。

病院事業特別会計におきましては、東千葉メディカルセンターが、救急医療はもとより地域の中核病院としての定着や送迎車両の運行といった患者、住民に対するサービスの向上に取り組むとともに、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備や健全な経営基盤の確立に向け努められました。

農業集落排水事業特別会計におきましては、町内の3施設を適正に管理しながら、農業用排水の水質の汚濁を防止し、地域の健全な水環境に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上が図られました。

さらに、ガス事業会計におきましては、ガスの安価で安定した供給に努めるとともに、経費の節減と経営の合理化に取り組み、健全な企業経営が図られております。

令和元年度の各会計決算は、監査委員の意見書により、予算の執行が議会の議決の本旨にのっとり、適法かつ効率的に執行されていることが認められているとともに、4日間の決算常任委員会において執行内容を詳細に審査したことから、いずれも認定に賛成するところがあります。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見込めない中、引き続き感染拡大防止対策に万全を期するとともに、深刻な影響を受けた地域経済の活性化も図らなくてはなりません。今後も住民ニーズを的確に把握し、限られた財源を効率的、効果的に活用しながら、本町の将来像である、人、自然、風土が活きる海浜文化都市九十九里の実現と、町民の暮らしの安全・安心の確立のため、たゆまぬ努力を続けられますよう、町執行部に要望して賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は、各議案ごとに行います。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 令和元年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の採決をいたします。

議案第15号 令和元年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(内山菊敏君) 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでございました。

閉会 午前11時43分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 内 山 菊 敏

署 名 人 浅 岡 厚

署 名 人 古 川 明